

全国町村会総合賠償補償保険制度
の手引
(令和2年)

全 国 町 村 会

本保険制度の趣旨

総合賠償補償保険制度は、町村の所有、使用、管理する公共施設の瑕疵及び町村の業務遂行上の過失に起因して法律上の損害賠償責任が生じた場合の損害に対して総合的に保険金を支払う制度として、1984年度より発足したものであります。

本制度の趣旨は、町村が法律上の賠償責任を負った場合に生じる賠償金の支出によってもたらされる財政運営への支障を避けるため、さらに本保険制度を通じ、町村行政の円滑な推進に寄与することを目的に、町村の相互救済事業として、実施しているものであります。

全国町村会総合賠償補償保険制度 の手引

目 次

第1章 本保険制度のしくみ

1. 保険の構成	(1)
(1) 賠償責任保険・個人情報漏えい保険	(1)
(2) 補償保険	(2)
(3) 公金総合保険	(2)
2. 保険契約者	(2)
3. 被保険者	(2)
4. 引受保険会社	(4)
5. 保険期間	(4)

第2章 賠償責任保険（除く予防接種事故）

1. 対象となる損害	(5)
2. 保険金支払いの対象となる損害の範囲	(6)
3. 自治体施設の内容	(7)
4. 自治体業務の内容	(12)
5. 自治体生産物の内容	(18)
6. 自治体受託物の内容	(19)
7. 保険金支払いの対象とならない事故	(20)
8. 保険金額（支払限度額）	(24)
9. 日本スポーツ振興センター災害共済給付との関係	(25)
10. 関連する条文の抜粋	(28)

第3章 予防接種事故賠償補償保険

1. 予防接種保険の仕組み	(35)
2. 予防接種賠償責任保険（A保険）	(36)
(1) 対象となる損害	(36)
(2) 対象となる予防接種	(38)

(3) 保険金額（支払限度額）	(39)
(4) 対象とならない主な事故	(39)
3. 法定救済措置費用保険（B保険）	(41)
(1) 対象となる損害	(41)
(2) 保険金額	(42)
(3) 対象とならない損害	(44)
4. 行政措置災害補償保険（C保険）	(44)
(1) 対象となる損害	(44)
(2) 保険金額	(45)
(3) 対象とならない損害	(45)
(4) 予防接種事故災害補償規程	(45)

第4章 個人情報漏えい保険

1. 保険金支払いの対象となる損害	(49)
2. 対象となる個人情報漏えい事故の範囲	(50)
3. 保険金支払いの対象とならない主な事故	(52)
4. 保険金額（支払限度額）および自己負担額（免責金額）	(54)

第5章 補償保険

1. 対象となる損害	(57)
2. 対象となる町村等の行事（活動）	(57)
3. 補償対象となる者	(62)
4. 保険金額および保険金算出方法	(63)
5. 保険金支払いの対象とならない主な事故	(64)
6. 総合災害補償規程	(65)

第6章 公金総合保険

1. 対象となる損害	(71)
2. 対象となる公金の範囲	(71)
3. 保険金支払いの対象とならない主な事故	(72)
4. 保険金額および支払限度額	(72)

5. 約束手形における保険金の支払いと支払いの時期について	(73)
第7章 加入手続き	
1. 加入のご案内	(75)
2. 加入する契約類型	(76)
3. 保険料分担金の算出	(78)
4. 保険期間と月割料率	(78)
5. 加入手続き	(79)
6. 契約類型の変更	(81)
〈様式〉第1、2、4号	(83)
第8章 保険金請求および支払い	
1. 事故が発生した場合の手続き	(87)
2. 事故処理手続の事務フロー	(88)
3. 被害者との示談交渉	(89)
4. 賠償保険金支払いの対象となる損害の範囲	(90)
5. 個人情報の取扱いに関する同意書(案)	(93)
6. 保険金請求に必要な書類	(96)
7. 保険金の支払時期	(98)
〈様式〉第3号、保険金請求書	(100)
第9章 質疑応答	
1. 一般的事項	(105)
2. 道路関係	(113)
3. 学校関係	(119)
4. 社会体育、社会教育、社会福祉関係	(123)
5. 予防接種関係	(128)
6. 公金総合保険関係	(130)
7. 個人情報漏えい保険関係	(132)

第10章 契約特約書・約款・特約条項

1. 全国町村会賠償責任保険契約および災害補償保険契約特約書	(135)
2. 賠償責任保険普通保険約款	(146)
3. 追加被保険者追加条項（地方自治体特約条項・生産物特約条項・受託者特約条項用）	(162)
4. 地方自治体特約条項	(164)
5. 人格権侵害担保追加条項（地方自治体特約条項用）	(169)
6. 生産物特約条項	(171)
7. 賠償責任保険追加条項	(175)
8. 受託者特約条項	(188)
9. 漏水担保追加条項（受託者特約条項用）	(191)
10. 除染作業に関する追加条項	(192)
11. 災害補償保険普通保険約款	(198)
12. スポーツ災害補償特約	(221)
13. 学校管理下災害補償特約	(222)
14. 施設災害補償特約	(223)
15. 入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約	(225)
16. 死亡補償保険金、後遺障害補償保険金のみ支払特約	(229)
17. 保険料支払に関する特約条項	(230)
18. 全国町村会予防接種事故賠償補償保険契約特約書	(231)
19. 医師特約条項	(241)
20. 予防接種のみ担保追加条項（医師特約条項用）	(249)
21. 予防接種実施主体特約条項	(250)
22. 日付データ処理等に関する不担保追加条項（医師特約条項用）	(253)
23. 保険料支払関連特約条項の読み替えに関する追加条項（医師特約条項用）	(255)
24. 刑事弁護士費用担保追加条項（医師特約条項用）	(258)
25. 医療施設特約条項	(263)
26. 全国町村会公金総合保険契約特約書	(268)
27. 動産総合保険普通保険約款	(273)
28. 臨時費用不担保特約条項	(291)
29. 現金総合特約条項C	(292)

30. 自動販売機等特約条項	(297)
31. 物損害追加特約条項	(298)
32. 保険料支払に関する特約条項	(301)
33. 個人情報漏えい賠償追加条項（地方自治体特約条項用）	(302)
34. 個人情報漏えい対応費用担保追加条項	(310)
事故発生時の連絡先一覧	巻末
ご契約に関する問い合わせ先	巻末

第1章 保険制度のしくみ

1. 保険の構成

本保険は、「全国町村会総合賠償補償保険」と称し、次の「賠償責任保険」と「補償保険」と「公金総合保険」の3種類の保険により構成されています。

本保険は日本国内の事故が対象となります。賠償責任保険については、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみ対象となります。

本保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。また、特約書、約款に記載されていない事柄、または解釈は、本手引の内容を適用します。

(1) 賠償責任保険・個人情報漏えい保険

本保険は、町村等が所有、使用、管理する施設の瑕疵や町村等の行う業務遂行上の過失に起因する事故について、町村等に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対して保険金を支払う保険で、次の特約書、約款が適用されます。

- ① 全国町村会賠償責任保険契約および災害補償保険契約特約書
- ② 賠償責任保険普通保険約款
- ③ 地方自治体特約条項
- ④ 個人情報漏えい賠償追加条項（地方自治体特約条項用）
- ⑤ 個人情報漏えい対応費用担保追加条項
- ⑥ 人格権侵害担保追加条項（地方自治体特約条項用）
- ⑦ 追加被保険者追加条項（地方自治体特約条項・生産物特約条項・受託者特約条項用）
- ⑧ 賠償責任保険追加条項
- ⑨ 生産物特約条項
- ⑩ 生産物特約追加条項（生産物特約条項用）
- ⑪ 受託者特約条項
- ⑫ 受託者特約追加条項（受託者特約条項用）
- ⑬ 漏水担保追加条項（受託者特約条項用）
- ⑭ 除染作業に関する追加条項
- ⑮ 医師特約条項
- ⑯ 医療施設特約条項
- ⑰ 予防接種のみ担保追加条項および予防接種実施主体特約条項
- ⑱ 全国町村会予防接種事故賠償補償保険特約書

(2) 補償保険

本保険は、町村等が行う諸行事等の開催中に参加している住民や団体あるいは町村等の管理下で行われるボランティア（無償）活動に参加している住民が被った急激かつ偶然な外来の事故について、町村等に法律上の賠償責任が生じるか否かに関係なく、町村等が被害者に支払う補償金（見舞金）に対して保険金を支払う保険で、次の特約書、約款が適用されます。

- ① 全国町村会賠償責任保険特約および災害補償保険契約特約書
- ② 災害補償保険普通保険約款
- ③ スポーツ災害補償特約
- ④ 学校管理下災害補償特約
- ⑤ 施設災害補償特約
- ⑥ 入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約
- ⑦ 死亡補償保険金、後遺障害補償保険金のみ支払特約

(3) 公金総合保険

本保険は、町村等が取扱う公金が町村行政機関等または集金者の自宅等での保管中および運送中に火災、盗難等によって損害を被った場合、その損害に対して保険金を支払う保険で、次の特約書、約款が適用されます。

- ① 全国町村会公金総合保険契約特約書
- ② 動産総合保険普通保険約款
- ③ 臨時費用不担保特約条項
- ④ 現金総合特約条項C
- ⑤ 自動販売機等特約条項
- ⑥ 物損害追加特約条項

2. 保険契約者（全国町村会）

本保険は、全国町村会が保険契約者となり、本保険に加入を希望する町村等を取りまとめ一括して保険会社と契約を行なう団体契約となっています。全国町村会は、保険契約者として本保険加入希望町村等の保険料分担金を取りまとめ保険会社に支払います。

3. 被保険者（加入した町村等）

被保険者とは、事故の際、保険会社に保険金を請求し、これを受けとる権利のある者

(賠償事故の場合に先取特権を有する被害者を除きます。)をいいます。本保険の被保険者は次のとおりです。以下、各保険の被保険者を「町村等」といいます。

(1) 賠償責任保険（除く予防接種事故）・個人情報漏えい保険

- ① 本保険に加入した町村
- ② 特別に加入を認めた市（2020年5月末現在本保険制度に加入している市で、継続して加入を希望する市）
- ③ 本保険に加入した町村または市が構成している一部事務組合、広域連合、合併特例区および地方独立行政法人

※ この一部事務組合、広域連合・合併特例区および地方独立行政法人は保険料分担金を負担する必要はなく、構成町村（市）が本保険に加入すれば自動的に賠償責任保険の被保険者になります。（P105質疑応答参照）

なお、地方独立行政法人は、「追加被保険者追加条項」（P162参照）に定めるものにかぎります。

- ④ 「追加被保険者追加条項」（P162参照）の第2条に掲げる条件を満たす指定管理者（P17 賠償責任保険における行政事務の外部委託 参照）
- ⑤ 「追加被保険者追加条項」（P162参照）の第3条に掲げる条件を満たす本保険に加入した町村または市から業務委託を受けた私人（有償ボランティアを含む）
- ⑥ 健診等の保健事業における実施主体および運営主体

※医師特約条項および医療施設特約条項にかぎります。

(2) 予防接種事故賠償補償保険

- ① 本保険に加入した町村
- ② 特別に加入を認めた市（2020年5月末現在本保険制度に加入している市で、継続して加入を希望する市）
- ③ 前記①および②より委託を受けて予防接種を行う医師（保険期間以前に委託を受けて予防接種を行った医師を含みます。）

(3) 補償保険（災害補償保険）

- ① 本保険に加入した町村
- ② 特別に加入を認めた市（2020年5月末現在本保険制度に加入している市で、継続して加入を希望する市）
- ③ 本保険に加入した町村または市が構成している一部事務組合、広域連合および合併特例区

(4) 公金総合保険（動産総合保険）

- ① 本保険に加入した町村
- ② 特別に加入を認めた市（2020年5月末現在本保険制度に加入している市で、継続して加入を希望する市）
- ③ 本保険に加入した町村または市が構成している一部事務組合、広域連合および合併特例区
- ④ 地方自治法第252条の2に基づく協議会またはこれに準ずる協議会であって市町村により構成されるもの。

ただし、当該協議会の現金等が、加入町村等の庁舎内で保管されているか、または加入町村等の職員の管理下（町村等の職員自ら輸送する場合があります。）にあるかいずれかの場合にかぎり、その協議会を被保険者とみなします。

- ⑤ 全国町村会および都道府県町村会

4. 引受保険会社

損害保険会社4社（幹事保険会社 損保ジャパン日本興亜）による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損保ジャパン日本興亜は幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金当等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。災害補償保険（補償保険）は、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・解約返れい金等の8割まで（破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、賠償責任保険および動産総合保険（公金総合保険）は、損害保険契約者保護機構の補償対象ではありません。

5. 保険期間

2020年6月1日午前0時から2021年5月31日午後12時までの1年間とします。本保険の対象となる事故は、保険期間中に発生した事故にかぎりませんが、予防接種による事故については、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合が本保険の対象となります。

第2章 賠償責任保険

(除く予防接種事故)

1. 対象となる損害

本保険は町村等に国家賠償法、民法による損害賠償責任が生じたことによって被る以下の損害に対して総合的に保険金を支払います。

- ①被保険者（町村等）が所有、使用、管理する自治体施設（注1）の瑕疵（欠陥）
- ②被保険者（町村等）が所有、使用、管理する自治体施設の管理業務遂行上の過失
- ③被保険者（町村等）が行う自治体業務（注2）遂行上の過失
- ④被保険者（町村等）が所有・使用・管理する自治体施設において生産販売または提供する、自治体生産物（注3）の欠陥
- ⑤被保険者（町村等）が所有・使用・管理する自治体施設において住民から預かる自治体受託物（注4）の管理上の過失
- ⑥健診等の保健事業にかかる医療行為による過失

これらの事由に起因して、住民等第三者の生命もしくは身体を害し（身体障害）、または財物を滅失、き損もしくは汚損（財物損壊）した場合において（注5）、被保険者（町村等）に法律上の賠償責任が生じたことによって被る損害について保険金をお支払いします。

また、上記①から③の業務に起因して、次の行為に基づく人格権侵害（注6）により、町村等に法律上の賠償責任が生じたことによって被る損害に対して保険金を支払います。

- ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
- ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害

（注1）自治体施設には、町村等が所有、使用、管理するほとんどすべての公共施設が含まれています。

なお、保険約款上は「地方自治体特約条項」第2条①に定めがあります。

（注2）自治体業務には、町村等が行政として行うほとんどすべての業務が含まれています。詳細は「自治体業務の内容」をご参照ください。

なお、保険約款上は「地方自治体特約条項」第2条②に定めがあります。

（注3）自治体生産物とは、町村等の所有、使用、管理している公共施設等で生産、販売または提供する飲食物およびその他の製品をいいます。詳細は「自治体生産物の内容」をご参照ください。

なお、保険約款上は「生産物特約条項」に定めがあります。

(注4) 住民とは、被保険者以外の第三者である自然人をいいます。詳細は「自治体受託物の内容」をご参照ください。

なお、保険約款上は「受託者特約条項」に定めがあります。

(注5) 本保険で対象となるのは、住民等第三者（他の町村等の住民も含まれます。）の身体障害、財物損壊による賠償責任です。従って、日照権侵害や印鑑証明発行等ミスによる住民等第三者に対する財産侵害などの身体障害、財物損壊を伴わない損害については、たとえ町村等に法律上の賠償責任が生じてもこの保険の対象にはなりません。

個人情報漏えい・人格権侵害に関しては身体障害・財物損壊を伴わない精神的損害を対象としています。

(注6) 保険約款上は「人格権侵害担保追加条項」に定めがあります。

2. 保険金支払いの対象となる損害の範囲

保険金支払いの対象となる損害は、次の賠償金および費用です。（この場合の対象となる損害とは、前述したとおり、住民等第三者の身体の障害および財物の損壊が生じたものにかぎります。）

(1) 被害者に対する損害賠償金

通常は被害者との間で示談により決めた額がこの損害賠償金となりますが、裁判による場合は、その判決額となります。

なお、被害者と示談を行う場合は、責任の有無や示談金の額について事前に幹事保険会社と打合せをしてください。町村独自の判断で示談を行った場合、示談金そのまま保険金として支払われないことがありますのでご注意ください。

※被害者との示談交渉（わが国においては賠償事件の90%以上が法廷外の示談交渉にて解決）に際しては、弁護士法により保険会社が被害者との直接交渉を行うことはできませんが、本保険の幹事保険会社（損保ジャパン日本興亜）がその解決に至るまで、全面的に支援・協力する仕組みになっております。したがって、賠償事故について、専門的な判断の分析、豊富な知識と経験、さらに優秀な弁護士をスタッフとして抱えている保険会社と、十分協力しながら早急な解決を図ることが必要です。

(2) 被害者に対する応急手当、緊急処置等の費用

身体障害事故が発生した場合、とりあえず被害者を病院へ護送したり、応急手当を

実施した場合の費用等被害者に対する緊急もしくはやむを得ざる処置のため支出した費用も保険金として支払われます。

(3) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬等の争訟費用

訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に関する費用も保険金として支払われます。これらの費用についても支出前に保険会社と打合せをしてください。保険会社と打合せをせずに支出した場合、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

(4) 第三者から損害の賠償をうけることができる場合の当該求償権を保全するための費用

町村等が被害者に支払った賠償金について第三者に求償することができる場合は、この権利の保全または行使について必要な手続きを行っていただくことになります。この求償権保全の義務を履行するために要した必要かつ有益な費用も保険金として支払われます。

3. 自治体施設の内容

本保険の対象とする自治体施設は、町村等が所有、使用、または管理する（注1）次の施設（注2）です。

（注1）町村等が、所有、使用、管理のいずれをも行っている場合は問題ありませんが、

① 所有のみ町村等で、使用、管理を第三者が行っている場合

② 所有のみ第三者で、使用、管理を町村等が行っている場合

の取扱いは次のようになります。

〈①の場合〉自治体施設の欠陥による事故（壁のタイルがはがれ通行人がケガをしたなど）など所有者としての責任については、町村等に賠償責任があるため保険金支払いの対象になりますが、施設の使用、管理上のミス（公民館を使って第三者が展覧会を開いたが展示方法にミスがあり観客がケガをしたなど）の場合、町村等に法律上の賠償責任が通常発生しないため保険金は支払われません。また、町村等の責任と第三者の責任がともに生じたような場合は、町村等の責任部分についてのみ保険金支払いの対象になります。

〈②の場合〉上記①とは逆に、町村等が使用、管理上の責任を負う場合に保険金が支払われ、所有者（第三者）としての責任については保険金支払いの対象にはなりません。

なお、施設の管理を行う第三者が地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者の場合には、被保険者とみなし、所有、管理いずれの責任についても保険金をお支払いします。

(注2) 施設の範囲には、当該施設のほか施設の敷地と敷地内の付属施設を含み、かつ施設および付属施設内の動産を含みます。

具体的には、以下の各施設についての説明をご参照ください。

この保険は、ほとんどすべての公共施設を対象としていますが、「医療施設（病院・診療所）」は対象外になっています。ただし、健診等の保健事業にかかる業務遂行に起因する損害賠償については対象となります。

〈保険の対象とする施設〉

(1) 事務所建物

本庁舎、支所、出張所の庁舎

これには、主たる事務所としての庁舎、議会場の他出先機関としての支所、出張所等が該当します。これらに付属する駐車場、食堂、売店、宿直用宿泊施設等が付属施設として含まれます。また、その他の施設として、町村等が所有する駐在所、派出所、無人の消防署、火の見やぐらも対象となります。

(2) 学校教育施設

学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園等の学校および児童福祉法に基づく保育所

なお、その他各種学校、専修学校、さらには町村等が管理している季節保育所・へき地保育所等(注1)も対象となります。

(注1) 2010年4月1日に施行された児童福祉法第6条の2第9項に規定される家庭的保育事業も対象となります。

この場合、賠償責任保険については町村等の責任部分のみが対象となります。

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく「認定子ども園」も対象となります。

※措置児童等の関係で町村等が①運営費補助、施設費補助等を行なっている私立保育所等で②当該町村長が準町村立の施設として管理下にあるものは対象となります。この場合は、私立の保育所においてもたらされた賠償事故についてその町村

が連帯債務者になるような場合を前提としており、私立保育所のみが負わなければならない賠償責任を肩代わりするものではありません。

寄宿舎、共同プール、簡易プール（注2）あるいは林間・臨海学校等で使用する施設等で町村等または学校の管理する学校敷地外にある学校専用の建物または施設（一時的に学校の専用に供する（注3）場合は、その専用の用に供されている間）は対象施設に含まれます。

（注2）簡易プールとは、川に縄をはってプールの形態をとり、ここで水泳指導を行うような場合も含まれます。

（注3）一時的に学校の専用に供するとは、例えば林間学校等で、学校が山小屋を借用した場合は、学校側の管理不備で生じた賠償事故についても本保険の対象とします。ただし、当該施設の欠陥により生じた賠償事故については、町村等に賠償責任がないので本保険の対象とはなりません。

(3) 福祉施設

児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設、母子福祉施設、隣保館、保健センター、特別養護老人ホーム、授産施設等の福祉施設

(4) 保養施設

国民宿舎等の保養施設

(5) 文化施設

公会堂、公民館、図書館、博物館等の文化施設

これには、地区センター等社会教育等の用に供するための施設およびこれに類似の集会施設等（へき地集会所を含みます。）も含まれています。

(6) スポーツ施設

体育館、陸上競技場、野球場、プール、スキー場、スケート場、ゲートボール場、格技場、弓道場等のスポーツ施設

上記例示のもの以外であってもスポーツを行う目的の施設はすべてスポーツ施設に含まれます。また、これらの施設は、スポーツ行事に利用されている時はもちろん、その他の活動（例えば講演会、興業等）に利用されている時も対象になります。

(7) 産業施設

農林水産物加工施設、育苗施設、集出荷施設等の産業施設

(8) 生活環境施設

上水道施設（簡易水道を含みます。）、下水道施設、廃棄物処理施設等の生活環境施設

(9) 道路

本保険において、対象になるのは被保険者（町村等）が所有、使用、または管理している次の道路をいいます。（有料道路を含みます。）

① 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路

具体的には同法第3条第4号の「(市) 町村道」が対象となります。

② 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく「自動車道」及び「一般自動車道」

③ 被保険者（町村等）が法令・通達等により管理している「農道」「林道」

④ その他被保険者（町村等）が所有、使用、または管理している里道、赤道、牧道等の道路

※その他の道路には土地改良区、森林組合が所有している農道、林道で、一般住民の通行に供されているもので、当該道路について、被保険者（町村等）が管理しているものを含みます。この場合の管理とは、一般的な管理の他に維持管理に要する費用等に対する補助、助成しているものを含みます。

⑤ 上記道路の付属物

道路の付属物は、道路法第2条第2項並びに同施行令第34条の第3項（P30参照）によるもののほか、被保険者（町村等）が所有、管理している道路の付属物はすべて対象になります。また、町村等が国・県道等町村の管理下でない道路において占有許可等を得て、設置してある施設（観光案内の看板等）も含まれます。

⑥ 渡船施設

渡船は河川、湖沼等での運航に供されているものにかぎり、道路の一部としていますが、海洋にて運航されているものは対象になりません。

(10) 公園

本保険において公園とは次のものをいいます。

① 都市公園（都市公園法にいう都市公園はもちろん、その他公園としての実態を備え一般の利用に供しているものはこれに含めます。）

② 自然公園、国立公園、国定公園等で町村等が管理しているもの

③ 河川敷に設置された公園

④ 児童公園

⑤ その他の公園（寺の境内、団地の公園等を含みます。）

(11) **港湾施設および漁港施設**

港湾法並びに漁港法に基づいて設置された港湾施設、漁港施設で被保険者（町村等）が所有・使用・管理している施設

(12) **住宅施設**

公営住宅、官舎等の住宅施設

具体的には次のような事故が対象になります。

- ・外壁が崩壊し、通行人（居住者を含みます。）が負傷した場合
- ・集合住宅の共用部分の欠陥によって、居住者が負傷した場合
- ・集合住宅の外壁（共用部分）の劣化によって雨水が侵入し、居住者の家財に損害が発生した場合

(13) **その他の施設および自然公物**

その他町村等が所有、使用、または管理する施設（建造物および工作物）

その他上記に分類されない施設であっても町村等が所有・使用・管理している施設であれば、ほとんどすべて対象になります。ただし、後記の保険対象外の施設にご注意ください。なお、河川、湖沼、ため池等にかかる工作物（堤防やフェンス等の工作物）は、ここにいう「建造物および工作物」に含めます。従って、たとえば、ため池の場合、フェンスが壊れていたことが原因となって子供が水死したというような事故は、町村等に法律上の賠償責任があることを前提として本保険の対象となります。

ただし、フェンス等工作物が何もなく、自然のままに放置された河川、湖沼、ため池は、ここにいう「建造物および工作物」に含めません。そうした自然のままに放置された河川、湖沼、ため池での事故は、一般に町村等に法律上の賠償責任は発生しないとされていますが、賠償責任が発生した場合には、判決または訴訟上の和解などにより町村等に法律上の賠償責任が生じることが明らかな場合には「その他自治体の行う業務」に起因する事故として、本保険の対象となります。

〈保険対象外の施設〉

医療施設

病院、診療所等の医療施設、療養型病床群等介護保険事業の医療施設

ただし、健診等の保健事業にかかる業務遂行に起因する損害賠償については対象となります。

4. 自治体業務の内容

本保険で対象となる自治体業務は、町村等の行う次の業務です。本保険は自治体施設の場合と同様、町村等の行うほとんどすべての業務を対象としていますが、後記のとおり一部の業務については対象外となっています。

〈保険の対象とする業務〉

(1) 自治体施設の保守管理業務

前記に掲げた「自治体施設」の保守管理業務で、具体的には次のようなものです。

- ① 施設の保守、点検、修理、清掃等の業務
- ② 施設の利用者の受付、誘導、事故の際の避難等の業務
- ③ 施設の利用者に対する利用上の注意指導等の業務
- ④ その他当該施設運営上必要な業務

(2) 学校教育業務

具体的には次のような業務です。(なお、学校管理下の児童・生徒の事故に際しての保険金の支払いについては「日本スポーツ振興センター」の災害給付の上乗せ保険として制度化されていますので、「日本スポーツ振興センター災害共済給付との関係」(P25)をご参照ください。)

- ① 教育課程に基づく授業として行なわれる教育活動
生徒会活動、ホームルーム、クラブ活動、入学・卒業式、文化祭、運動会、遠足・キャンプ等を含みます。
- ② 課外指導として行なわれる教育活動
補習授業、課外クラブ活動、林間・臨海学校、水泳指導、スキー指導、ハイキング・キャンプ等
- ③ 登下校にかかる引率
- ④ その他学校業務遂行のため教職員の行う活動

(注) ① 通学バスの運転ミス等による賠償損害は、自賠責保険または自動車の任意保険(共済)でカバーされますので、本保険では対象となりません。

② 「登下校にかかる引率」に起因する賠償損害は、一般的には、低年齢の保育園児、幼稚園児等について生ずると考えられます。

- ⑤ 学校教育業務下において教職員の管理下にある児童、生徒の他に父兄等一般の住民の学校管理下(学校行事に参加中)の事故も対象になります。

(3) 社会福祉業務

社会福祉法等に定める社会福祉事業に係わる業務について被保険者（町村等）が行うすべての業務をいいます。

社会福祉法第2条（P30参照）で国、地方公共団体等が行う業務を規定しております。

なお、社会福祉法第2条の事業のうち、とくに町村等に関係があるものは同条第3項の第二種社会福祉事業です。

また、介護保険法に基づく介護保険事業および健康増進法に基づく保健事業に係わる業務も含まれます。ただし、医療業務は除きます。

(4) 社会教育業務

社会教育法等に定める業務をいいます。

社会教育法第5条（P33参照）で（市）町村の教育委員会の行うべき事務を規定しています。

(5) 社会体育業務

スポーツ行事等の業務をいいます。スポーツとは、運動競技および身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含みます。）であって、心身の健全な発達を図るためのものをいいます。

具体的な業務の内容は次のとおりです。

① 町村等の主催するスポーツ行事实施業務行為

スポーツ行事の計画指示、参加者に対する注意、必要な健康診断、休憩時間の取得あるいは当該スポーツ行事の実施またはとり止め等の判断と実行等当該スポーツ行事实施上の一切の主催者として行うべき業務をいいます。

② 町村等の体育指導員の体育指導業務行為

（注）町村等が主催するスポーツ行事の実施に伴って主催者の運営上の過失により災害が発生した場合は、当然主催者たる町村等は被災者に対し法律上の賠償責任を負担することになります。

この賠償保険は、町村等の主催・共催するスポーツ行事等における町村等の賠償責任をカバーするものです。

したがって、町村等がPTA、社会教育団体（青年団、婦人会、少年団、老人クラブ等）町内会、体育協会、縣市等の他の自治体または労働組合、職員互助組合、スポーツ愛好団体等と実行委員会等をつくり実施するスポーツ行事についても、町村等が法律上の賠償責任を負担する場合には当然この賠償

保険の対象となります。

〈主催・共催について〉

町村等が住民等第三者を対象にして行う社会体育、社会教育、社会福祉等の業務（行事等）においては、町村単独で行なう場合もありますが、地区の自治会、PTA等と共同で行事等を開催することが多々あります。本保険では被保険者が主催または共催する行事等を対象としています。主催、共催の本保険での定義は次のとおりです。

A 「主催」の定義

この保険でいう「主催」とは、次のイ、ロ、ハのうち少なくとも1つの要件を満たして実施する行事等（注1）で、町村等または町村等の委託を受けた者の管理下にある場合（注2）をいいます。

- イ. 当該行事等の企画・立案（日時、場合、スケジュール、参加者の範囲等）
または、これへの参画
- ロ. 運営担当者または体育指導員等の参加あるいは設置
- ハ. 当該行事等のための特別の運営費の支出

（注1）「行事等」は場合のいかんを問うものではありませんので、当該行事等が町村立の体育館、プールあるいは学校施設・民間の施設等どこで行われようと、主催行事等としての要件を備えているものは、本保険の対象となります。

（注2）「町村等または町村等の委託を受けた者の管理下にある場合」とは、実際に町村等の職員あるいは、町村等から委託を受けたもの（PTAの役員とか青年団のチーフあるいは、体育指導員等が考えられます。）が責任をもって、当該行事等の開始から解散までを管理、監督あるいは、指導している状況をいい、次の間が該当します。

- 行事等に参加するため、町村等が指定した場所・時間に集合し、責任者の指示の下に待機している間
- 行事等実施中および休憩中
行事等を終え、町村等が指定した場所、時間に解散のため責任者の指示の下で行動している間
- 野外活動等のため町村等が指定した場所、時間に集合した後、責任者の指示の下で行動している間

B 共催の定義

「共催」と「主催」を明確に区分することは極めて困難ですが、強いていえば共同主催という意味です。

したがって、町村等が単に名前だけ共催し、実態上何ら主催者としての必要条件を満たしていないような場合は共同主催とはいえません。

実態上、主催者としての要件を備えている場合は、当該町村等が主催している行事等であるということになります。

(6) 工事発注・施工等の業務

工事に起因する賠償責任

① 町村等が発注する工事に起因して発生する賠償責任

ア. 町村等が請負業者に発注する工事に起因して発生する賠償責任（発注者責任）を対象とします。

ただし、対象となるのは、町村等の負う賠償責任（発注者責任）のみであり、請負業者が負う賠償責任部分は対象外となります。

イ. 請負業者の作業員（下請け業者の作業員を含みます。）が被害者の場合および請負業者の財物（工事用の機材、資材等）が破損した場合は町村等が発注した請負工事に起因する賠償責任は対象外となります。

ウ. 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事によって発生した土地の沈下、振動、軟弱化、土砂崩れ等による財物、または土地の損害と地下水の増減に対する賠償責任は対象外となります。

（注）工事の発注者責任とは……

町村等が発注する公共工事において、工事の施工について住民等第三者に損害を及ぼした時は、公共工事請負契約上、基本的には、工事の請負業者が、その損害を賠償しなくてはならないことになっています。

ところが、発注者としての町村等にも、発注工事における安全確保のための監督、指導、注文、指示等において過失がある時は、発注者としての責任が問われます。

この発注者としての責任が「発注者責任」であり、総合賠償補償保険の対象となるのは、この発注者責任です。

② 町村等の直営工事に起因して発注する賠償責任

業者に委託せず職員が監督し行う直営工事による町村等の賠償責任を対象とします。

(7) 予防接種業務

予防接種業務の取扱いについては、第3章予防接種事故賠償補償保険をご参照ください。

(8) 健診等業務

町村等が実施する保健・福祉事業における医療等業務をいいます。

具体的には、以下に掲げる業務となります。

- ① 高齢者の医療の確保に関する法律第20条（特定健康診査）、第24条（特定保健指導）に基く健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導等の保健事業
- ② 介護保険法第115条の49（保健福祉事業）に基く保健福祉事業
- ③ 母子保健法第10条（保健指導）、第11条（新生児の訪問指導）、第12条（健康診査）、第13条（健康診査）、第14条（栄養の摂取に関する援助）、第17条（妊産婦の訪問指導等）、第19条（未熟児の訪問指導）、第20条（養育医療）に基く母子保健の向上に関する措置
- ④ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2（定期的健康診断）、第53条の13（精密検査）、第53条の14（家庭訪問指導）に基づく保健事業（結核予防法（※1）第4条（定期的健康診断）、第5条（定期外の健康診断）に基く健康診断、第13条（定期的予防接種）、第14条（定期外の予防接種）に定める予防接種（※2）を含みます。）
（※1）結核予防法は平成19年4月1日に廃止されています。
（※2）結核予防法に定めるツベルクリン反応陰性であった者に対する予防接種をいい予防接種法または行政措置に基づく予防接種を含みません。
- ⑤ 国民健康保険法第82条に基く健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業
- ⑥ 地域保健法第6条に基く医事および薬事に関する事項、母性および乳幼児ならびに老人の保健に関する事項、歯科保健に関する事項、精神保健に関する事項、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項、エイズ、結核、性病、伝染病その他疾病の予防に関する事項、その他地域住民の健康の保持および増進に関する事項等に必要な事業、第7条に定める保健事業

- ⑦ 健康増進法第17条（市町村による生活習慣相談等の実施）に基く保健指導ならびにこれらに付随する業務、第18条に定める栄養指導その他の保健指導
- ⑧ 学校保健安全法第8条（健康相談）、第11条（就学時の健康診断）、第13条および第14条（児童生徒等の健康診断）、第15条および第16条（職員の健康診断）、第23条（学校医、学校歯科医および学校薬剤師）に基く健康診断および健康相談に関する医療の医療業務
- ⑨ 法令に基づく上記と同種の健診（検診）等の保健事業
- ⑩ 市町村が自らの行政措置として行う上記と同種の健診（検診）等の保健事業

(9) その他の業務

その他町村等の行う前記のいずれにも分類されない業務も本保険の対象となります。例えば、町村等の依頼や一定の関与のもとに行われる住民による社会奉仕活動（ボランティア活動）等についても、町村等に賠償責任がおよぶ場合は、町村等の責任部分につき、本保険の対象となります。また民踊、フォークダンス、祭礼等、町村等が主催、共催する行事もほとんどすべて対象となります。（主催・共催の定義は、P14と同じです。）ただし、次の対象外業務にご注意ください。

また、東日本大震災により発生した原発事故に伴う放射能の除染作業を町村等の業務として行う場合は、本保険の対象となります。なお、放射能自体による損害については、本保険の対象とはなりません。

〈保険対象外の業務〉

- ① 許可、認可、命令その他の行政処分
- ② 医療業務（健診等業務は除きます。）
- ③ 消防、救急、治安または災害救助の業務
- ④ 治山、治水業務、農地開発業務、耕地整理業務、公有水面埋立業務、都市計画業務、土地区画整理業務等の土地の改良事業、保全開発業務またはそれらの企画、立案、策定に関する業務
- ⑤ 強制執行または即時強制

賠償責任保険における行政事務の外部委託の取扱いについて

〈基本的取扱い〉

町村等の業務の一部を住民や地域団体、法人等に委託した場合、その受託者の当該業務遂行上の過失による賠償責任は、第一義的には受託者が負うものと考えられ

ます。

しかしながら、町村等も受託者とともに、賠償責任を負うことが相当であると認められるときは、町村等の責任部分につき、本保険（賠償責任保険）の対象となります。

外部委託における町村等の賠償責任は、当該委託業務の公共性、委託にあたっての町村等の関与と事故発生原因との関係などを総合的に検討し、個別具体的に判断します。

〈指定管理者による公の施設の管理の特例について〉

前記（基本的取扱い）にかかわらず、公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項および第4項に基づき指定管理者に行わせた場合において、町村等に賠償責任が発生する場合には、町村等の責任部分は本保険の対象となります。

また、指定管理者が負うべき賠償責任についても、2011年6月1日より、指定管理者そのものを被保険者とみなし、町村等の責任と同様に本保険で対象となりますが、施設内でその指定管理者が独自の事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、その指定管理者が負うものとし、この特例は適用しません。

なお、指定管理者制度では、施設管理に加え、施設の使用許可権限も有するなど、管理委託制度に比し幅広く委託先の業務の範囲や権限が拡大しています。「追加被保険者追加条項」の第2条に掲げる条件を満たす指定管理者が、地方自治法第244条の2第3項および第4項に規定された指定管理者の業務を行う場合は、本保険の賠償保険の対象となります。

5. 自治体生産物の内容

本保険の対象とする自治体生産物は、本保険の対象となる自治体施設（3. 自治体施設の内容を参照）において生産、販売、または提供する飲食物およびその他の製品です。

この自治体生産物が他人に引き渡された後、当該生産物の欠陥に起因して、住民等第三者に身体障害をおわせ、または住民等第三者の財物を損壊した場合の賠償責任が対象となります。

〈保険対象外の自治体生産物〉

- ① 輸出生産物（間接輸出分も対象外です。）
- ② 医療品、医療用具、医療用計測器

その他、以下の事項にご注意ください。

(1) 回収措置の義務付けと回収費用の不担保

自治体生産物に、事故の発生するあるいは再発生するおそれのある欠陥があることが判明した場合、町村等はただちに回収、検査、修理、交換等の適切な措置をとる必要があります。

町村等が漫然とこれらの措置をとることを怠ったことにより生じた事故は対象外となります。回収等の措置を行っていたにもかかわらず発生した事故は、対象となります。

なお、上記の回収等の措置に要した費用は、町村等が直接支出したか否かを問わず、保険金支払いの対象となりません。

(2) 自治体生産物の損壊それ自体の賠償損害の不担保

以下の損害は保険金支払の対象となりません。

- ① 瑕疵のある物を販売・提供したために、後でこれらの物を取替えたり補修したために被った費用
- ② これらの欠陥のある物によって事故が発生し他に損害を及ぼした場合に、その物自体が被った損害 など

(3) 効能不発揮損害の不担保

自治体生産物が、町村等の意図した効能または性能を発揮できなかったことによる損害は対象となりません。

6. 自治体受託物の内容

本保険の対象とする自治体受託物は、本保険の対象となる自治体施設（3. 自治体施設の内容を参照）において、住民（被保険者以外の第三者である自然人をいいます。）から預かり管理する受託物をいいます。

この受託物を、火災や取扱上の不注意等により損壊、もしくは盗取されたことによって、町村等が貸主や預け主等（その財物に対し正当な権利を有する者）に対して負担する賠償責任が対象となります。

〈保険対象外の受託物〉

- ① 自動車・自動二輪車等

り展示品の事故等は、自治体受託物に該当せず対象になりません。

- ⑤ 町村等の職員等が町村等の業務に従事中に被った身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑥ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑦ 町村等と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

〈地方自治体特約条項〉

- ① 自治体施設の新築・改築・修理・取りこわしその他の工事に起因する賠償責任（発注工事における安全確保のための監督、注文等に関する賠償責任（発注者責任）は除きます。）発注者責任においては次に掲げる賠償責任は支払対象とはなりません。
 - ア. 発注工事における請負業者およびその従業員の身体の障害ならびに、請負業者の財物の滅失、き損または汚損に起因する賠償責任
 - イ. 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事にともなう次の事由による財物の滅失、き損または汚損に起因する賠償責任
 - ・土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の崩壊
 - ・土地の軟弱化もしくは土砂の流出または流入による地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）その他収容物または土地の損壊
 - ・地下水の増減

なお、町村職員等が行う簡単な補修（町村が自ら作業員等を手配して行う直営工事を含みます。）は、ここでいう「修理」とはみなさないことになっています。
- ② 航空機・自動車（原動機付自転車を含みます。）または自治体施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 屋根・樋（とい）・扉・戸・窓または通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 医師またはその補助者が行う医療行為により生じた身体障害に起因する賠償責任
本免責は予防接種事故の場合は適用しません。
- ⑤ 町村等の占有を離れた商品もしくは飲食物または町村等の占有を離れ、自治体施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任。ただし、自治体生産物に起因する賠償責任についてはこのかぎりではありません。

- ⑥ 保険契約者または町村等が故意または重大な過失により法令に違反して使用または管理する昇降機に起因する賠償責任
- ⑦ 自治体業務の終了後（自治体業務の目的物の引渡を要するときは引渡後）または自治体業務を放棄した後において、その自治体業務の結果に起因する賠償責任（町村等が機械・装置または資材を自治体業務の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。）
- ⑧ 自治体業務のうち、その他自治体の行う業務にかかわる政策・事業または事務の企画・立案または策定に起因する賠償責任
- ⑨ 強制執行または即時強制に起因する賠償責任
- ⑩ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任。ただし、医学的・科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任を除きます。
- ⑪ 石油物質が自治体施設から公共水域に流出したことに起因する賠償責任および流出した石油物質の清掃等に要する費用 など

〈生産物特約条項〉

- ① 自治体生産物の瑕疵にもとづく自治体生産物の損壊それ自体の賠償責任
- ② 町村等が故意または重大な過失により法令に違反して生産・販売または提供した自治体生産物に起因する賠償責任
- ③ 自治体生産物が町村等の意図した効能または性能を発揮できなかったことに起因する賠償責任 など

〈受託者特約条項〉

- ① 自治体受託物に関し、町村等の使用人が行い、または加担した盗取に起因する賠償責任
- ② 町村等の使用人が所有または私用に供する自治体受託物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する自治体受託物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- ④ 自治体受託物の自然の消耗、本来の性質（自然発火・自然爆発を含みます。）またはねずみ食い・虫食い等に起因する賠償責任

- ⑤ 自治体受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 修理または加工作業機械の破損、故障もしくは停止による自治体受託物の損壊、修理もしくは加工上の過失または欠陥による自治体受託物の損壊（技術の拙劣による仕上不良を含みます。）に起因する賠償責任
- ⑦ 自治体受託物の紛失（誤配による紛失を含みます。）に起因する賠償責任 など

〈人格権侵害担保追加条項〉

- ① 町村等によって、または町村等の了解もしくは同意にもとづいて町村等以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任
- ② 町村等による採用、雇用または解雇に関して、町村等によって、または町村等以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、町村等によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、町村等によって、または町村等の了解、同意もしくは指図により町村等以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑤ 町村等によって、または町村等のために町村等以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
- ⑥ 宣伝された品質、性能等に適用しないことによる賠償責任
- ⑦ 価格表示の誤りに起因する賠償責任
- ⑧ 身体の障害または財物の損壊による賠償責任 など

〈医療特約条項〉

- ① 医療行為上発生した名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- ② 美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任
- ③ 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ④ 所定の免許を有しない者が行った医療に起因する賠償責任 など

〈医療施設特約条項〉

- ① 医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ② 自動車（原動機付自転車を含みます。）または昇降機（エレベーター、エスカレーター）の所有、使用、または管理に起因する賠償責任
- ③ 石綿または石綿を含む製品の有害な特性物質に起因する賠償責任
- ④ 公共水域への汚染物質の排出に起因する賠償責任 など

8. 保険金額（支払限度額）

次の表のとおりとなります。（除く予防接種・健診賠償）

身体賠償				財物賠償		
身体賠償 契約類型	保険金額		自己負担額 (免責金額)	財物賠償 契約類型	保険金額	自己負担額 (免責金額)
	1名	1事故			1事故	
5,000万円 型	5,000万円	5億円	なし	1,000万円 型	1,000万円	なし
1億円 型	1億円	10億円		2,000万円 型	2,000万円	
1.5億円 型	1.5億円	15億円		1億円 型	1億円	
2億円 型	2億円	20億円				
3億円 型	3億円	30億円				

(※) 土砂災害に起因する事故に関しては、1名あたり保険金額の3倍となります。

(※) 人格権侵害については1名100万円限度、年間1,000万円限度となります。

健診賠償については次の表のとおりとなります。

医療行為上の事故		医療施設の事故		人格権の侵害	
身体1事故	1億円	身体1名	1億円	1名	1,000万円
年間総額	3億円	身体1事故	2億円	1事故	1億円
自己負担額	なし	財物1事故	1,000万円	年間総額	1億円
		自己負担額	なし	自己負担額	なし

(注1) 土砂災害に起因する事故について、身体賠償の1事故保険金額は、1名あたり保険金額の3倍となります。土砂災害の取扱いについては、質疑応答P110を参照。

(注2) ただし、自治体生産物の事故についての1年間の総支払限度額は、1事故の支払限度額と同額となります。

(注3) 人格権侵害の事故についての支払限度額は、健診賠償は1名1,000万円、1事故1億円、年間総額1億円、その他の賠償は1被害者につき100万円、1回の不当行為につき1,000万円、保険期間中の総支払限度額1,000万円です。

保険金額（支払限度額）

(1) 支払限度額とは、事故が発生した際、保険会社から支払われる損害賠償金の限度額をいいます。保険期間中何回事故が生じても支払われます。

(ただし、自治体生産物は、1事故の支払限度額が1年間の総支払限度となり、支払われた損害賠償保険金を総支払限度額から差し引いた残額が、以後の総支払限度額となります。医師特約条項は、1事故の支払限度額の3倍が総支払限度額となり

ます。)

(2) 適用単位…被保険者（町村等）単位に適用します。

*一部事務組合、広域連合、合併特例区および地方独立行政法人は、1
被保険者とします。

(3) 適用方法…支払われる保険金は次の金額のうち低い金額となります。

- ① 被害者1名あたりの支払限度額を適用して得た金額
- ② 1事故あたりの支払限度額

9. 日本スポーツ振興センター災害共済給付との関係

○身体障害の事故について

本賠償責任保険は、学校の管理下における児童・生徒の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）について日本スポーツ振興センターの上乗せ保険として設計されており（*1）、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付契約」ならびに「免責の特約」が締結されていない場合は、損害賠償額から「日本スポーツ振興センターに加入し免責の特約を付していたならば給付されたであろう金額」を控除した額が支払われることになっています。

したがって、町村等の自己負担を生じないように、必ず日本スポーツ振興センターに加入し、「免責の特約」（*2）を付してください。「免責の特約」に要する掛金は、災害給付契約に係る場合の掛金に児童・生徒等1人あたり25円を加えた額となっており、これは、学校設置者の負担で、地方交付税に措置されております。

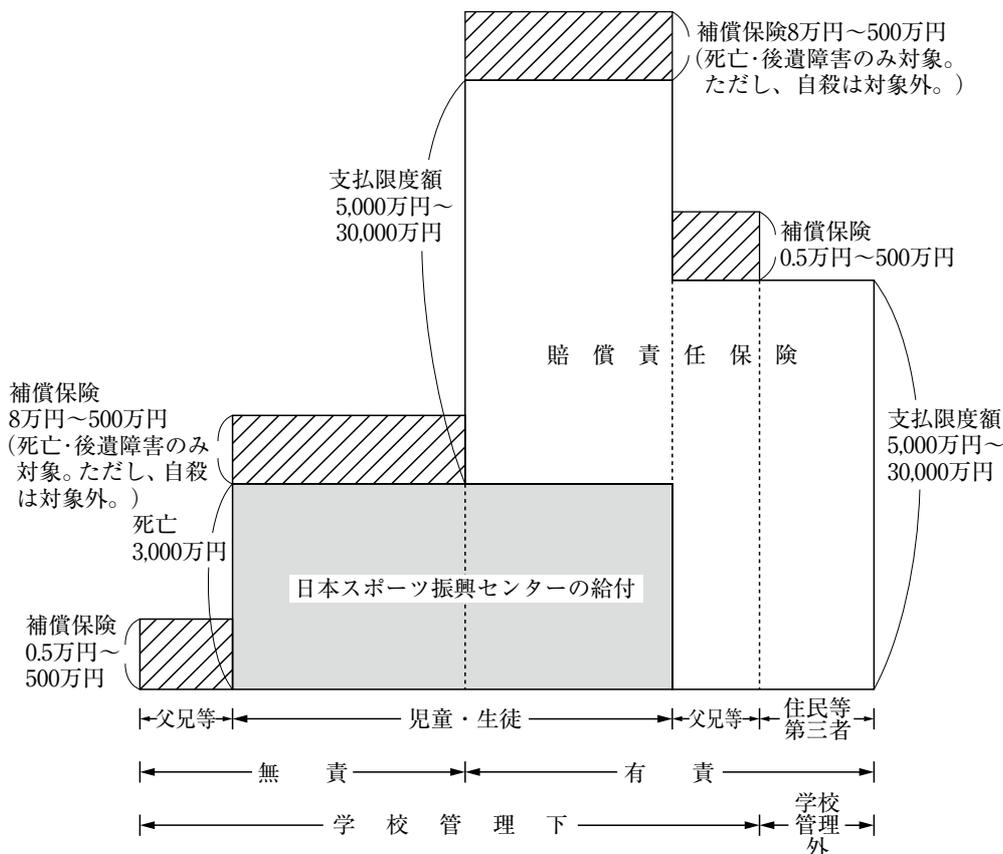
○日本スポーツ振興センターに加入することができない季節保育所、へき地保育所等についても、本保険では対象になります。

この場合、日本スポーツ振興センターへの加入資格がありませんので、本保険ですべてカバーされます。つまり、日本スポーツ振興センターに加入していれば給付されるであろう額を差引くことはなく、損害額について、本保険の支払限度額の範囲内で保険金が支払われます。

（*1）日本スポーツ振興センターの給付対象とは異なる部分があります。

（*2）「免責の特約」を付することで、町村等は、日本スポーツ振興センターが行った災害共済給付額を限度として、その損害賠償の責めを免れることができます。

(日本スポーツ振興センター給付と本会の保険制度との関係は下図のようになります。)



○日本スポーツ振興センターの給付額 (■部分)

- ① 死亡見舞金……3,000万円
- ② 障害見舞金……

1級	4,000万円	8級	740万円
2級	3,600万円	9級	590万円
3級	3,140万円	10級	430万円
4級	2,180万円	11級	310万円
5級	1,820万円	12級	225万円
6級	1,510万円	13級	150万円
7級	1,270万円	14級	88万円

(注1) 学校管理下の児童・生徒に対する補償保険は、死亡・後遺障害補償保険金のみが支払われます。

(注2) 上記金額は2019年4月1日以降に生じた障害の金額です。2019年3月31日以前に生じた障害の場合は異なります。

③ 医療給付金

学校管理下の事故によるもので、療養に要した費用の額が5,000円以上のもので、健康保険なみの医療に要する費用の4/10（支給期間10年間）

—〈計 算 例〉—

(1) 学校管理下の児童・生徒の事故の場合

化学の実験中、先生の指導ミスにより、爆発事故が発生し生徒1名が障害を被った。この結果、K町は次の損害賠償責任を負った。

K町は身体賠償1億円型に加入、K町の総損害賠償額7,000万円

イ. 日本スポーツ振興センター加入学校で免責の特約を付している場合、日本スポーツ振興センターより給付された額は4,000万円（障害1級）

$$7,000万円 - 4,000万円 = 3,000万円$$

①

$$3,000万円 < 10,000万円$$

②

賠償責任保険金 = 3,000万円

(注) ①日本スポーツ振興センターの給付金

②本保険における支払限度額

ロ. 日本スポーツ振興センター加入学校で免責の特約を付していない場合および日本スポーツ振興センター未加入学校の場合

$$7,000万円 - 4,000万円 = 3,000万円$$

①

$$3,000万円 < 10,000万円$$

②

この場合、町村が、4,000万円の自己負担をしなければなりません。

(注) ①免責の特約を付していれば給付されたであろう額

②本保険における支払限度額

(2) 学校管理下の生徒と母親の事故の場合

学校事故により、2名の負傷者が出て、K町は次の損害賠償責任（身体賠償のみ）を負った。K町は身体賠償1億円型に加入。

被害者A君について 500万円

ク A君の母親について 300万円

K町の損害賠償額 500万円 + 300万円 = 800万円

(A君については日本スポーツ振興センターにより400万円の給付が行われたとします。)

$$\frac{(500万円 - 400万円①)}{A君} + \frac{300万円}{母親} = 400万円$$

400万円 < 10,000万円 (②) 賠償責任保険金 = 400万円

(注) ①日本スポーツ振興センターの給付金

②本保険における支払限度額

(3) 学校管理外の事故の場合

校庭開放中、校舎の欠陥により6名の死傷者が出て、K町は次の損害賠償責任(身体賠償のみ)を負った。K町は身体賠償1億円型に加入、

死傷者6名のうち $\left\{ \begin{array}{l} 2名は \dots 11,000万円 \\ 4名は \dots 7,000万円 \end{array} \right.$

K町の総損害賠償額 = 11,000万円 × 2名 + 7,000万円 × 4名 = 50,000万円

この場合、本保険によりK町の受取る保険金は次のとおりとなります。

イ. 被害者1名あたりの支払限度額(10,000万円)を適用した場合の金額

10,000万円 × 2名 + 7,000万円 × 4名 = 48,000万円

ロ. 1事故あたりの支払限度額 100,000万円

これらのうち最も低い48,000万円がK町の受取る保険金となります。

(注) 加入町村等が補償保険も加入している場合には、賠償責任保険金と補償保険金は併給されます。

10. 関連する条文の抜粋

〈国家賠償法、民法等の関係条文は次のとおりです。〉

●日本国憲法

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

●国家賠償法

第1条〔公権力の行使にもとづく損害の賠償責任、求償権〕 ①国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

②前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、この公務員に対して求償権を有する。

第2条〔公の営造物の設置管理の瑕疵にもとづく損害の賠償責任、求償権〕 ①道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

②前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

●民法

第709条〔不法行為による損害賠償〕 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第715条〔使用者等の責任〕 ①ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について担当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

②使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

③前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

第717条〔土地の工作物等の占有者及び所有者の責任〕 ①土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

②前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

③前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

●地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

3. 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に当該公の施設の管理を行わせることができる。
4. 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

●道路法

第2条第2項 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

1. 道路上のさく又は駒止
2. 道路上の並木又は街燈で第18条第1項に規定する道路管理者の設けるもの
3. 道路標識、道路元標又は里程標
4. 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）
5. 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場
6. 自動車駐車場で道路上に、又は道路に接して第18条第1項に規定する道路管理者が設けるもの
7. 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第3条第1項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第4条第2項に規定する電線共同溝整備道路に第18条第1項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝
8. 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

●道路法施行令

(道路の附属物)

第34条の3 法第2条第2項第8号に規定する政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

1. 道路の防雪又は防砂のための施設
2. ベンチ又はその上屋で道路管理者の設けるもの
3. 車両の運転者の視線を誘導するための施設
4. 他の車両又は歩行者を確認するための鏡
5. 地点標
6. 道路に接する自転車駐車場での道路管理者の設けるもの
7. 道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設

●社会福祉法

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業

五 削除

六 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設を営する事業

七 授産施設を営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営む事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を営む事業

四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを営む事業

四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを営む事業

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を営む事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

七 削除

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業

十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

一 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）

二 実施期間が六月（前項第十三号に掲げる事業にあつては、三月）を超えない事業

三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの

四 第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人（政令で定めるものにあつては、十人）に満たないもの

五 前項第十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

●社会教育法

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一 社会教育に必要な援助を行うこと。

二 社会教育委員の委嘱に関すること。

三 公民館の設置及び管理に関すること。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関する事。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関する事。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関する事。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関する事。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関する事。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関する事。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関する事。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関する事。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関する事。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関する事。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関する事。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

第3章 予防接種事故賠償補償保険

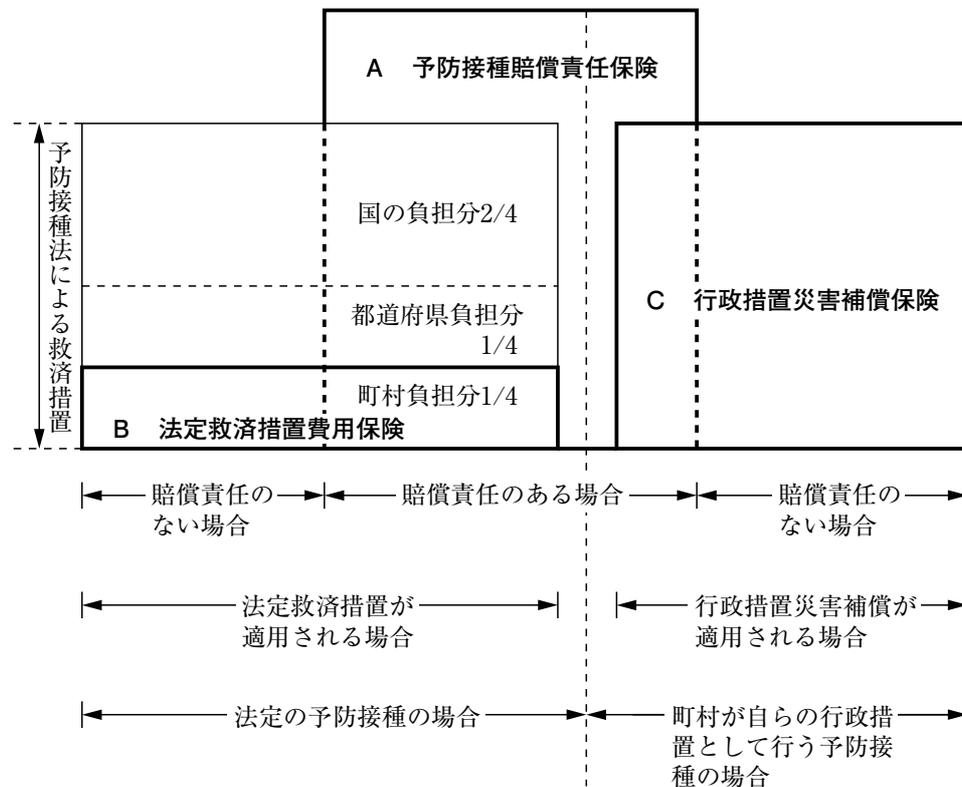
1. 予防接種保険の仕組み

医療業務については賠償責任保険では原則として対象になりませんが、予防接種業務については、次の3つの保険で対象となります。総合賠償補償保険に加入することによって自動的に予防接種にかかる事故が対象になります。

- ① 予防接種賠償責任保険—A保険
- ② 法定救済措置費用保険—B保険
- ③ 行政措置災害補償保険—C保険

(1) 3つの保険の関係

予防接種賠償責任保険（「A保険」）、法定救済措置費用保険（「B保険」）、行政措置災害補償保険（「C保険」）の3つの保険の関係は次図のようになります。



(2) 3つの保険の保険金額（2020年3月1日現在）

A 保 険 (賠償責任保険)		B 保 険 (法定救済措置費用保険)		C 保 険 (行政措置災害補償保険)		
支払限度額		死亡保険金	障害保険金	死亡補償 保険金	障害補償 保険金	
1 事故につき	保険期間中	・ A類疾病および臨時接種 1,100.0万円	・ A類疾病および臨時接種 1 級 1,100.0万円	4,400万円	1 級 4,400万円	
10,000万円 自己負担額なし	30,000万円 自己負担額なし	・ B類疾病 生計維持者の場合 548.9万円	2 級 732.5万円 3 級 559.0万円			2 級 2,929.9万円
		生計維持者以外の場合 183.3万円	・ B類疾病 1 級 548.9万円 2 級 365.9万円			3 級 2,236.7万円
		・ 新たな臨時接種 生計維持者の場合 855.0万円	・ 新たな臨時接種 1 級 855.0万円 2 級 569.4万円			
		生計維持者以外の場合 642.5万円	3 級 434.3万円			

2. 予防接種賠償責任保険（A 保険）

1. 対象となる損害

被保険者が予防接種を行う上での（または過去に行った予防接種につき）過失により、当該予防接種を受けた者の身体もしくは生命を害した場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

ただし、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合にかぎります。

(1) 被保険者とは

- ①本保険に加入した町村
- ②特別に加入を認めた市
- ③前記①および②より委託を受けて予防接種を行う医師

※看護師の行う消毒上の過失や、薬剤師の行うワクチンの調合誤りなどによる医療事故については、通常、これらの者を指揮・監督する立場にある医師や町村等の責に帰せられます。（この保険では委託医師の監督下にある看護師や薬剤師の過失についても対象となります。）

なお、医師は「実施主体の補助者」として位置づけられるので、実際はほとんどの場合、被保険者たる町村等（実施主体）が、最終的には賠償責任を負担することになります。

(2) 予防接種を行ううえでの過失とは

このA保険は、医療という特殊な行為に基づく賠償責任を対象とするだけに当該行為にかかる賠償責任の有無は、一般の賠償問題よりも、特に慎重に決定することが必要です。

賠償請求があった場合には、医療および法律上の専門的見地から検討を行う必要があるとともに厚生労働省の見解も確認する必要がありますので、賠償請求者にただちに回答することは避け、まず幹事保険会社にご相談ください。

〈具体例〉

- ・注射器の消毒不完全のため生徒が重大な機能障害を起した。
- ・注射針そう入時に不注意で針が折れ障害を与えた。
- ・注射部位のあやまりにより神経マヒとなった。
- ・接種液をまちがえたため、多数の者が入院治療を要した。
- ・法で予防接種不適者とされている者に予防接種をさせ、死亡させた。

(3) 身体もしくは生命を害した場合とは

A保険では、予防接種上の過失により住民の生命もしくは身体を害することが保険金支払の一つの要件となっておりますので、単なる精神的苦痛（予防接種の後遺障害を心配し、数日間眠れなかった等）による損害賠償は対象とはなりません。

なお、A保険については財物損害については対象としておりません。

(4) 保険期間中に損害賠償請求がなされた場合とは

A保険は、通常の賠償責任保険が保険期間中に生じた事故を対象とするのと異なり、保険期間中に損害賠償請求がなされた事故（予防接種による身体の障害）を対象としております。損害賠償請求がなされた場合とは、具体的には次に該当したときとなります。

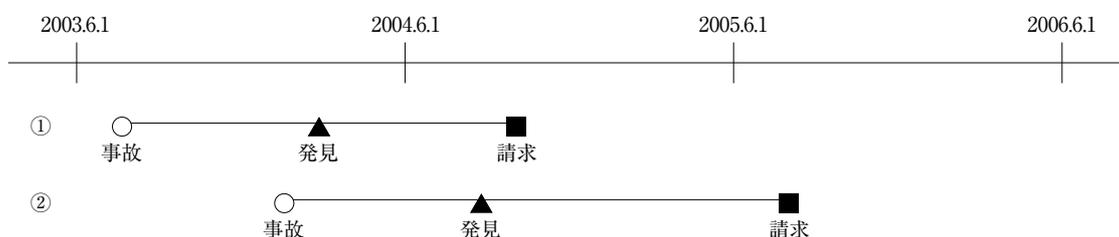
- ① 患者もしくはその関係者より被保険者たる町村等（医師）にクレームの意思表示があったとき、また患者もしくはその関係者にクレームの意志があること（意思表示の可能性を含みます。）を被保険者が知ったとき。

〈注〉① 「被保険者が知ったとき」には、客観的にみて、当然被保険者が知るべきであったときを含みます。

- ② クレームとは金額を明示した賠償請求に限らず何らかを請求する意思表示があった場合をいい、またクレームの方法は口頭によると文書とを問いません。

したがって、保険期間開始前に行った予防接種に起因して、保険期間中にはじめて損害賠償請求がなされた場合にも A 保険が対象となります。しかし、逆に保険期間中に行った予防接種に起因する事故であっても、保険期間後に損害賠償請求がなされた場合は、本保険を継続加入していないかぎり、A 保険の対象とはなりません。
 (注) 2003年度契約までについては、保険期間中に事故が発見されること（事故発見ベース）を A 保険適用の要件としておりましたので、2004年 5 月 31 日までに事故を発見されている場合は、その時点での保険契約が適用されます。ただし、2004年 6 月 1 日以降発見された事故については、損害賠償請求がなされた時点（損害賠償請求ベース）での保険契約を適用することになります。

〈具体例〉



①の場合：2003年度契約は事故発見ベースのため、発見された時点である2003年度契約の A 保険が対象となります。

②の場合：2004年度以降の契約は損害賠償請求ベースのため、請求された時点である2005年度契約の A 保険が対象となります。

(5) A 保険と B 保険 C 保険との関係

法定の救済措置または、町村等が制定する「予防接種災害補償規程」による給付と、被保険者が法律上負担する損害に対して保険金を支払う損害賠償保険金（A 保険）は併給されます。つまり、B 保険、C 保険で給付される補償保険金は損害賠償保険金（A 保険）の一部とせず併給することになります。

2. 対象となる予防接種

(1) 予防接種法に基づく予防接種

① 定期の予防接種（法第 2 条）

（対象疾病）

・ A 類疾病

①ジフテリア ②百日せき ③破傷風 ④急性灰白髄炎（ポリオ） ⑤麻しん

⑥風しん ⑦日本脳炎 ⑧結核（BCG） ⑨Hib感染症 ⑩肺炎球菌感染症
（小児がかかるものに限る） ⑪ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）
⑫水痘 ⑬政令で定める疾病

・ B類疾病

①インフルエンザ

イ. 65才以上の者

ロ. 60才から64才の慢性高度心・肺・腎機能に障害を有するもの

② 肺炎球菌感染症

イ. 65才以上の者

ロ. 60才から64才の慢性高度心・肺・腎機能に障害を有するもの

（注）このA保険の場合は、ツベルクリン反応検査も対象としています。

なお、2005年4月1日から法律上廃止されましたが、廃止前のツベルクリンの事故については、引き続き保険に加入していれば対象となります。（後述のB保険・C保険は対象外）

② 緊急的な臨時の予防接種（法第6条1項）

③ 新たな臨時の予防接種（法第6条3項）

(2) 被保険者が自らの判断で行政措置として行う予防接種

このA保険では被保険者が自らの行政措置として行う予防接種はすべてが対象となります。

3. 保険金額（支払限度額）

予防接種賠償責任保険（保険金額）		自己負担額 （免責金額）
1事故につき	保険期間中	
10,000万円	30,000万円	なし

予防接種事故については、生命もしくは身体を害した場合（身体障害）のみが対象となります。

4. 対象とならない主な事故

(1) 賠償責任保険普通保険約款

本保険では、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負

担することによって被る損害は対象となりません。

① 被保険者の故意によって生じた賠償責任

このA保険では、被保険者は町村等より委託を受けて予防接種を行う医師となっておりますので、その医師の故意により生じた賠償責任も対象外となります。

② 被保険者の役職員が被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任

業務に従事中の場合は、公務災害補償等の適用を受けますので、この賠償保険の対象とはなりません。

③ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

例えば、被保険者に行う予防接種を受けて死亡したら一般的に認められる賠償金の倍を支払うというような約束があっても、その約束によって加重された金額については保険金を支払いません。 など

(2) 医師特約条項

本A保険では、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害は対象とはなりません。

① 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任

例えば、予防接種を実施するにあたっての事前の身体状況の検査等で当該被検査者の身体的異常を発見し、これを他人に漏したことにより、名誉き損による賠償損害を被ったとしても、このA保険の対象とはなりません。

なお、本保険では、予防接種による身体障害が発生しない場合は、もともと対象外となっております。

② 結果を保証することにより過重された賠償損害

予防接種の効果がなかった場合には、〇〇万円支払うというように予防接種の結果について特別の取決めをして予防接種を行っているような場合には、その契約によって過重された損害については対象となりません。

③ 所定の免許を有しない医師または歯科医師が行った医療行為に起因する賠償責任

無免許の医師が行った予防接種に起因する賠償事故は本保険の対象とはなりません。

例えば、町村が無免許の医師とは知らずに委託した場合とか、医師の監督もな

いの看護師が予防接種を行った場合等が考えられます。 など

(3) 予防接種のみ担保追加条項

① A保険は、あくまでも、予防接種による事故のみを対象としておりますので、予防接種以外の医療事故（例えば、校医が診断ミスによって児童の病状を悪化させたとか、風邪の治療のための注射をしたところ針が折れ死亡させた等）は対象となりません。

② 予防接種のみ担保追加条項第3条により、町村等が委託していない医師の行った予防接種による事故は対象となりません。

したがって、誰が委託医師となっているか委託医師名簿等により明らかにしておいてください。

3. 法定救済措置費用保険（B保険）

1. 対象となる損害

下記の(3)の補償対象者が予防接種法に基づき被保険者が行う予防接種を受け身体障害を被った場合、被保険者が予防接種法規定に従い支出する費用に対し別記（保険金額）の基準に基づき保険金を支払います。

ただし、1977年4月1日以降に実施した予防接種により身体障害が保険期間中に発見された場合にかぎります。

(1) 被保険者

- ①本保険に加入した町村
- ②特別に加入を認めた市

(2) 対象となる予防接種

このB保険の対象となる予防接種は予防接種法に基づく予防接種にかぎられません。

結核に関しては、BCGのみが対象となります。ツベルクリンは反応検査であり予防接種ではありませんので、このB保険の対象とはなりません。

(3) 補償対象者（予防接種法第15条）

前記の法律により、法による救済措置の適用対象者は、町村等の区域内に居住する間に法の規定により町村等が行う予防接種を受けた者となっています。

この法律の規定に合わせるため、このB保険では予防接種実施主体特約条項第1条に規定する「他人」の範囲が、法律の対象とする補償対象者に限定されています。

したがって、法定の救済措置の適用を受ける者はすべてこの保険の対象となります。

(4) 保険期間中に発見された場合とは

事故の発見とは、具体的には次のいずれかに最初に該当したときとなります。

- ① 被保険者たる町村等（医師）が患者を診療中に医療上の過誤による患者の身体障害（死亡を含みます。）を発見したとき、または患者を診療した他の医師、医療関係者等から医療上の過誤による身体障害を知らされたとき。

（注）前記には町村等（医師）が医療上の過誤性を認識していたと否とを問わず、客観的に認識すべきであったと考える場合を含みます。

- ② 患者もしくはその関係者より被保険者たる町村等（医師）にクレームの意思表示があったとき、または患者もしくはその関係者にクレームの意思があること（意思表示の可能性を含みます。）を被保険者が知ったとき。

（注）イ。「被保険者が知ったとき」には、客観的にみて、当然被保険者が知るべきであったときを含みます。

ロ. クレームとは金額を明示した賠償請求に限らず何らかを請求する意思表示があった場合をいい、またクレームの方法は口頭によると文書とを問いません。

2. 保険金額（このB保険で支払われる保険金の額）

このB保険で支払われる保険金は、下記の「死亡保険金」と「障害保険金」の2種類ですが、この両者は、同一の被災者に対して、重複して支払われることはありません。したがって「障害保険金」を被保険者が受取った後に、補償の対象となった者が死亡したとしても、「死亡保険金」は支払われません。

- (1) 死亡保険金（法に基づく救済措置による死亡一時金が給付される場合）

- ・ A類疾病および臨時接種……1,100.0万円

（注）救済措置による死亡一時金（4,400万円）×1/4（町村等負担分）

- ・ B類疾病 生計維持者の場合……548.9万円

- 生計維持者以外の場合……183.3万円

- ・ 新たな臨時接種

- 生計維持者の場合……855.0万円

- 生計維持者以外の場合……642.5万円

- (2) 障害保険金（法に基づく救済措置による障害年金または障害児養育年金が給付さ

れる場合)

予防接種法施行令別表第二に定める障害等級につき

- ・ A類疾病および臨時接種
 - 障害等級 1 級の場合 ……1,100.0万円
 - 障害等級 2 級の場合 ……732.5万円
 - 障害等級 3 級の場合 ……559.0万円
- ・ B類疾病
 - 障害等級 1 級の場合 ……548.9万円
 - 障害等級 2 級の場合 ……365.9万円
- ・ 新たな臨時接種
 - 障害等級 1 級の場合 ……855.0万円
 - 障害等級 2 級の場合 ……569.4万円
 - 障害等級 3 級の場合 ……434.3万円

(注 1) 予防接種法による救済措置では、年金が給付されることとなっていますが、一度障害等級の認定を受けた者が将来死亡した場合は、死亡一時金として、年数に応じた一定の減額率を乗じた額が給付されることとなっています。

しかし、この B 保険の保険金額は、これらの年金額を一時金に換算した額の 1/4 相当額（町村等負担分）に、定額化されています。（被保険者は、将来支出するであろう費用に見合う額を一度に取得することになりますので、これを積立処理等により、次年度以降の年金支出あるいは年金受給者が死亡した場合の死亡一時金にあてるようにしてください。）

(注 2) 年金額を一時的に換算しているため、この障害保険金は、障害等級認定者の年令、年金受給年数等のケースによっては、年金等の町村負担分と必ずしも見合わないことがありますので、ご承知おきください。

(注 3) 18 歳未満の者に支給される障害児養育年金は予防接種法施行令別表第一により 1 級と 2 級が設定されています。別表第一に定められた障害等級 2 級は、同施行令別表第二にいう障害等級 3 級のかなりの部分を含んでおります。

この B 保険では、障害児養育年金が支給された場合に支払われる保険金の額は障害児養育年金にかかる予防接種法施行令別表第一に基づく認定等級には関係なく、医師の診断に基づき、予防接種法施行令別表第二にいう等級により決定します。

3. 対象とならない損害

このB保険で対象とならない損害は、「被保険者の故意」によって生じた損害だけです。

4. 行政措置災害補償保険（C保険）

1. 対象となる損害

被保険者たる町村等が自らの行政措置に基づき実施する予防接種を受けた者が、当該予防接種に起因して身体障害を被った場合、被保険者たる町村等が「予防接種災害補償規程」に基づき負担する補償費用に対して保険金を支払います。

ただし、1977年4月1日以降に実施した予防接種により身体障害が保険期間中に発見された場合にかぎります。

(1) 対象となる予防接種

このC保険の対象となる予防接種は、法定外の予防接種で、被保険者が自らの行政措置として自ら実施する予防接種のすべてとします。

したがって、補償対象者が被保険者以外の者の行なう予防接種により被害を被ったとしても、このC保険の対象とはなりません。

ただし、被保険者たる町村等が委託契約書等に基づき他市町村に委託して行った自己の住民に対する予防接種は、当該被保険者たる町村等が自らの行政措置として行った予防接種とみなすことになっております。

逆に被保険者が他の市町村から委託を受けて行う予防接種は、被保険者が自らの行政措置として行う予防接種とはみなしません。

また、ツベルクリンは反応検査であり予防接種ではありませんので、このC保険の対象となりません。

(2) 補償対象者

このC保険は、原則として、自己の住民にかかる予防接種災害を救済しようとするものですが、被保険者の行政上の必要性もあるので、被保険者が自らの行政措置として行う予防接種を受けた者はすべて、補償対象者としております。

したがって、被保険者が自らの行政措置として行う予防接種を受けた者であれば、住民登録のなされていない在勤・在学者等もすべて対象となることとなります。

(3) 保険期間中に発見された場合とは

この考え方は、第3章3.1の(4)の考え方とまったく同じです。

2. 保険金額（このC保険で支払われる保険金の額）

このC保険では、「死亡補償保険金」と「障害補償保険金」の2種類が対象となっており、同一の被災者に対しては、この両者は重複して支払われることはありません。なお、「医療補償保険金」は支払われませんのでご注意ください。

死亡補償保険金……対象予防接種事故（身体障害）が発見された日から180日以内に死亡した場合4,400万円

障害補償保険金……対象予防接種事故（身体障害）が発見された日から180日以内に予防接種法施行令別表第二に定める障害を生じた場合

障害等級1級の場合 ………4,400万円

障害等級2級の場合 ………2,929.9万円

障害等級3級の場合 ………2,236.7万円

（注1）上記の保険金は一時金として支払われます。

（注2）C保険の保険金額は、町村等の行政措置による予防接種についても、法定の救済措置による給付に準じた補償を行うことが適当であろうとの考えかたで設計したものです。

（注3）障害の程度が、予防接種事故（身体障害）が発見された日から180日以内に確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づいて障害の程度を決定します。

この場合、被保険者が一方的に決定しますと保険で支払われないことも生じますので、決定にあたっては、必ず事前に幹事保険会社に相談してください。

3. 対象とならない損害

B保険の場合と同様、被保険者の故意によって生じた損害のみが対象外となります。

4. 予防接種事故災害補償規程

町村等はこの規程に基づき、補償対象者に対し、自らの行政措置による予防接種にかかる災害補償の責任をもつこととなります。このC保険は原則としてこの規定により町村等が負担する費用をお支払いする形をとっております。この規程は議会の議決を経ない「内規」として定めれば十分です。

本保険加入の場合は下記「予防接種事故災害補償規程」（案）の内容をもり込んだ「規程」をご採用ください。

「〇〇〇町予防接種事故災害補償規程」(案)

この規程は、全国町村会総合賠償補償保険に加入するに伴い、〇〇〇町（以下「甲」という。）が、法定外の予防接種で、自らの行政措置として実施する予防接種にかかる事故の災害補償について定める。

(補償の対象)

第1条 甲は、自己が第2条に定める予防接種を行うことにより、第3条に定める補償対象者に身体障害（死亡もしくは予防接種法施行令に定める障害にかぎる。）が発生した場合（この規程の実施後に発見された場合にかぎる。）において、当該補償対象者に対し、この規程に従い第4条に定める補償を行う。

(対象とする予防接種)

第2条 前条で定める補償の対象とする予防接種は、法定外の予防接種で、甲が自らの行政措置として自ら行うすべての予防接種とする。

ただし、昭和〇年〇月〇日以後に実施したものにきぎる。

- ② 甲が委託契約書に基づき他の市町村に委託して行う予防接種は、前項に定める甲が自ら行う予防接種とみなす。
- ③ 甲が他の市町村より委託契約書に基づき委託を受けて行う予防接種は、第1項規定の自ら行う予防接種とはみなさない。

(補償対象者)

第3条 この規程により甲が補償を行う者は、前条規程の予防接種を受けたすべての者とする。

- ② 甲は、前項に定める補償対象者が死亡した場合は、当該補償対象者の法定相続人に対して補償を行う。

(補償基準および補償金額)

第4条 甲は、次の基準と金額に基づき補償を行う。

(1) 補償基準

- ア 補償対象者が、予防接種事故（身体障害）が発見された日から180日以内に死亡もしくは予防接種法施行令別表第二に定める障害を被った場合にかぎる。
- イ 補償対象者が、予防接種事故（身体障害）が発見された日から180日以内に障害の程度が確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づき、その

障害の程度を決定するものとする。

(2) 補償金額

ア 死亡の場合（「死亡補償金」という。）……………4,400万円

イ 障害の場合（「障害補償金」という。）

予防接種法施行令の障害等級1級の場合……………4,400万円

予防接種法施行令の障害等級2級の場合……………2,929.9万円

予防接種法施行令の障害等級3級の場合……………2,236.7万円

ただし、甲は「死亡補償金」と「障害補償金」を重複しては給付しない。

(準用規定)

第5条 この規程に定めていない事項については、全国町村会総合賠償補償保険制度において適用される「賠償責任保険普通保険約款」、「予防接種実施主体特約条項」および「全国町村会予防接種事故賠償補償保険契約特約書」の規定を準用する。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

(注) 災害補償規程(案)第2条のただし書きについては、本保険に初めて加入された日を設定してください。

第4章 個人情報漏えい保険

1. 保険金支払いの対象となる損害

本保険では、町村等が次の損害を被った場合に、保険金をお支払いします。

なお、個人情報漏えい保険で対象とする「町村等の行う業務」は賠償責任保険で対象とする業務と同じです（第2章 賠償責任保険 を参照ください。）。

(1) 被害者への損害賠償による損害

被保険者（町村等）が行う業務の遂行に関して、日本国内において個人情報を漏えいしたことまたはそのおそれがあることに起因して、日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、町村等に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対して保険金を支払います。

保険金支払いの対象となる損害は次の賠償金および費用です。各賠償金・費用の詳細は、第8章 保険金請求および支払いを参照ください。

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用
- ③ 求償権保全費用

(2) 漏えい発生時の対応費用（プロテクト費用）による損害

被保険者（町村等）が行う業務の遂行に関して、日本国内において個人情報を漏えいしたことまたはそのおそれがあることに起因して、下記の町村等が実施する措置に要する費用（プロテクト費用）に対して保険金を支払います。

ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことが、保険期間中に次に掲げる事由のいずれかにより客観的に明らかになった場合にかぎります。

- ① 被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等
- ② 本人またはその家族への謝罪文の送付
- ③ 他の行政庁または警察への届出

保険金支払の対象となる費用は次の通りです。

- ① 町村等が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、等による謝罪のための会見、発表、広告等に要した費用
- ② 事故原因の調査費用（原因調査および再現実験に要する費用）
- ③ 本人もしくはその家族への謝罪文、裁判所に提供する文章の作成、送付等の通信費用、コールセンター費用、見舞品の送付費用
- ④ 事故の対応または解決のために支出した、交通費、出張費および宿泊費

- ⑤ 個人情報情報を漏えいさせられた、またはそのおそれがある本人に対して配布する見舞品を購入した場合の費用
(送付先1件あたり500円限度)
- ⑥ 上記の各種措置・請求の履行・原因の調査を行うために有益な第三者のコンサルティング、類似の指導等を受けるために要した費用
プロテクト費用を支出する際には、事前に幹事保険会社とお打ち合わせください。
町村独自の判断で支出された場合、全額保険金として支払われないことがありますのでご注意ください。
- ⑦ 弁護士等への相談費用
- ⑧ 他人に対して損害賠償を行うための争訟費用
- ⑨ 事故拡大の防止に努めるために要した費用

2. 対象となる個人情報漏えい事故の範囲

(1) 具体的に想定される支払事例は次の通りです。

- 事例①：個人情報データベースへ外部から不正アクセスがあり、個人情報情報が抜き出された。
- 事例②：役場に保管している個人情報を記録したパソコン、CD-Rが盗難にあった。
- 事例③：車にカバンを置いたままにし、個人情報を記載したリストが車上荒らしに遭い、盗難された。
- 事例④：インターネットのホームページから個人情報流出した。
- 事例⑤：誤って別の住民に個人情報に関する書類を送付してしまった。
- 事例⑥：町村等が個人情報データベース化を委託した企業Aが、従業員のミスにより個人情報を漏えいした（この場合、幹事保険会社は保険金支払後、委託先企業Aへの求償権を取得します。）。
など
- 事例⑦：町村等の使用人Bの不正行為により、個人情報が漏えいした（使用人Bの故意による場合、幹事保険会社は保険金支払後、使用人Bへの求償権を取得します。）。
など

(参考) A自治体における住民基本台帳データ漏えい事件の例

概要：住民基本台帳データを使用したシステム開発業務を民間業者に委託したところ、再々委託先のアルバイトがデータをコピーして名簿販売業者に販売し、個人情報が漏えいした事件。

漏えいした個人情報、住民番号、住所、氏名、性別、生年月日、転入日、転出先、世帯主名、世帯主との続柄等。

漏えい件数：ほぼ全住民の住民記録の他、法人情報など

賠償額：慰謝料として1人あたり1万円、弁護士費用として1人あたり5,000円、合計1人あたり1万5,000円を認定。(訴訟を起こした一部住民に対して支払い)

(2) 対象となる個人情報

個人に関する情報であって、次の①または②のいずれかに該当するものをいいます。

① その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(注1)により特定の個人を識別することができるもの。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。

② 個人識別符号(注2)が含まれるもの

(注1) その他の記述等

文書、図画もしくは電磁的記録に掲載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。

(注2) 個人識別符号

個人情報の保護に関する法律施行令第1条に定めるものをいいます。

(3) 個人情報漏えいの「おそれ」とは

「顧客情報を記録したPCが行方不明になった・盗難にあった」、「顧客情報を記録したデータベースが外部の者によりスキャンされたことが判明」した場合など。

客観的に第三者への漏えいが確認できる状態ではないが、被害者にとって情報の重要度が極めて高い場合など、漏えいの可能性があるだけで本人が強い精神的苦痛を感じる等として、町村等に法律上の賠償責任が生じる場合も考えられます。

例えば、「顧客情報を記録したノートPCが盗難されたが、PCは暗号でロックされている」場合などは、暗号のレベルにより判断が異なります。非常に高度な暗号が使用されており、事実上解読が不可能と判断される場合は、「『おそれ』もあり得ない」と判断され、保険金支払いの対象とならない可能性があります。解読が極めて容易な単純な暗号であり、事実上漏えいしたものと考えることが合理的と判断される場合

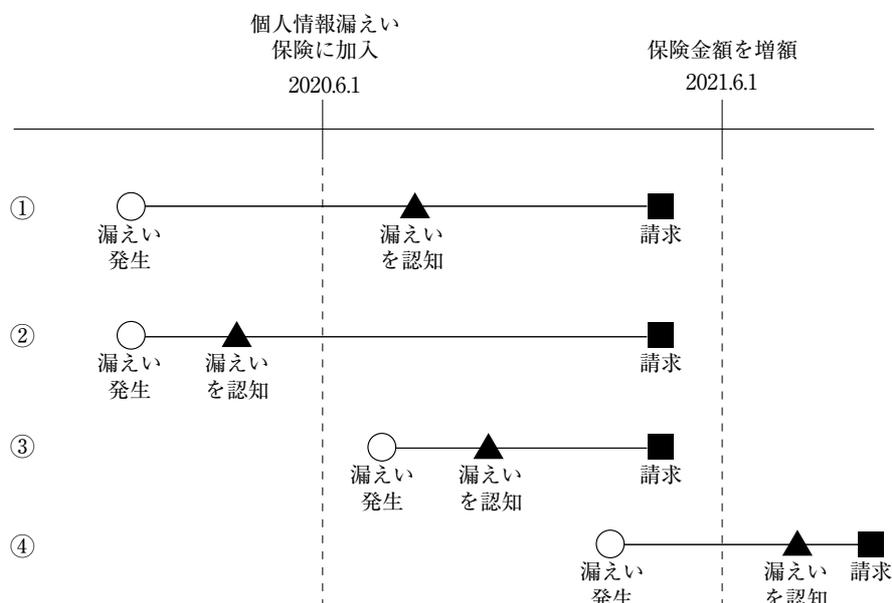
は対象となります。

(4) 漏えい事故の発生と、漏えい事実の判明、損害賠償請求の時期について

損害賠償請求時点に加入している、個人情報漏えい特約の加入内容にしたがって保険金が支払われます。ただし、初めて個人情報漏えい特約に加入した時点において、町村等で認知していた漏えい事故に関しては支払いの対象になりません。(当制度では、2006年6月1日より個人情報漏えい保険を導入しています。)

また、保険金額(支払限度額)を増額した場合、個人情報の漏えいが発生した日が保険金額(支払限度額)を増額した日より前であるときは、発生日の時点の保険金額により保険金を支払います。

〈具体例〉



①の場合：2020年度の保険契約の対象となります。

②の場合：初めて個人情報漏えい特約に加入した時点で、町村等で認知していた漏えい事故のため、支払いの対象になりません。

③の場合：2020年度の保険契約の対象となります。

④の場合：事故発生日時点の保険金額により保険金を支払います。

3. 保険金支払いの対象とならない主な事故

次の事由に起因する損害については保険金支払いの対象外です。

(1) 賠償責任保険普通保険約款

- ① 被保険者の故意に起因する損害
- ② 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害
- ③ 地震、噴火、洪水、津波、またはこれらに類似の自然変象に起因する損害
- ④ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害 など

(2) 個人情報漏えい賠償追加条項

- ① 初年度契約の始期日より前に事故が発生したことを被保険者が知っていたときまたは知っていたと合理的に推定される場合

(注) 初年度契約とは、被保険者が、最初に当制度における個人情報漏えい保険に加入した年度の契約をいいます。

以下の事由に起因する損害は対象外です（賠償責任・対応費用ともに対象外となります。）。

- ② 被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報の利用の目的（以下「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い
- ③ 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱い
- ④ 被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、当該命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生した、当該違反の対象となった個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑤ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為、またはこれらの行為が発生するおそれ

以下の損害賠償請求に起因する損害について対象外となります（被害者への損害賠償による損害が対象外となります。）。

- ⑥ 個人情報の利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないとしてなされた損害賠償請求
- ⑦ 被保険者が被害者に対して個人情報の利用目的またはその変更を通知しない、または公表しないとしてなされた損害賠償請求

- ⑧ 被保険者が第三者へ個人データを提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または第三者と個人データを共同して利用したことが、個人情報漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ⑨ 被保険者が第三者から個人データを提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ⑩ 被保険者または被保険者の法定代理人が、法令に違反すること、または他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ⑪ 採用、雇用、解雇、等に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求

以下の賠償責任を負担することによる損害は対象外です（被害者への損害賠償による損害のうち、損害賠償保険金が対象外となります。）。

- ⑫ 他人の身体の障害（精神的苦痛は除きます。）または財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑬ 個人データが正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任
- ⑭ 被保険者が被害者本人の求めに応じてその被害者本人が識別される個人データの第三者への提供を停止しない、もしくは保有個人データの開示、訂正、追加、利用の停止もしくは削除を行わない、またはそれらの措置が遅れたことにより加重された賠償責任
- ⑮ 特許権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する賠償責任
- ⑯ 被保険者によって、または町村等のために町村等以外の者によって行われた公告・広告・宣伝・放送または出版活動に起因する賠償責任
- ⑰ 株価、商品・サービスの価格、指数等、経済取引に用いられる数値や売上高が変動したことに起因する賠償責任 など

4. 保険金額（支払限度額）および自己負担額（免責金額）

(1) 保険金額（支払限度額）

賠償責任保険金は、年間支払限度1億円、2億円の2契約タイプがあります。

対応費用（プロテクト費用）保険金は、1事故あたり1,000万円です。

対応費用（プロテクト費用）保険金の年間支払限度額は、3,000万円です。

(2) 支払保険金の算出

賠償責任保険金には、自己負担額（免責金額）はありません。

ただし、精神的苦痛に関しては、個人情報1件につき、30万円が限度です。

対応費用（プロテクト費用）保険金は、縮小てん補割合（90%）が設定されています。

そのため、認定された損害額に90%を掛けた金額が対応費用（プロテクト費用）保険金として支払われます。

例）個人情報漏えい事件で、500人分の個人情報が漏えいし、広告費用50万円、謝罪文送付費用（郵送料含む）15万円、見舞品購入費用25万円が発生した場合。

$(50万円 + 15万円 + 25万円) \times 90\% = 90万円 \times 90\% = 81万円$ の保険金支払い

第5章 補償保険

1. 対象となる損害

被保険者（町村等）が主催・共催する行事（活動）および社会奉仕活動（ボランティア活動）に起因する急激かつ偶然な外来の事故（注1）によって、住民等第三者（注2）が死亡または、身体障害（後遺障害を伴うものにかぎります。）もしくは入院・通院を伴う傷害（注3）を被った場合、町村等が制定する「総合災害補償規定」に基づいて、当該被災者に支払う補償費用が保険金額を限度として支払われます。

（注1）対象となる事故は、急激性、偶然性、外来性をそれぞれ満たすものであることが必要です。

“急激性” … 原因または結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。

“偶然性” … 原因または結果の発生を被災者が予知できない状態をいいます。

“外来性” … 原因の発生が被災者の身体に内在するものではないことをいいます。

傷害の原因となる事故は、これらの要件をみたしているのが通常ですが、要件に欠ける場合としては、次のような場合が考えられます。

- ・けんかによるケガ
- ・心臓疾患等の疾病が原因となった死亡
- ・細菌性食中毒（学校教育業務（活動）の場合は対象となります。）

（注2）住民等第三者には、加入町村等に在住する住民だけでなく、行事等に参加している加入町村等以外の住民も含まれます。

（注3）学校管理下における児童・生徒の事故については、「入院・通院医療補償保険金」が対象になりません。

2. 対象となる町村等の行事（活動）

(1) 学校教育業務（活動）

児童・生徒については死亡または後遺障害を伴うものにかぎります。通学途上を含みます。

(2) 町村等が主催する社会体育活動（行事）、社会文化活動（行事）、および社会福祉活動（行事）

(3) その他町村等が主催し、住民が参加する行事

(4) 社会奉仕活動（ボランティア活動）

(5) 前記(2)～(4)の行事、社会奉仕活動に参加するための往復途上

「往復途上」とは、所定の集合・解散場所と参加者の住居との通常の経路往復中をいいます。

なお、行事に参加する目的をもって住居を出発する前に、町村等の備える被保険者名簿においてその氏名が記載されている参加者にかぎります。

また、所定の集合・解散場所は、町村等の備える資料により確定しているものにかぎります。

(注) 補償保険は、町村等が主催する「行事等」を対象としています。

ただし、学校教育業務に関しては、学校管理下中は対象となります。

また、社会奉仕活動（ボランティア活動）に関しては、所定の要件を満たす活動は対象となります。

	行事等	その他
学校教育業務（活動）	学校管理下中 ○	
社会体育活動（行事）	○	×
社会文化活動（行事）	○	×
社会福祉活動（行事）	○	×
社会奉仕活動 （ボランティア活動）	社会奉仕活動 ○	
その他町村が主催し、 住民が参加する行事	○	×

〈学校教育業務（活動）〉

学校管理下の範囲が対象となります。ただし、学校管理下における児童・生徒についての補償保険金の給付は、死亡、後遺障害のみで、入院・通院給付はありません。

学校管理下の範囲は日本スポーツ振興センターの規定に準拠し、保険約款上次の通りとします。

1. 学校教育法または児童福祉法の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業または保育所の保育を受けているとき
2. 学校の教育計画に基づいて行なわれる課外指導を受けているとき
3. 休憩時間中に学校にいるとき、または学校長、園長等の指示もしくは承認に基づいて学校及び保育所にいるとき
4. 通常の経路および方法により通学するとき（住居と学校外において第1号の授業も

しくは第2号の課外指導が行なわれる場所または当該場所以外において集合もしくは解散する場所との間を合理的な経路および方法により往復するときを含みます。)

5. 学校が管理する寄宿舎にいるとき

規定としては、前記のとおりですが、その運用上の解釈は次のとおりです。

- (1) 2の学校の教育計画とは、個別の活動が教育計画の中に入っていないくても、教育的観点に立って教師の監督・指揮下（直接・間接を問いません。）で行われる課外指導は対象となります。

したがって、教師が直接現場にいなくても、通常の練習として生徒が自主的に計画した対外合同練習等も対象となります。

- (2) 3の「学校長、園長等の承認」とは、必ずしも個別の活動ごとに承認を要するものではなく、当該活動を包括的に承認している場合や、過去の経験からその活動を黙認しているような場合も含まれます。

なお、学校管理下における児童・生徒以外の父兄等の事故については、入院・通院給付の対象となります。

また「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づく「認定子ども園」に関しては町村等が管理する幼稚園および保育園（季節保育所・へき地保育所を含みます。）に在籍する児童を対象とします。また、町村等が管理する幼稚園・保育園と連携する、私立の幼稚園・保育園に在籍する児童が、町村等の管理下で負った障害を対象とします。

加えて、2010年4月1日に施行された児童福祉法に規定される家庭的保育事業は、学校教育業務（活動）として取扱います。

〈社会体育活動（行事）〉

住民の心身の健全な発達を図り、住民スポーツ（運動競技、身体運動、キャンプ活動その他の野外活動を含みます。）の振興を目的として、町村等が主催する次の活動をいいます。

1. 町村民体育大会（野球大会、水泳大会、バレーボール大会、卓球大会等）
2. スポーツ教室（スキー教室、スケート教室、バトミントン教室等）
3. レクリエーション活動（フォークダンス、ハイキング、魚釣等）
4. スポーツ指導者講習会

5. 学校スポーツ施設開放事業

6. その他町村が主催する社会体育活動

ただし、補償保険の場合は、次のスポーツ活動は、たとえ町村等が主催するスポーツであっても対象となりません。

- ① スポーツを職業または職務とする者が職業上または職務上行うスポーツ活動
- ② 運動競技を行うことを目的として、組織されたアマチュア・スポーツ団体で高等学校・高等専門学校・大学（短期大学を含みます。）の学生・生徒、官公署・会社等の社会人により構成された体育部・競技部・運動クラブ等の団体の構成員が行う当該団体管理下のスポーツ活動

（注）プロスポーツ団体や、上記のようなアマチュア・スポーツ団体に所属する者は一般住民とは異なり本来その危険に対する負担は自ら負うべきものでありますので、スポーツ安全協会契約の第2種団体として加入することができるようになっております。

しかし、スポーツの専門家（アマチュア等を含みます。）が専門家としてのスポーツを行なうのではなく、たまたま町村等の主催するスポーツ行事に1住民として参加したような場合は当然対象となります。

（注）主催の定義はP14と同じです。

〈社会文化活動（行事）〉

本保険でいう社会文化活動とは、「社会教育法に準拠して町村等が主催して行う社会教育上の諸活動」をいいます。対象となる活動としては次のようなものがあります。

1. 講演会、講習会、討論会、講座等の開催
2. 音楽会、演劇会、美術展、華道展、書道展等の開催
3. 青年学級、婦人学級、家庭教育学級等の開催
4. 青少年に対する社会奉仕体験活動、自然体験活動
5. その他町村等が主催する活動（社会見学会、観劇会等）

（注）主催の定義はP14と同じです。

〈社会福祉活動（行事）〉

町村等で主催する次の社会福祉関係上の活動をいいます。

1. 老人慰安旅行、心身障害児慰安会等

2. 老人健康看護（町村等で主催し保健相談・指導会等を開催する場合をいいます。）
3. その他社会福祉活動（社会福祉活動の一環としての町村等が主催する諸活動をいいます。）

（注）主催の定義はP14と同じです。

〈社会奉仕活動（ボランティア活動）〉

住民個人が、町村等の事前の承認（注1）あるいは依頼を受けて、次の要件をすべて満たして行う住民（注2）のための業務・活動をいいます。

1. 無報酬（注3）で行われる活動であること
2. 労力の提供がなされること
3. 団体（注4）あるいは町村等の管理下（注5）で行われるものであること

（注1）「事前の承認」とは、町村等へ届出をし、町村等が当該活動に一定の関与（指導・指示）をすることをいい、あらかじめ町村等が承認したことを客観的に証することができることをいいます。

（注2）当該町村等の住民のためだけでなく、他の町村等の住民のための社会奉仕活動も対象となります。（他町村等へのボランティアの派遣）

ボランティアの受入側町村とボランティアの派遣元町村との間で、重複して補償保険の適用ができる場合は、いずれかの町村の補償保険を適用するかを町村間で協議のうえ、決定するものとし、重複して支払わないものとします。

（注3）無報酬とは労働の対価を得ていないことをいい、昼食代・交通費等の実費の費用弁償は報酬に含みません。

（注4）団体とは、町内会、PTA、青年団、婦人会、子供会、NPO法人、その他ボランティア団体をいいます。必ずしも当該町村等の住民だけで構成される必要はありません。

（注5）「町村等の管理下」とは、

イ. 町村等からの依頼書、要請書、企画書等で、町村等の依頼による社会奉仕活動であることが確認できる。

ロ. 活動参加者が名簿等で確認できる。

ハ. 町村等の職員が同行しており、社会奉仕活動の内容が確認できる。などをいいます。

なお、町村等の管理下にある個人ボランティアも対象となります。

(注6) 防火訓練については、その指導、監督する立場の者の活動をさし、これら以外の訓練参加者は「社会奉仕活動」に参加している者とはみなしません。
なお、訓練参加者は、その他の行事として、補償保険の対象となります。

〈その他町村が主催し、住民が参加する行事〉

防火・防災訓練、民踊、祭礼、選挙の投票（注1）、等のその他町村が主催する行事が対象となります。

(注1) 選挙の投票は、町村が主催し、住民が参加する行事には該当しないと考えますが、公職選挙法等に基づき町村等の選挙管理委員会が設置した投票所内で発生した、投票者（同行者を含みます。）の事故は対象としています。この場合、選挙投票の往復途上は対象となりません。

3. 補償対象となる者

(1) この補償保険の対象となる者は、次のとおりです。

- ①学校教育活動については、学校の管理下にある者（児童・生徒の他第三者を含みます。）
- ②その他の活動については、活動に参加中の者すべてです。

(注) 町村等の役職員が町村等の業務に従事中の場合は、公務災害補償等の適用を受けますので、この補償保険の対象とはなりません。

しかし、自治会の役職員が町村等の単なる補助者として活動に関与している場合には、公務災害補償等の対象となりませんので、この補償保険の対象となります。

(2) 参加者の範囲

対象となる者は町村等の主催する対象業務に参加中の者であれば誰でもよいのですが、当該活動の観覧者、応援者、聴衆、入場者については、例えば事前に登録がなされている、郵送された入場券を持っているなど、特定された者であることが必要です。

ただし、スポーツ活動については、観覧者あるいは応援者が当該スポーツ活動に直接起因して身体障害を被ったような場合には、観覧者あるいは応援者について制限なく、この補償保険の対象となります。

例えば、野球大会の応援者に打者の打ったファウルボールがあたった等の場合はこの補償保険の対象となりますが、単なる観覧中に誤って転落したような場合は対象と

なりません。

4. 保険金額および保険金算出方法

- (1) 死亡補償保険金額 … 契約類型に基づき1名につき200万円～500万円

傷害が直接の原因として事故の発生の日から180日以内に死亡し、町村等が死亡補償金の給付を決定した場合に支払われます。

- (2) 後遺障害補償保険金額 … 障害の程度に応じ、後記災害補償保険普通保険約款記載の「後遺障害補償保険支払区分表」に基づき、1名につき8万円～500万円

傷害が直接の原因として、事故の発生の日から180日以内に後遺障害を生じ、町村等が後遺障害補償金の給付を決定した場合に支払われます。なお、被害者が事故の発生の日より180日を超えて治療を要する場合は、事故の発生の日から181日目の医師の判断に基づき後遺障害の程度を決定します。

支払区分表は、ほぼ労災保険の後遺障害等級に基づいて作成されております。

- (3) 入院医療補償保険金額…入院日数に応じ、Ⅰ・Ⅱ型は、1万円～15万円

Ⅲ型は、2万円～30万円

事故の発生の日から180日を経過するまでの間に入院した場合に、入院日数に応じ「入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約」に基づき支払われます。

- (4) 通院医療補償保険金額…通院日数に応じ、Ⅰ・Ⅱ型は、1万円～6万円

Ⅲ型は、0.5万円～12万円

事故の発生の日から180日を経過するまでの間に通院した場合に、通院日数に応じ「入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約」に基づき支払われます。

学校管理下における児童・生徒については、入院、通院は対象外です。

なお、学校管理下における児童・生徒以外の父兄等の事故については入院・通院医療補償保険の対象とします。

また、入院医療補償保険金と通院医療補償保険金の両方の支払いはできません。入院と通院を伴う傷害の場合は、どちらか一方が支払われます。

(入院・通院医療補償保険金額)

入院医療補償保険金

入院日数	I・II型	III型
1日～5日	1万円	2万円
6日～15日	3万円	6万円
16日～30日	6万円	12万円
31日～60日	9万円	18万円
61日～90日	12万円	24万円
91日以上	15万円	30万円

通院医療補償保険金

通院日数	I・II型	III型
1日～5日		0.5万円
6日～15日	1万円	2万円
16日～30日	3万円	6万円
31日～60日	4.5万円	9万円
61日以上	6万円	12万円

(注1) 死亡および後遺障害の程度の決定は純粋に対象活動により被った災害に基づき判定され、既存の身体障害や疾病あるいはその後に被った別の傷害や疾病の影響により身体障害の程度が重大となっても、影響がなかった場合の程度に引き直して決定されます。

(注2) 死亡保険金と後遺障害保険金は同一事故では重複して支払われず、保険金額が限度となります。

例えば、片腕（ひじ関節以上）切断のため保険金額の69%が支払われた後、片腕切断の箇所が悪化し、被害の日より180日以内に死亡したとしても残余の保険金額の31%が支払われるということになります。

しかし、片腕切断後また別の行事に参加して、今度は死亡してしまったというような場合は、同一の事故ではありませんので、保険金額の100%が支払われます。

(注3) 身体の2か所以上に一度に後遺障害を被ったとしても支払われる保険金は保険金額が限度となります。

5. 保険金支払いの対象とならない主な事故

本保険の対象とならない事故については、災害補償保険普通保険約款第3条に規定されておりますが、主なものは次のとおりです。

- (1) 被保険者（町村等）の故意または重大な過失
- (2) 補償対象者の故意または重大な過失。ただし、補償保険金を支払わないのは、その補償対象者の被った傷害にかぎります。
- (3) 死亡補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合は、補償保険金を支払わないのはその者が受け取るべき

金額にかぎります。

- (4) 補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、補償保険金を支払わないのは、その補償対象者の被った傷害にかぎります。
- (5) 補償対象者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで生じた事故、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間に生じた事故。ただし、補償保険金を支払わないのは、その補償対象者の被った傷害にかぎります。
- (6) 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、補償保険金を支払わないのは、その補償対象者の被った傷害にかぎります。
- (7) 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産
- (8) 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、補償保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、補償保険金を支払います。
- (9) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的の事故によるものである場合は、補償保険金を支払います。
- (10) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (11) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛などで医学的他覚所見のないもの

など

6. 総合災害補償規程

町村等は、この規定に基づき、学校の管理下にある者および町村等が主催する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他の行事に参加する者の災害補償の責任をもつこととなります。この保険は原則としてこの規程により町村等が負担する費用をお支払いする形をとっております。

「総合災害補償規程」は議会の議決を経ない「内規」として定めれば十分ですし、条例化されても結構です。

なお、各町村等の定める「総合災害補償規程」の内容が実質的に下記（案）と異なる場合は本保険でカバーする内容とズレが生じ、思わぬ費用を自己負担しなければならないことも考えられますので、最新の（案）の内容をもちこんだ規程を作成してください。

〇〇〇町総合災害補償規程（案）

この規程は全国町村会総合賠償補償保険に加入するに伴い、〇〇〇町（以下「甲」という。）が設置する学校の管理下にある者又は、主催する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、その他町村が主催する活動及び行事等に参加中の者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合もしくは後遺障害を生じた場合または傷害により入通院した場合の補償について定める。

（補償する対象）

第1条 甲は自己が設置する学校の管理下にある者又は、自己が主催する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、その他の活動に参加中の者が急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」という。）に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合もしくは後遺障害（身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同様とする）。を生じた場合または入通院した場合、当該参加者（以下「被災者」という。）またはその者の相続人に対し、この「総合災害補償規程」に従い補償を行う。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）を含む。ただし、細菌性中毒及びウイルス性食中毒は含まない。（学校管理下にある者はこの限りでない。）

3 本規定において「参加中」には、次の各号の要件を満たす、行事等の所定の集合・解散場所と被災者の通常の経路往復中を含みます。

(1) 行事に参加する目的をもって住居を出発する前に、甲が備える被保険者名簿においてその氏名が記載されている者にかぎります。

(2) 所定の集合・解散場所は、甲の備える資料により確定しているものにかぎります。

（補償金額と補償基準）

第2条 甲は、別表の給付表に定める給付額を、補償金として被災者またはその相続人に支払うものとする。ただし、学校管理下にある児童・生徒については入通院補償給付金は対象とならない。

（補償金を支払わない場合）

第3条 甲は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により、被災

者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合もしくは後遺障害を生じた場合または入通院した場合においては補償金を支払わないものとする。

- (1) 被災者の故意または重大な過失
- (2) この「総合災害補償規程」に基づき、死亡給付金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合は、給付金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎる。
- (3) 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし給付金を支払わないのはその被災者の被った傷害にかぎる。
- (4) 被災者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし給付金を支払わないのはその被災者の被った傷害にかぎる。
- (5) 被災者の妊娠、出産、早産または流産
- (6) 被災者に対する外科的手術その他の医療処置、ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、給付金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、給付金を支払うものとする。
- (7) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染、ただし環境汚染の発生が不測かつ突発的
事故による場合にはこのかぎりでない。
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類
似の事変もしくは暴動（群集または多数の者の集団の行動によって、全国また
は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められ
る状態をいう。）またはこれらに随伴して生じた事故もしくはこれらに伴う秩序
の混乱に基づいて生じた事故
- (9) 地震、噴火、もしくは津波またはこれらに随伴して生じた事故もしくはこれ
らに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同様とする。）もしくは核燃料物質によ
って汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有毒
な特性もしくはこれらの特性による事故またはこれらに随伴して生じた事故も
しくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (11) 前号以外の放射線照射または放射能汚染
- (12) スポーツを職業または職務とする者が職業上または職務上行うスポーツ活動
中に被った事故
- (13) 被災者が法令によって定められた運転資格（運転する地における法令による

ものをいう。)を持たないで、または道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間の事故

2 前項の他頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで医学的他覚所見のないものに対しては、補償金を支払わないものとする。

(この規程の適用除外)

第4条 この規程は下記各号の者には適用しない。

- (1) 甲の業務に従事中の甲の使用人(甲が甲の公務遂行のため委嘱した者で公務災害補償またはこれに準ずる補償を受ける者を含む。)
- (2) 運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュア・スポーツ団体で高等学校・高等専門学校・大学(短期大学を含む。)
・専門職大学(短期大学を含む。)の学生・生徒・官公署・会社等の社会人により構成された体育部・競技部・運動クラブ等の団体管理下のスポーツ活動に参加中の当該団体の構成員。

(準用規定)

第5条 この規程にない事項については、「全国町村会賠償責任保険契約および災害補償保険契約特約書」「災害補償保険普通保険約款」「スポーツ災害補償特約」「学校管理下災害補償特約」「施設災害補償特約」「入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約」「死亡補償保険金、後遺障害補償のみ支払特約」の規程を準用する。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

別表	区 分	給 付 額 (最高)		
	死亡給付金	○万円		
	後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより ○万円～○万円		
医療補償給付金	入院日数	○万円	通院日数	○万円
	1日以上5日まで		1日以上5日まで	
	入院日数	○万円	通院日数	○万円
	6日以上15日まで		6日以上15日まで	
	入院日数	○万円	通院日数	○万円
	16日以上30日まで		16日以上30日まで	
入院日数	○万円	通院日数	○万円	
31日以上60日まで		31日以上60日まで		
入院日数	○万円	通院日数	○万円	
61日以上90日まで		61日以上		
入院日数	○万円			
91日以上				



〈補償規定を定める場合のご注意〉

契約類型別の「死亡給付金」「後遺障害給付金」「医療補償給付金」の給付額は次のとおりとなります。

死亡補償・後遺障害補償給付金

契約類型	死亡給付金	後遺傷害給付金
I 型	200万円	8～200万円
II 型	500万円	20～500万円
III 型	500万円	20～500万円

入院医療補償給付金

入院日数	I・II型	III型
1日～5日	1万円	2万円
6日～15日	3万円	6万円
16日～30日	6万円	12万円
31日～60日	9万円	18万円
61日～90日	12万円	24万円
91日以上	15万円	30万円

通院医療補償給付金

通院日数	I・II型	III型
1日～5日		0.5万円
6日～15日	1万円	2万円
16日～30日	3万円	6万円
31日～60日	4.5万円	9万円
61日以上	6万円	12万円

第6章 公金総合保険

1. 対象となる損害

本保険は、町村等が取扱う公金が、日本国内において輸送中、保管中を問わず、下記のような偶然な事故によって、損害が発生した場合、保険金額の限度内において実損によりお支払いします。

〈対象となる事故〉

- (1) 火災、爆発
- (2) 盗難、強盗、引ったくり
- (3) 集金者等の集金した公金が詐欺にあった場合の損害
- (4) 台風・暴風雨・豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災によって生じた損害

具体的には、次のような事故の場合です。

- (1) 町村等もしくは町村等の委嘱を受けた集金者が納税者よりの徴収金を役所に納めるまでの事故
- (2) 役所より各種給付金・町村職員給与等が各受給者に手渡されるまでの事故
- (3) 公金に係わる輸送中・保管中の各町村等の管理下における偶発的な事故

2. 対象となる公金の範囲

保険の目的となる公金の範囲は、次のとおりです。

- (1) 町村等が取扱う一般会計および特別会計の収入金または支払金その他町村等が公金に準じて取扱う歳計外現金（共済掛金等を含みます。）等
- (2) 町村等の職員および町村等の委託を受けた集金者（納税組合、コンビニエンスストア等を含みます。）が個別に徴収した各種税金、国民年金、水道料、保育料、各種事務手数料及び施設使用料等
- (3) 職員の給与、賞与および支払等のため保管中の現金等

（注1）現金等とは通貨（外国通貨を含みます。）小切手、収入印紙、収入証紙、定額小為替および約束手形のことをいいます。

（注2）公金に該当するのは、一般会計、特別会計、地方公営企業に帰属する現金等。町村等が出資して設立した公益法人、第三セクター、公社、社会福祉協議会などに帰属する現金等は、対象となりません。（ただし、これらの団体が「町村等の委託を受けた集金者」として扱う町村等の公金は対象となります。）

（注3）コンビニエンスストアが取扱う公金については、委託形態によらずコンビニ

エンスストア管理下における公金は対象となります。

(注4) 学校で保管中の教材費、給食費、PTA会費等は対象となります。

(注5) 職員の慰安旅行費などは対象外となります。

3. 保険金支払いの対象とならない主な事故

本保険の対象にならない事故については、全国町村会公金総合保険契約特約書第9条に規定されているとおりですが、主なものは次のとおりです。

- (1) 町村等の故意または重大な過失による損害
- (2) 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- (3) 地震、噴火、これらによる津波による損害
- (4) 置き忘れ、紛失による損害
- (5) 町村等の職員および集金者が単独もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、その他これらに類似の行為（横領など）によって保険の目的に生じた損害
- (6) 原因のいかんを問わず、勘定間違い、支払の過誤または受け取り不足等の出納過誤によって生じた損害
- (7) 帳簿、帳票等により確認ができない損害
- (8) 騒じょう等の事変による損害 など

4. 保険金額および支払限度額

- (1) 保険金額

直近の一般会計歳入額の20%が保険金額となります。

- (2) 支払限度額

輸送中、保管中を問わず損害が発生した場合には一事故につき保険金額の限度内において実際に発生した損害の額を支払います。なお、自己負担額（免責金額）はありません。

- (3) 臨時費用保険金

火災、落雷、破裂または爆発、盗難により公金に損害が生じた場合には、損害保険金の30%（ただし、1回の事故について300万円限度）の臨時費用保険金をお支払いします。

5. 約束手形における保険金の支払いと支払いの時期について

保険金の支払時期および内容は次のとおりとなります。

- (1) 公示催告期間中に権利者の届出があり、届出者が権利者であることが確定した場合は、被害を受けた有価証券の時価額ベースの損害額を保険金としてお支払いします。
- (2) 公示催告期間中に権利の届出がなされておらず、未だ除権決定も出ていない場合は、時価額ベースの損害額を直ちに保険金として支払わず、まず公示催告費用、除権決定費用を支払い、原則除権決定を待ちます。
- (3) 公示催告期間中に権利の届出がなく、除権決定が出され、有価証券が再発行された場合、合理的に支出された、公示催告費用・除権決定費用・再発行費用を損害額として保険金をお支払いします。

第7章 加入手続き

1. 加入のご案内

全国町村会総合賠償補償保険加入のご案内

加入する町村(市)は次票「加入依頼書」(様式第1号)に希望する契約類型を選択して、所定事項を記入のうえ、これに保険料分担金を添えて期日までに都道府県町村会へ提出してください。

1. 賠償責任保険・補償保険・公金総合保険・個人情報漏えい保険 契約類型および保険料分担金率

以下の契約類型から1種類を選択して加入してください。

契約類型	身体賠償	財物賠償	健診賠償	予防接種	公金総合	補償保険	個人情報	対応費用	保険料分担金率
1	5,000万円	1,000万円	あり	あり	あり	なし	1億円	あり	48.4円
2	5,000万円	1,000万円				I型	1億円		56.4円
3	1億円	2,000万円				I型	1億円		67.9円
4	1億円	2,000万円				II型	1億円		75.4円
5	1.5億円	2,000万円				I型	1億円		76.5円
6	1.5億円	2,000万円				II型	1億円		84.0円
7	2億円	2,000万円				II型	2億円		87.2円
8	2億円	2,000万円				III型	2億円		91.8円
9	2億円	1億円				III型	2億円		93.1円
10	3億円	1億円				III型	2億円		100.8円

※各契約類型の保険金額(支払限度額)は、次項を参照ください。

2. 加入手続きについて

(1) 住民数

加入時点(6月1日更新加入の場合は4月1日現在)で把握される「住民基本台帳」に基づく人口統計による住民総数(外国人を含みます。)をご記入ください。

(2) 保険責任

保険期間の始期は当該年の6月1日午前0時からですが、この始期までに保険料分担金が都道府県町村会に納入されていない場合は、保険責任が発生しませんのでご注意ください。

(3) 型の変更

当初加入の型を、後日変更する場合には、変更後と変更前の保険料分担金率の差に未経過期間の月数を乗じて算出してください。

3. その他

全国町村会および都道府県町村会は、本保険契約の適切な運営を目的として、本保険契約に関する個人情報(加入依頼書に記載された町村(市)長名、所管課の名称・職名・氏名)を利用し、また、引受保険会社(幹事)である損保ジャパン日本興亜に提供します。損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

加入町村(市)は、こうした個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

契約内容の詳細は、「手引」または「あらまし」をご参照ください。

2. 加入する契約類型

契約類型は次のとおりです。なお近年における賠償額の高額化の趨勢に十分対応できるように、契約類型を選択し、ご加入ください。

(1) 契約類型別保険金額（限度額）

賠償責任保険（身体賠償）

身体賠償		
身体賠償 契約類型	保険金額	
	1名	1事故（※）
5,000万円 型	5,000万円	5億円
1億円 型	1億円	10億円
1.5億円 型	1.5億円	15億円
2億円 型	2億円	20億円
3億円 型	3億円	30億円

賠償責任保険（財物賠償）

財物賠償	
財物賠償 契約類型	保険金額
	1事故
1,000万円 型	1,000万円
2,000万円 型	2,000万円
1億円 型	1億円

（※）土砂災害に起因する事故に関しては、1名あたり保険金額の3倍となります。

（※）人格権侵害については1名100万円限度、年間1,000万円限度となります。

健診賠償

医療行為上の事故		医療施設の事故		人格権の侵害	
身体1事故	1億円	身体1名	1億円	1名	1,000万円
年間総額	3億円	身体1事故	2億円	1事故	1億円
自己負担額	なし	財物1事故	1,000万円	年間総額	1億円
		自己負担額	なし	自己負担額	なし

補償保険（医療補償保険を含みます。）

契約 類型	保険金額			
	死亡	後遺障害	入院	通院
I型	万円 200	万円 8~200	万円 1~15	万円 1~6
II型	500	20~500	1~15	1~6
III型	500	20~500	2~30	0.5~12

入院医療補償保険金

入院日数	I・II型	III型
1日~5日	1万円	2万円
6日~15日	3万円	6万円
16日~30日	6万円	12万円
31日~60日	9万円	18万円
61日~90日	12万円	24万円
91日以上	15万円	30万円

通院医療補償保険金

通院日数	I・II型	III型
1日~5日		0.5万円
6日~15日	1万円	2万円
16日~30日	3万円	6万円
31日~60日	4.5万円	9万円
61日以上	6万円	12万円

公金総合保険

個人情報漏えい保険賠償責任

対応費用（プロテクト費用）

保険金額
一般会計 歳入額 の20%

契約型	年間支払限度額
1億円型	1億円
2億円型	2億円

1事故	年間支払限度額
1,000万円	3,000万円

予防接種保険（賠償責任保険に付帯）（2020年3月1日現在）

A 保険 (賠償責任保険)		B 保険 (法定救済措置費用保険)		C 保険 (行政措置災害補償保険)	
支払限度額		死亡保険金	障害保険金	死亡補償保険金	障害補償保険金
1事故につき	保険期間中	・ A類疾病および臨時接種 1,100.0万円	・ A類疾病および臨時接種 1級 1,100.0万円 2級 732.5万円 3級 559.0万円	4,400万円	1級 4,400万円 2級 2,929.9万円 3級 2,236.7万円
10,000万円 自己負担額なし	30,000万円 自己負担額なし	・ B類疾病 生計維持者の場合 548.9万円 生計維持者以外の場合 183.3万円	・ B類疾病 1級 548.9万円 2級 365.9万円		
		・ 新たな臨時接種 生計維持者の場合 855.0万円 生計維持者以外の場合 642.5万円	・ 新たな臨時接種 1級 855.5万円 2級 569.4万円 3級 434.3万円		

(注1) 賠償責任保険と補償保険は、併給されます。

(注2) 医療補償保険は、入院医療補償保険金と通院医療補償保険金の両方の支払いはできません。入院と通院を伴う傷害の場合は、どちらか一方が支払われます。

(注3) 個人情報漏えい保険の対応費用（プロテクト費用）は、個人情報漏えい保険の賠償責任に標準付帯されます。

(注4) 対応費用（プロテクト費用）には、縮小てん補割合（90%）が設定されています。

(2) 契約類型別保険料分担金率（1年間につき住民1人あたり）

以下の契約類型から1種類を選択して加入してください。

契約類型	身体賠償	財物賠償	健診賠償	予防接種	公金総合	補償保険	個人情報	対応費用	保険料分担金率
1	5,000万円	1,000万円	あり	あり	あり	なし	1億円	あり	48.4円
2	5,000万円	1,000万円				I型	1億円		56.4円
3	1億円	2,000万円				I型	1億円		67.9円
4	1億円	2,000万円				II型	1億円		75.4円
5	1.5億円	2,000万円				I型	1億円		76.5円
6	1.5億円	2,000万円				II型	1億円		84.0円
7	2億円	2,000万円				II型	2億円		87.2円
8	2億円	2,000万円				III型	2億円		91.8円
9	2億円	1億円				III型	2億円		93.1円
10	3億円	1億円				III型	2億円		100.8円

3. 保険料分担金の算出

本保険の保険料分担金は、加入する契約類型（類型1～類型10）を1つ選択し、当該市・町・村の住民数に保険料分担金率を乗じて算出します。

なお、算出基礎となる住民数は原則として加入時点（6月1日更新加入の場合は4月1日現在）の「住民基本台帳」による住民総数（外国人を含みます。）です。

〈具体例〉

「契約類型8」に加入する場合、当該町の人口が10,866人であれば、払い込む1年間の保険料分担金は次のとおりです。

「契約類型8」=91.8円

$10,866人 \times 91.8円 = 997,498.8 \div 997,499円$ （円未満四捨五入）

4. 保険期間と月割料率

- 本保険は、2020年6月1日午前0時から2021年5月31日午後12時までを基本保険期間としています。
- 2020年6月2日以降2021年5月31日までの間に新規に加入する町村は、2021年5月31日までの短期（12か月未満）を保険期間とする加入申込をしていただきます。
- 1年間の保険料分担金率は表記1—(2)のとおりですが、年度の途中で加入する場合の12か月未満の保険期間にもとづく保険料分担金は年間保険料の月割計算とし、1か月未満の端日数が生じた場合には1か月に切上げて計算します。

加入月日別の月割保険料分担金率は以下のとおり計算してください。（10銭未満は四捨五入となります。）

〈加入月日別保険料分担金率算出方法〉

加 入 月 日		加入月日別 保険料分担金率算出方法		備 考	
2 0 2 0 年	6月1日～6月30日	年 間 保 険 料 分 担 金 率	$\times \frac{12}{12}$	10銭未満 四捨五入	
	7月1日～7月31日		$\times \frac{11}{12}$		
	8月1日～8月31日		$\times \frac{10}{12}$		
	9月1日～9月30日		$\times \frac{9}{12}$		
	10月1日～10月31日		$\times \frac{8}{12}$		
	11月1日～11月30日		$\times \frac{7}{12}$		
	12月1日～12月31日		$\times \frac{6}{12}$		
	2 0 2 1 年		1月1日～1月31日		$\times \frac{5}{12}$
	2月1日～2月28日		$\times \frac{4}{12}$		
	3月1日～3月31日		$\times \frac{3}{12}$		
	4月1日～4月30日		$\times \frac{2}{12}$		
	5月1日～5月31日		$\times \frac{1}{12}$		

〈具体例〉

7月20日より、「契約類型10」に中途加入する場合、当該町の人口が12,345人であれば、保険満期日（5月31日）までの保険料分担金は次のとおりです。

「契約類型10」=100.8円

$100.8円 \times 11 / 12 = 92.4円$ （10銭未満四捨五入）

したがって、

$12,345人 \times 92.4円 = 1,140,678円$ （円未満四捨五入）

5. 加入手続き

(1) 加入する町村等は、

「加入依頼書」（様式第1号）に加入を希望する契約類型を選択して、所定事項の記入のうえ、これにもとづく保険料分担金を添えて、提出期限までに都道府県町村会へ

提出してください。

加入依頼書の記載内容に間違いがないか、ご確認のうえお申込みください。

保険責任は、保険料分担金を都道府県町村会あて、銀行振込、郵便振替等によって送金した日の午後4時前の事故は原則として対象になりませんのでご注意ください。

※後日、都道府県町村会より返送される加入依頼書（町村返送用）は大切に保管してください。

(2) 都道府県町村会は、

① (1)による加入依頼書にもとづき、「加入依頼書送付書」（様式第2号）に必要事項を記載し、加入依頼書（契約確認用）①と加入依頼書送付書（契約確認用）①を提出期限までに全国町村会へ提出してください。

② 加入町村等から保険料分担金が送金されたら金額を確認のうえ、加入依頼書②③④⑤に領収日付、領収印を捺印し、加入依頼書（町村（市）返送用）②を当該町村等に返送してください。

（返送された加入依頼書は本保険の「加入証」となりますので、事故が発生して保険金を請求する場合に提示できるよう町村などで保管することになります。）

③ 加入依頼書（全国町村会控）④と加入依頼書送付書（全国町村会控）③は、これに相当する保険料分担金とともに全国町村会へ提出・送金してください。

④ 加入依頼書（損保ジャパン日本興亜SC控）⑤は、損保ジャパン日本興亜保険金サービス課へ提出してください。

(3) 全国町村会は

① 加入依頼書（契約確認用）①と加入依頼書送付書（契約確認用）①および保険料分担金をとりまとめ、損保ジャパン日本興亜本店へ提出し、一括保険契約を締結します。

(4) 告知義務と通知義務

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

(1) ご加入の際、告知事項（加入依頼書の記載事項すべて）について、事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金が支払われないことがあります。

（注）告知事項のうち重要な事項とは以下のとおりです。

①住民数

②契約類型

●通知義務（ご契約締結後における注意点）

保険契約締結後、ご契約内容の変更や市町村合併が発生する場合、あらかじめご通知ください。ご通知やご通知に基づく追加保険料分担金のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金が支払われないことやご契約が解除されることがあります。

(5) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(6) クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）ができません。

6. 契約類型の変更

予算措置等のやむを得ない事情により、後日契約類型を変更するというような場合には、再度「加入依頼書（様式第1号）」に所定事項を記入のうえ、変更前後の保険料率の差を未経過月数で月割し、保険期間開始時の住民数を乗じた金額をご記入のうえ、都道府県町村会へ提出してください。

（加入依頼書の余白に、例えば、「○月○日 契約類型△型を、契約類型×型へ変更」等を記載ください。）

契約類型を変更される場合や、当制度と補償の範囲が重なる他の保険契約を締結される場合は事前にご連絡ください。ご連絡ないまま万一事故を起こされた場合、保険金がお支払いできないことがありますのでご注意ください。

〈具体例〉

「契約類型6」を、「契約類型10」に変更する場合（10月3日付けをもって）

- ・未経過期間＝10月3日から5月31日まで（8か月）
- ・未経過期間に対応する保険料分担金

変更前：「契約類型6」＝84.0円

変更後：「契約類型10」=100.8円

$(100.8円 - 84.0円) \times 8 / 12 = 11.2円$ (10銭未満四捨五入)

$10,865人 \times 11.2円 = 121,688.0円 \approx 121,688円$ (円未満四捨五入)

(住民数) (追加保険料)

※ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト (<https://www.sjnk.co.jp/>) でご参照ください (ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

記入例

都道 町村会長 殿
府県

町 村 長
(市)

印

○保険期間をご記入ください。

全国町村会 総合賠償補償保険加入依頼書

全国町村会が損害保険ジャパン日本興亜株式会社を幹事とする損害保険会社と締結した「全国町村会総合賠償補償保険」に下記事項が事実と相違ないことを確認し、下記のとおり加入の申込みをします。

1. 保険期間 年 月 日 ~ 年 月 日
2. 契約類型

- ①前票「加入のご案内」の「1. 契約類型」から、加入を希望する契約類型を選択ください。選択した契約類型を①欄へ、その契約類型に対応する保険料分担金率を②欄へご記入ください。
- ②前票「加入のご案内」の「2. 加入手続きについて」を参照のうえ、住民数を③欄へご記入ください。
- ③保険料分担金率に住民数を乗じて、保険料分担金を算出してください。

契約類型	保険料分担金率	住民数	保険料分担金
① 10	② 100.8 円	③ 10,866 人	②×③ 1,095,293 円 (円未満を四捨五入)

型変更の場合の前方法
 ・「契約類型」欄 変更後の契約類型を記入し、余白に変更前の契約類型をご記入ください。
 ・「保険料分担金」欄 変更後の保険料分担金率 - 変更前の保険料分担金率 × 未経過月数 ÷ 12 (小数点第2位を四捨五入) をご記入ください。
 ※未経過月数は、の属する月を含みます (3月10日に変更の場合: 未経過月数3ヶ月)。
 ・「住民数」欄 (6月加入時点) の住民数をご記入ください。

○加入する契約類型および保険料分担金率をご記入ください。

3. その他
加入依頼書について、ご照会等する場合の所管課及び担当者名を記入してください。

所管課・係	職名	氏名
総務課 庶務係	庶務課長	甲野 乙一

*以下は町村(市)で記入しないでください。都道府県町村会で記入します。

<お願い>
 この加入依頼書は、5枚とも全て都道府県町村会に提出ください。
 各都道府県町村会にて保険料分担金受領後に領収印を押印し、「(町村(市)返送用)」を返送します。

加入依頼書 No. _____

年 月 日

「全国町村会総合賠償補償保険」加入依頼書送付書

殿

全国町村会長

都道府県 町村会長印

加入依頼書および保険料分担金を下記のとおり送付・送金します。

契約類型	加入町村(市)数	保険料分担金(円)
1型	0	0
2型	1	209,441
3型	1	226,012
4型	5	3,895,450
5型	1	751,765
6型	1	764,519
7型	6	8,349,647
8型	8	11,977,901
9型	2	1,531,423
10型	2	1,895,450
合計(送金額)	27	29,601,608

(注) 本送付書は、契約類型別に記入、集計してください。

(様式第4号)

保険料分担金領収書(控)

太田川

町
村
(市)

殿

金	¥	4	8	2	6	5	9	1	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、年 6 月 1 日加入の
全国町村会総合賠償補償保険の保険料分担金

上記金額領収しました。

〇〇年〇月〇日

〇〇〇町村会

印

2 × 30 (99LC0106)TK

第8章 保険金請求および支払い

1. 事故が発生した場合の手続き

1. 保険会社（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）への連絡

事故が発生し、被害者から損害賠償請求を受けるような場合には、いち早く損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課へ連絡し相談してください。

連絡先は、巻末の「事故発生時の連絡先一覧」の中から最寄の損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課をお選びください。

連絡は、「全国町村会の総合賠償補償保険に加入している町村であり、今回事故が発生した。損害調査の係に連絡したい。」旨申し出てください。

その際、連絡すべき項目は別添「事故報告書」（様式第3号）記載項目と同様の事項ですので、あらかじめこれらの項目について調査可能なものは調査しておいてください。

なお、保険会社は当該町村の承諾がないかぎり、保険の内容、事故の内容等について一切外部にもらすことはありません。

2. 都道府県町村会、全国町村会への報告

別添、様式第3号「事故報告」に所定事項（判明している事項）を記入のうえ、4写式の㊦（町村控）を控え、他の3枚を当該都道府県町村会宛送付してください。

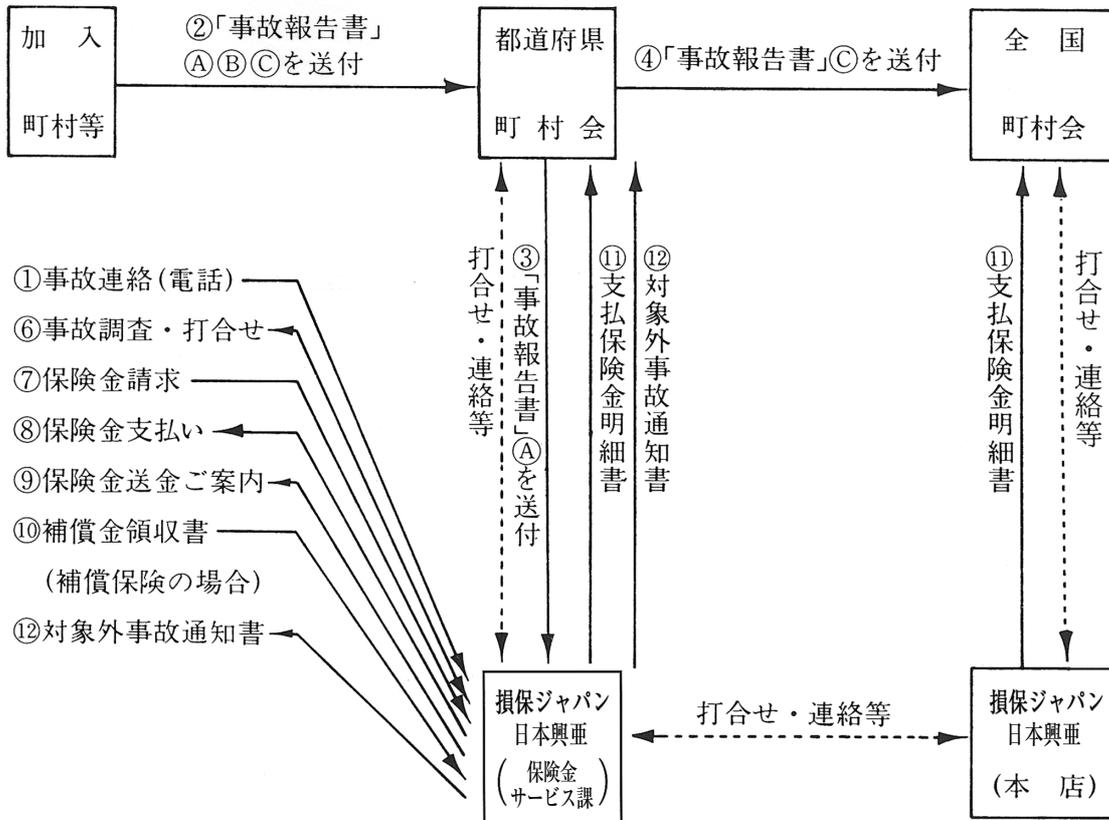
都道府県町村会は㊧（都道府県町村会用）を控え㊨（全国町村会用）を全国町村会宛送付します。なお、都道府県町村会は㊩（損保ジャパン日本興亜支店用）を損保ジャパン日本興亜の対応店（損保ジャパン日本興亜保険金サービス課）へ送付するとともに事故処理を依頼してください。

3. 事故処理の進め方

賠償責任の有無、過失相殺、示談の方法あるいは保険金請求書の書き方、添付書類など具体的な事故処理の手続きは、当該町村等と損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課との間で進めます。

（注） 手順を図示すると次項「2. 事故処理手続の事務フロー」のとおりです。

2. 事故処理手順の事務フロー



- ① 事故が発生したらただちに電話で保険金サービス課（巻末「事故発生時の連絡先一覧」参照）に連絡します。
- ② 加入町村は事故の状況を調査のうえ、「事故報告書」（様式3）を4部作成（4写式）し、①A①B①Cを都道府県町村会あて送付します。
- ③ 都道府県町村会は町村より受取った「事故報告書」①Bを自己の控とし、①Aを損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課へ送付します。
- ④ 都道府県町村会は残りの「事故報告書」①Cを全国町村会あて送付します。
- ⑤ 全国町村会は「事故報告書」①Cを自己の控とします。
- ⑥ 損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課は町村からの事故報告に基づき、事故調査、当該町村との打合せを行います。
- ⑦ 事故調査が終り、被災者との間で、補償額あるいは賠償額が決定しますと、町村は損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課に対し、示談書等必要書類添付のうえ、所定の保険金請求用紙で保険金の請求を行います。

必要書類は、損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課からご案内します。

(注) 2010年4月1日から施行された保険法により、賠償責任保険の保険金請求権につき、被害者が先取特権を有しますので、受取人を被保険者とする場合には、所定の書類を添付する必要があります。具体的には、事故の際に、損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課よりご連絡します。

- ⑧ 保険金請求書に基づき被保険者に保険金が支払われます。
- ⑨ 保険金支払が確定したときは、損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課は「保険金送金ご案内」を町村に送付します。
- ⑩ 補償保険の場合、補償保険金を町村が受取ったときには、保険金領収後30日以内に被害者から補償金領収書を取付けその写しを保険金を支払った損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課あて送付します。
- ⑪ 都道府県町村会へは、損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課から支払保険金明細書を送付します。
- ⑫ 支払いの対象にならなかったものについても、損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課はその旨文書をもって当該町村等ならびに都道府県町村会へ通知書を送付します。

3. 被害者との示談交渉

1. 被害者との示談交渉（我国においては、賠償事件の90%以上が法廷外の示談交渉で解決しています。）は保険会社と相談しつつ進める事が大切です。ただし、現在、弁護士法により、自動車保険等一部を除き保険会社は被害者との直接交渉を行なうことができませんが、事故の円満な解決に向け、示談援助を実施しており、本保険の幹事保険会社（損保ジャパン日本興亜）が、事故解決に至るまで、全面的に支援・協力する仕組みになっております。事故は頻繁に起こるものではないため、被害者との示談交渉の経験もあまりない町村が多いと思われれます。幹事保険会社（損保ジャパン日本興亜）は賠償事故について、専門的な判例の分析、統計の整理等を行っており、示談交渉に難航した場合、町村の立場に立ち、数多くの事案に対して対応してきた豊富な知識と経験をもとに、事故の円満な解決に向け、適切なアドバイスを行うようにしております。

円満な示談解決には、まず幹事保険会社（損保ジャパン日本興亜）に相談し、この「知識と経験」を利用することが得策かと思われれます。

2. 示談がこじれる場合の多くは、被害者から常識を外れた無理難題な請求が提起され

ている場合です。ことに町村が相手となれば被害者は多大な金額を請求することが予想されます。

また、道路の賠償事故は被害者の過失と競合して発生する機会が多いことも予想され、その過失割合をめぐってなかなか示談解決にいたらない場合も予想されます。

3. もし、保険会社と相談せずに町村独自で示談を行った場合、その示談金がそのまま保険金として支払われない場合もあります。

この賠償保険は、基本的には、賠償事故によって町村の負担すべき賠償金を保険で肩代りするためにある保険です。ですから示談金と保険金とに差額が生じないようにこれを活用すべきであると考えます。

保険会社も町村の立場に立ち町村と協力して事故を解決しようと心がけるようにしており、決して一方的に保険会社だけの考え方を押しつける訳ではありません。背景に本保険の仕組が多数の町村から保険料分担金（掛金）を預り、それを事故のあった町村に支払うことになっていることから保険会社としても保険金を支払う場合には基準を守る必要があることをご理解ください。

（注）賠償責任保険普通保険約款第16条にあるように町村が損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ保険会社の承認を必要とします。

4. 過失相殺について

賠償を受ける相手方にも何割かの過失があると判明したときは、相手方の総損害額にその割合を乗じて得た額を相手方の損害額から控除します。なお、この過失相殺の割合の判定は、保険会社と連絡をとったうえで相手方に伝えるようにしてください。

4. 賠償責任保険金支払いの対象となる損害の範囲

1. 被害者に対する損害賠償金（賠償責任保険普通保険約款第2条(1)①）

通常は、被害者との間で示談により決めた額がこの損害賠償金となりますが、裁判による場合は、その判決額となります。法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

（注）損害賠償金の対象となる費用は、次の項目となります。

- (1) ケガの場合

予想される損害賠償金項目は次のとおりです。

- ① 治療関係費

応急手当費、診察料、入院費、投薬料、手術料、処置料、栄養費、通院費、看

護料、温泉治療費、柔道整復等の費用、義肢等の費用、診断書料などです。

これらは、原則として実費とし、治療、療費に必要と認められる範囲で妥当な額が算定されます。

なお、これらの費用については、それぞれの明細書と領収証を基に算定されますので、これらを準備しておく必要があります。

② 休業補償費

治療期間中の休業による損害は、収入減の実額が算出されます。

なお、この場合、就業を証明する書類と所得証明書または源泉徴収票をもとに計算されます。

③ 慰謝料

慰謝料の対象日数は治療期間における被害者の傷害の程度、実治療日数その他を考慮して、治療期間日数を限度として決められます。

(2) 後遺障害がある場合

事故によって身体やその働きに永久的な障害が残った場合は、前述の「ケガに対して」とは別に、障害の程度に応じた等級（14等級あります。）により算出されます。なおこの場合の等級認定は、医師（できるだけ労災認定の出来る医師）の認定をもとに行いますので、その診断書を必要とします。また障害部位の写真等を必要とします。

(3) 死亡の場合

① 葬儀料

通常のお通夜、葬式などに要した費用が算出されます。ただし、香典がえしは除外されます。

② 本人が生きていたら得られたはずの収入

死亡時における被害者本人の年間収入額から、その時における本人の生活費を差し引いて年間純益を算出し、死亡時の年齢に対する就労可能年数（あと何年働けたか）によりその間の中間利息を差し引いて、計算します。なお、現実に収入のなかった子ども、学生、主婦等の場合については、通常、社会的な平均賃金に基づいて計算します。

③ 慰謝料

死亡本人のほか、父母、配偶者、子等遺族が受けた精神的苦痛による損害であり、被害者の年齢、性別、職業、家庭生活に及ぼす影響を考慮して算出されます。

④ 死亡に至るまでのケガ

前記①～③とは別に支払われます。なお、項目は前述の「ケガの場合」と同様です。

(4) 個人情報漏えい事故の場合

① 慰謝料

個人情報漏えいまたはそのおそれにより、被害者が受けた精神的苦痛による損害であり、漏えいした個人情報の内容等を考慮して決定されます。

② 経済的損失

漏えいに伴って生じた被害者の経済的な損失に関しても、個人情報の漏えいと相当の因果関係が認められる場合には保険金支払いの対象となります。

※保険金支払いの対象とならない事項にご留意ください。

(5) 財物の損害の場合

① 事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用が、時価額を限度に対象となります。全損の場合は、時価額が損害額となります。

② 修理費用以外に財物が損壊することによって、事故と相当因果関係のある間接損害（代車費用、休業損害費用等）が発生する場合は、その費用も対象となります。

2. 権利保全行使費用

賠償責任保険普通保険約款第16条では、町村等が他人から損害の賠償を受けることができる場合においては、その権利の保全または行使について必要な手続をすることが義務付けられています。これは、保険会社が、損害賠償金を保険金として支払った限度において、町村等が他人に対して求償する権利を代位取得することになっているからです。（第21条）

町村等が、この求償権保全の義務を履行するに要した費用については、求償権保全に必要なかつ有益なものにかぎり、保険金として支払われます。（第2条(1)②）

3. 損害防止費用

賠償責任保険普通保険約款第16条では、町村等は損害が発生した場合（被保険者が法律上の賠償責任を負担することが明らかであると判断した場合）には、その損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講ずることが義務付けられています。この賠償保険では、この損害防止に要した費用のうち必要または有益であった費用は、保険金として支払われます。（第2条(1)③）

4. 争訟費用

町村等が保険会社（幹事保険会社）の承認を得て支出した、訴訟費用、弁護士報

酬、仲裁・和解または調停に関する費用は、本保険で支払われます。

この費用は、支払限度額とは別枠で支払われますが、損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、次の条件によります。

$$\text{争訟費用の支払額} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{保険金額（支払限度額）}}{\text{損害賠償金の額}}$$

5. 賠償責任事故解決にかかる協力費用

保険会社（幹事保険会社）が必要と認めたときは、保険会社は町村等に代って、自己の費用で賠償事故の解決にあたるができることとなっていますが、この場合、被保険者は保険会社の行うすべての要求に協力しなければなりません。（賠償責任保険普通保険約款第17条(1)）この保険会社に対する協力費用は、支払限度額とは別枠で支払われます。

6. 緊急措置費用

町村等が賠償責任を負担すると判断して、その損害の防止軽減の手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合、そのために要した費用のうち、被害者に対する緊急もしくは止むをえざる処置のため、町村等が支出した費用は、保険金として本保険により支払われます。

ここでいう緊急止むをえざる処置に要する費用に該当するものとしては、次のようなものがあります。

- ・被害者に対する応急手当、護送、診断、治療、看護等の費用

5. 個人情報の取扱いに関する同意書（案）

事故に関する情報は、プライバシーに関する情報やセンシティブ情報（医療情報）などが含まれていることから、取扱いには十分に注意する必要があります。また、事故対応においては、損保ジャパン日本興亜から修理工場や医療機関などに被害者の個人情報を伝えることもあります。したがって、損保ジャパン日本興亜へ事故報告書を送付する場合は、損害を受けた被害者もしくは財物の所有者（以下「相手方」といいます。）の個人情報取扱について、当事者間で以下の事項に合意していることが必要となります。

1. 損保ジャパン日本興亜が、保険金の支払い、支払いの判断のために、相手方の個人情報を取得、利用すること。
2. 損保ジャパン日本興亜が、上記1. の利用目的のために、業務委託先、修理業者、医療機関、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
3. 全国町村会および都道府県町村会が、本保険制度の適切な運営を目的として、相手方の個人情報を取得し、また、損保ジャパン日本興亜に提供すること。

当事者間で合意する際、同意書は保険金請求の手続上、必要な書類ではありませんが、同意書を取り付ける場合の雛形として、「個人情報の取扱いに関する同意書（案）」をご利用ください。

個人情報の取扱いに関する同意書（案）

（同意日）

年 月 日

〇〇町村(市)御中

住所

氏名

印

私は、 年 月 日の事故に係る個人情報の内容について、損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下、「損保ジャパン日本興亜」といいます。）に提供し、下記のとおり取り扱われることに同意します。

記

1. 〇〇町村（市）が、損保ジャパン日本興亜に対し保険金の請求を行うために、必要な次の個人情報を損保ジャパン日本興亜、全国町村会および都道府県町村会に提供すること。

【必要な個人情報の例】

氏名、性別、年齢（未成年の場合は保護者氏名）、住所、電話番号

身体事故の場合は、身体障害の程度・部位・症状、治療病院の名称

財物事故の場合は、所有者の氏名・住所、損壊財物の名称、損壊の程度、

修理業者の名称、損害見込額、等

2. 損保ジャパン日本興亜が、保険金支払い等の業務上必要とする範囲で、上記1.の個人情報の取得・利用を行い、業務委託先、修理業者、医療機関、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること（損保ジャパン日本興亜の個人情報の取扱いに関する詳細は、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト <https://www.sjnk.co.jp/>に記載）。

以 上

6. 保険金請求に必要な書類

保険金請求に際し、下表の○印がついているものが必要となります。

	必 要 書 類	賠 償	補 償
身体・ 財物共通	事故報告書	○	○
	保険金請求書	○	○
	示談書	○	
	事故証明書またはこれに代る証明書等	○	○
	被害者からの領収書または振込明細書など（被害者に対して被保険者（加入町村等）が賠償金をお支払済みの場合） または 被害者からの承諾書（被害者に対して被保険者（加入町村等）が賠償金をお支払済みでない場合）	○	
身 体 事 故	診断書 （入通院申告書……補償保険で支払が10万円以下の場合）	○	○
	後遺障害診断書	○	○
	死亡診断書または死体検案書	○	○
	診療報酬明細書（治療費明細書）	○	
	通院費、看護料、諸雑費、義肢、葬儀費等の明細書や受領証	○	
	休業損害証明書 ・給与所得者の場合 事業主の休業損害証明書（源泉徴収票添付） ・自由業、自営業者、農林漁業者等の場合 税務署の発行する所得額証明書又は確定申告書控。なお納税証明書は正確な所得が判明しないので休業損害立証書類とはなりません。 （注）上記証明がとれない場合は民生委員の職業証明（書式は特に定まっていません。）をご提出ください	○	
	補償金領収書		○
	被害者の住民票（予防接種事故のみ）	○	○
	省略のない戸籍謄本	○	
	財物 事故	写真・図面等	○
被害物件の修復・修理費など損害を証明する書類	○		

備	考
様式第3号	
様式は、事故発生報告後に、損保ジャパン日本興亜保険金サービス課から提供します。	
<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の場合は交通事故証明書（自動車安全運転センターからとりつける） ・学校事故の場合は、日本スポーツ振興センターの給付決定書 ・予防接種事故（法定）の場合は、法定救済措置の認定書 	
賠償責任保険の保険金受取人を被保険者とする場合に添付が必要な書類です。なお、承諾書は、損保ジャパン日本興亜所定用紙となります。	
<ul style="list-style-type: none"> ・治療を受けた医師に、傷害の態様、入院期間・実日数等を含めて作成してもらいます。ただし、診断書がない場合には請求書の「事故原因状況」欄に事故状況の他、傷害の態様、入院日数、病院名（電話番号も記入）を必ず記入してください。 ・後遺障害がある場合は後遺障害診断書を別途作成してもらいます。 ・死亡に立ち会った医師または検死を行なった医師に作成してもらいます。 （注）診断書の態様欄に「死亡」の旨記載してある場合は別途取りつける必要はありません。 	
治療を受けた病院に作成してもらいます。	
通院に使用した交通機関の往復費用、利用回数等の明細書、派出婦の明細書や領収証、療養に必要な物品を購入した場合の領収証および葬儀費の明細書や領収証を整理してご提出ください。	
<ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者の場合は事業主から事故前3か月の支給額と、事故による欠勤日数およびその間の給与不払を証明した休業損害証明書を発行してもらいます。 ・自由業者、自営業者、農林漁業者等は税務署から前年度の所得額証明書を取付けるか、あるいは前年度の確定申告書控をご用意ください。 	
補償金支払の場合は、保険金支払後30日以内に取付けます。 （保険会社には写（コピー）をご提出ください。また、金融機関振込通知書の写しでも問題ありません。）	
示談の相手方を確認する必要がある場合に、関係町村役場で発行してもらいます。	
被害の状態がわかるもの。	
修理費請求書（見積書・領収書）、被害車両の車検証コピー等、修理内容のわかるもの。	

必 要 書 類		公金総合
公 金 総 合	損 害 立 証 資 料	○
	盗 難 品 明 細 書	○
	盗難に関する念書	○
	罹災証明（消防署発行）	○

必要書類		個人情報漏えい
個 人 情 報	保険金請求書	○
	示談書	○
	漏えいの発生を確認する資料	○
	損害立証資料	○

7. 保険金の支払時期

損保ジャパン日本興亜は、町村等が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

備	考
出納帳や台帳、帳簿類の写し、領収書等損害の立証、金額の確認を行うための経理関係書類（写）	
盗難等の場合、警察署に被害届出を出してください。その際、受理番号（届出番号）を必ず確認して明細書上に記入願います。	
盗難の場合の権利移転についての念書です。	
火災により公金に被害があった場合はお取付けください。	

備	考
損害賠償の場合	
新聞広告、警察・他省庁への連絡文書（写）等	
印刷費の請求書、見舞品購入時の請求書 等	

■保険会社との間で問題を解決できない場合

（指定紛争解決機関）

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

〔ナビダイヤル〕 0570-022808 <通話料有料>

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<http://www.sonpo.or.jp/>

全国町村会総合賠償補償保険事故報告書

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 御中

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損害保険ジャパン株式会社」になります。

次のとおり通知します。
また、私は本件事故について、損害を受けた被害者・財物の所有者(以下「相手方」といいます。)の個人情報(取扱い)について当事者間で以下の事項に合意していることを通知します。
1. 貴社が、保険金の支払い、支払いの判断のために、相手方の個人情報を取得、利用すること。
2. 貴社が、上記1.の利用目的のために、業務委託先、修理業者、医療機関、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
3. 全国町村会および都道府県町村会が、本保険制度の適切な運営を目的として、相手方の個人情報を取得し、また、引受保険会社(幹事)である損害保険ジャパン日本興亜株式会社に提供すること。

北海 都道府県

石狩 町

市長
市
組合 管理者

北海太郎印

年 7 月 9 日

保険料分担金領収日 (加入証に押印してある領収日)	年 5 月 28 日	契約 種類	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
------------------------------	------------	----------	------------------------

事故発生日時	年 7 月 8 日 午前 10時30分 午後	(予防接種事故の場合は、賠償問題になる可能性を 接種した医師または町村が最初に認識した日)
--------	---------------------------	--

事故発生場所	石狩郡石狩町中部 10番地
--------	---------------

事故発生施設 の 名 称	石狩町立体育館 (町村等 所有 が 使用 する施設 組合 管理)
-----------------	--

活動または 業務の種類	(具体的に記入してください) 町主催のバレーボール大会
----------------	--------------------------------

加害者氏名	(直接加害行為をした第三者がいる場合に記入してください) 田代 佳子	届 出 警察署名	石狩警察署
-------	---------------------------------------	-------------	-------

身 体 事 故	被害者	氏名	山田花子 男 女 (32才)	保護者氏名	(被害者が未成年の場合のみ記入)
---------	-----	----	----------------	-------	------------------

身 体 事 故	身 体 障 害 (精神的損害)	住所	石狩町花川151番地	TEL. 01234 (5) 6789
---------	--------------------	----	------------	---------------------

身 体 事 故	身 体 障 害 (精神的損害)	程度	死亡 後遺障害 (見込) 入院 (日見込) 通院 (日見込)
---------	--------------------	----	--------------------------------------

身 体 事 故	身 体 障 害 (精神的損害)	部位	左大腿骨
---------	--------------------	----	------

身 体 事 故	身 体 障 害 (精神的損害)	症状	骨折 切断 創傷 打撲 火傷 その他 ()
---------	--------------------	----	------------------------

治療病院名	村上整形外科病院	TEL. 01468 (7) 3112
-------	----------	---------------------

財 物 事 故	所 有 者	(氏名) (住所)
---------	-------	-----------

財 物 事 故	損 壊 財 物 の 名 称	損 壊 の 程 度
---------	------------------	--------------

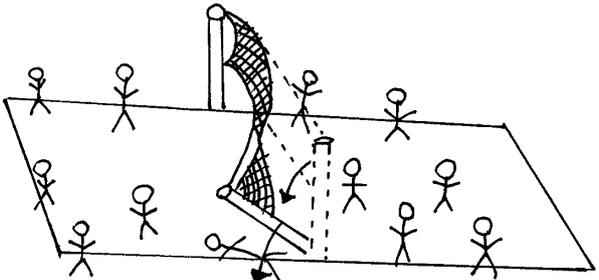
財 物 事 故	修 理 業 者 名	(注1) 担当者名	TEL. ()	損 害 見 込 額
---------	-----------	--------------	----------	--------------

公 金 事 故	盗 難 等 の 場 合	届 出 警 察 署 (派 出 所)	届 出 番 号 ()
		届 出 年 月 日 年 月 日	受 理 番 号 ()

公 金 事 故	火 災 等 の 場 合	届 出 消 防 署 名
---------	----------------	-------------

公 金 事 故	損 害 見 込 額
---------	-----------

(注1) 修理の着手を急ぐ場合は、事故報告書作成前に直接損保ジャパン日本興亜にご連絡ください。

事故の発生状況	(学校事故の場合 (授業中) (課外活動中) (休憩時間中) (その他)) (道路事故の場合 (完全舗装) (簡易舗装) (舗装なし)) (予防接種事故の場合 (法定予防接種) (行政措置予防接種) 接種名 _____)				
	町主催のバレーボール大会婦人の部一回戦において攻撃の際に打ったボールがネットの支柱に当たり、支柱が倒れてきたときそこにいた山田花子さん(防禦側の選手)が下敷となった。		<p>(事故発生状況図)</p> 		
	ただちに村山整形外科病院に収容したが、左大腿骨骨折の傷害を受けていることが判明した。				
	ネットの支柱が穴によく差し込まれていなかった。				
	これは、大会準備に手回取り、最終チェックが不十分であったため見過していたものである。				
事故の原因					
被害者の意志表示	入院治療費を町が負担すべきであると主張している。				
町村等の対応	なし				
その他特記事項					
町村等への連絡先	所在地	061-0033	石狩郡石狩町中部1番地		
	担当課名	教育委員会庶務課	TEL.01238(5)1111	担当者名	今井栄治

全国町村会総合賠償補償保険事故報告書(個人情報漏えい保険用)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 御中

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損害保険ジャパン株式会社」になります。

次のとおり通知いたします。
 また、私は本件事故について、損害を受けた被害者・財物の所有者(以下「相手方」といいます。)の個人情報の取扱いについて当事者間で以下の事項に合意していることを通知いたします。

1. 貴社が、保険金の支払い、支払いの判断のために、相手方の個人情報を取得、利用すること。
2. 貴社が、上記1.の利用目的のために、業務委託先、修理業者、医療機関、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
3. 全国町村会および都道府県町村会が、本保険制度の適切な運営を目的として、相手方の個人情報を取得し、また、引受保険会社(幹事)である損害保険ジャパン日本興亜株式会社に提供すること。

北海 都道府県
 石狩 町 長
 市 組合 管理者

北海太郎 ㊤

年 9 月 5 日

	保険料分担金領収日 (加入者証に押印してある領収日)	年 5 月 2 8 日	契約 類 型	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
個人情報漏えい が発生した日時	年 7 月 8 日	午前 午後 10 時 30 分	個人情報漏えい 保険 加入 日	2007 年 6 月 1 日
個人情報漏えい を認識した日時	年 9 月 2 日	午前 午後 2 時 00 分		
加 害 者 氏 名	(直接漏えい行為をした第三者がいる場合にご記入下さい)		届出警察署名	
個人情報漏えい 発生 状 況	〇〇課職員・山田花子が私物であるパソコンに住民データを 移して作業していたところ、パソコンがウイルスに感染しており、 ファイル交換ソフトを通じて個人情報を含むファイルが 流出したとみられる。			
漏えいした個人情報 の種類	(情報の種類)	(件数)	住民の氏名、小性別、年齢、住所、電話番号 500件程度	
個人情報漏えい の事実の判明経緯	流出したファイルが、インターネット上に掲載されていた ところ、それを見た住民からの通報により判明			
事 故 の 原 因	ファイル交換ソフトの導入された私物、パソコンでの作業が 原因と思われる。			
被害者の意思表示	現時点では情報が漏えいした世帯からの苦情は ありません			
町 村 等 の 対 応	・ホームページ・広報誌上にお詫びを掲載 ・漏えいを確認した世帯へ寄附罪文を送付予定 ・事故原因調査に関するコンサルティングを検討中です			
予定している対応費用 (対応費用(プロテクト費用)に 加入の場合)	(謝罪会見・公告・文書費用)	(交通費・出張費・宿泊費)	(見舞品購入費用)	(事故原因調査・コンサルティング費用)
	実施予定です			検討中です
その他特記事項	なし			
町 村 等 へ の 連 絡 先	所在地 〒061-0033 石狩郡石狩町中部1番地		担当課名	担当者名
			総務課	甲島 泰佑

保険金請求書 (火災・新種保険)

兼 他の保険契約等の保険金請求に関する同意書 兼 個人情報の取扱いに関する同意書



裏面もご確認ください

ご記入前にご確認ください。

● ご記入ガイドをご確認いただき、太枠内をご記入ください。

- 以下のとおり、損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (以下「損保ジャパン日本興亜」といいます。) との保険契約に基づき、保険金を請求します。
- 本書裏面「他の保険契約等の保険金請求に関する事項」に同意します。
- 本書裏面「個人情報の取扱いに関する事項」のとおり、損保ジャパン日本興亜の本保険金請求に関する個人情報の取扱いに同意します。
- 下記「⑥保険金振込口座」への振込みをもって保険金を受領したものと認めます。

① ご請求日

※ご記入日を西暦でお書きください。

20 年 月 日

② 事故にあわれた日

※西暦でお書きください。

20 年 月 日

③ 保険金請求者 (被保険者)

原則として、事故にあわれた方ご本人です。ご本人が未成年者の場合は親権者の方が保険金請求者になります。

氏名	フリガナ	印	被保険者との関係	本人	親権者	相続人
				その他:()		
住所	〒	フリガナ	電話番号	自宅	()	
		都道府県	携帯	勤務先	()	

④ 証券番号

おわかりにならない場合は、ご記入不要です。

⑤ 他のご契約

①お願い 今回の件について、同一の損害または費用を補償する他のご契約がありましたら、必ずご記入ください。

他のご契約	保険会社等の名称	保険の種類	証券番号	契約者名	保険金請求の手続き
無					未済
有					未済

※有の場合は右欄にご記入ください

⑥ 保険金振込口座 (1)

通帳をご確認のうえ、正確にご記入ください。

○保険料振替口座へ保険金の振込みを希望します。 保険料振替口座をお持ちの方は指定が可能です。

保険金振込先 (誤りを訂正する際は必ず訂正箇所に請求印と同じ印鑑をご捺印ください。)

口座名義 (カタカナ)	住所	TEL ()	口座種類	① 普通・総合	店番	
				② 当座	口座番号	
預金口座	銀行	通帳記号	③ 貯蓄	口座番号		
	信託銀行 信金 信組 通工中会 労金 農協	本店 支店 出張所	ゆうちょ銀行	通帳記号	一	通帳番号

口座名義人が保険金請求者と異なる場合のみご記入ください。 受取人氏名 (漢字)

⑥ 保険金振込口座 (2)

保険金振込先が2箇所となる場合のみご記入ください。

○保険料振替口座へ保険金の振込みを希望します。 保険料振替口座をお持ちの方は指定が可能です。

保険金振込先 (誤りを訂正する際は必ず訂正箇所に請求印と同じ印鑑をご捺印ください。)

口座名義 (カタカナ)	住所	TEL ()	口座種類	① 普通・総合	店番	
				② 当座	口座番号	
預金口座	銀行	通帳記号	③ 貯蓄	口座番号		
	信託銀行 信金 信組 通工中会 労金 農協	本店 支店 出張所	ゆうちょ銀行	通帳記号	一	通帳番号

口座名義人が保険金請求者と異なる場合のみご記入ください。 受取人氏名 (漢字)

続けて裏面もご確認ください

代理店記入欄	受領日	20 年 月 日	受領者	管理使用欄
--------	-----	----------	-----	-------



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

【他の保険契約等の保険金請求に関する事項】

同一の損害または費用に対して、支払責任を負う保険契約および他の保険契約等（保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問いません。以下同様とします。）から、保険契約等で定められた保険金等の額を超えてお支払いを受けた場合には、その超えた額を、損保ジャパン日本興亜または他の保険契約等の損害保険会社・共済等へ直ちに返還します（損保ジャパン日本興亜または他の保険契約等の損害保険会社・共済等から返還方法の指定があった場合には、その方法に従います。）。

また、他の保険契約等がある場合、損保ジャパン日本興亜がその保険契約等の損害保険会社・共済等に対して、損保ジャパン日本興亜の負担すべき部分（他の保険契約等がないとする場合に各損害保険会社・共済等が支払うべき保険金等の額の合計額に対する損保ジャパン日本興亜の支払うべき額の割合をてん補損害額に乗じて得た額）を超えて支払った額を求償することに同意します。

【個人情報の取扱いに関する事項】

損保ジャパン日本興亜（以下、「当社」と言います。）は、本保険金請求に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」と言います。）に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①当社が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
- ④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱い商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については当社公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）をご覧ください。

【保険金の支払方法・時期（履行期）について】

保険金の支払方法・時期（履行期）については、以下の期間内に保険金をお支払いします。

- ①「保険金請求に必要な書類」に記載された書類をご提出いただく等、必要な手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
ただし、特別な照会・調査等が不可欠な場合、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。お支払いまでの期間を延長する場合には、担当者から別途連絡いたします。
- ②期間を延長する場合の例については、下表をご参照ください。

期間を延長する場合	延長後の日数
警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会を行う場合	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会を行う場合	90日
後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における必要な事項の確認のための調査を行う場合	60日
日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

※延長する期間は、商品や事故内容によって異なります。具体的には、期間を延長する場合に担当者よりご案内いたします。

- ③同一の事故により複数の種類の保険金をお支払いする場合には、保険金請求権の発生時期や保険金請求書類が異なる保険金についても、特別のご要望がない限り、保険金を同時にお支払いします。

照会番号

2×10 (18090492) [337140] - 0106 ②

第9章 質 疑 応 答

1. 一般的事項

問1 本保険に加入している町村等が構成している一部事務組合・広域連合および合併特例区は、本保険の対象となりますか、また、加入手続きおよび保険金請求の手続きはどこで行うこととなりますか。

(答) 本保険に加入している町村が構成員となっている一部事務組合・広域連合および合併特例区が所有、使用、管理している施設の瑕疵および当該組合の業務遂行上の過失による法律上の賠償責任は、本保険の対象となります。

一部事務組合・広域連合および合併特例区が本保険に加入する必要はなく組合等を構成している町村の全部または一部が本保険に加入すれば、自動的に本保険の被保険者（保険金請求者）となります。保険金の請求は、当該組合等から直接行うこととなります。

問2 一部事務組合・広域連合および合併特例区を構成している町村の本保険への契約類型が異なっている場合、当該一部事務組合・広域連合および合併特例区が適用する保険の種類はどうなりますか。

(答) この場合、構成している町村等の加入類型の中から原則として次の順序により契約類型を適用することとなります。①被害者が居住する町村等の加入契約類型を適用する②当該一部事務組合または広域連合が所在する町村等の加入契約類型③当該一部事務組合または広域連合の管理者の所属する町村等の加入契約類型④①～③のいずれにも属さない場合は、本保険の契約類型のうち「2型 身体賠償5,000万円 財物賠償1,000万円 補償保険Ⅰ型」を適用することとなります。

なお、一部事務組合・広域連合および合併特例区を構成している町村においては、本保険の加入をお願いします。

また、個人情報漏えい保険に関しては、①当該一部事務組合・広域連合および合併特例区が所在する町村等の加入契約類型、②管理者の所属する町村等の加入契約類型、の順序により適用します。③当該一部事務組合・広域連合および合併特例区が所在する町村等および管理者の所在する町村等が、個人情報漏えい保険に未加入の場合は、個人情報漏えい保険に加入する町村等の責任分担分を補償対象とします。

問3 本保険の対象施設は、町村が所有・使用・管理している施設とありますが、所有・使用・管理のいずれか1つを満たしていれば本保険の対象になるのですか。

(答) いずれか1つを満たしている施設は本保険の対象施設となります。しかしながら、言うまでもなく、保険金の支払いとなるのは、町村に法律上の賠償責任が生じた場合です。つまり使用中の施設であっても、施設の瑕疵（欠陥）による賠償責任は当該施設の所有者、管理者が負わなければなりません。また、町村で所有、管理している施設であっても、町村以外の使用者（利用者）の運営の過失による賠償責任事故は、当該使用者（利用者）が負わなければなりません。

問4 町村には、社会福祉協議会、観光協会、体育協会等の団体があり、町村長が当該団体の代表者になっている場合がありますが、これらの団体が、所有・使用・管理している施設及び当該団体の業務は、本保険の対象になりますか。

(答) 町村と人的、資本的な関係の強い団体であっても、町村とは独立した別組織体であるため、当該団体の所有・管理する施設および当該団体固有の業務遂行上もたらされる賠償責任は、当該団体が負うものと考えられ、本保険の対象外となります。

ただし、施設については、町村が設置した公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項に基づき当該団体に委託した場合の当該団体が負う施設管理者としての賠償責任は、実質的に町村が管理をしているものとみなし、本保険の対象となります。

また、町村が当該団体と共同で事業を行う場合や、町村が業務を当該団体に委託した場合、町村が負うべき賠償責任については本保険の対象となり、その団体の賠償責任部分は、その団体との契約の如何にかかわらず本保険の対象外となります。

問5 自動車事故は本保険の対象となりませんか。

(答) 町村が所有・使用・管理している自動車に起因する賠償事故は、本保険では補償対象外です。（自動車に起因する事故は自動車保険（共済）で対応していただくこととなります。）

なお、町村以外の第三者の所有・使用・管理している自動車による事故で、町村の業務遂行上の過失も競合した事故については、その過失部分に対しては本保険の対象になります。

例えば、明らかな道路管理上の瑕疵により、第三者の運転している自動車が事故を起こした場合、その事故の相手方に対する賠償責任について、町村の過失部分は本保険の対象となります。

また、本会の補償保険においては町村が主催する行事に参加中の者あるいは学校管理下（登下校を含みます。）の者が自動車事故にあった場合は補償保険の対象になります。

問6 スノーモービルによる事故は本保険の対象となりますか。

(答) スノーモービルは本保険地方自治体特約条項第6条(1)②の免責に該当しますので本保険の対象とはなりません。

自動車損害賠償保障法第2条第1項で「自動車」について、道路運送車両法第2条第2項に規定する「自動車」及び、同条第3項に規定する「原動機付自転車」と定義しています。さらに同法第3条で自動車の種別について定めており、別表においては検査対象外についても定めています。以上の理由からスノーモービルは、同条第2項にいうところキャタピラおよびソリを有する軽自動車に該当しますので本保険の対象外となります。別途、保険（共済）の手当が必要となります。

(参考) 道路運送車両法第2条

第2項 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条もしくは架線を用いないものまたはこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する「原動機付自転車」以外のものをいう。

第3項 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量または定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条もしくは架線を用いないものまたはこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

問7 立木は本保険の対象になりますか。

(答) 本保険で対象とする町村の所有・使用・管理する対象施設敷地内にある立木は本保険の対象となります。ただし、町村が所有・管理する山林等で工作物が何もない自然に放置された立木は、一般に町村等に法律上の賠償責任は発生しないとされていますが、賠償責任が発生した場合には、判決または訴訟上の和解などにより町村等に法律上の賠償責任が生じることが明らかな場合には「その他自治体の行う業務」に起因する事故として、本保険の対象となります。

問8 台風により町村が管理する街路樹が倒壊して、走行中の車両に損害を与えた場合本保険の対象になりますか。

(答) 台風により被保険者が管理する街路樹の倒壊や建物の屋根瓦等が飛散し、第三者に損害を与えた場合、基本的には、不可抗力で賠償責任が発生しないと考えます。自然現象のタイプの事故では、そのような危険を予見できたかどうかの問題になり、通常予測することができない自然力によって事故が発生した場合は、不可抗力として賠償責任が発生しません。国家賠償法でいう営造物の設置管理の瑕疵とは、「営造物が通常有すべき安全性を欠き、他人に危害を及ぼす危険性のある状態」をいいます。

したがって、具体的には、屋根瓦が従前より割れたままあるいは外れていたままの状態で放置されていた等の通常有すべき安全性がかけっており管理上の過失が認められる場合のみ賠償責任が発生し、本保険の対象となります。

なお、賠償責任普通保険約款のなかで、支払対象とならない「類似の自然現象」には台風などの風災は含みませんので、法律上の賠償責任が発生する場合は本保険の対象となります。

問9 町村が出資して設立する公益法人（公社・財団など）は本保険の賠償責任保険の対象になりますか。

(答) 公益法人の施設の瑕疵および業務遂行上の瑕疵による損害賠償責任は、公益法人が

負わなければなりません。本保険制度は、町村自らが負担する損害を対象とする保険のため、公益法人は本保険の対象外となります。

問10 保険対象外の業務である、治山、治水業務の本保険における取扱いを教えてください。

(答) 治山治水業務とは、国有林野事業特別会計法に規定する治山事業、治水特別会計法に規定する治水事業をいい、以下の事業が対象外となります。

- ・ 森林法に基づき、農林水産大臣が指定する保安施設事業
- ・ 地すべり等防止法に基づき、国土交通大臣または農林水産大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事
- ・ 砂防法に基づき、国土交通大臣の指定により設置する砂防設備に関する事業
- ・ 特定多目的ダム法に基づき、国土交通大臣の新築する多目的ダムの建築工事に関する事業
- ・ 独立行政法人水資源機構法の事業

ただし、以下の業務は対象となります。

具体例①：町有林の管理業務や、保安施設事業に該当しない町有林の整備事業、砂防施設の管理業務など。

町有林の間伐作業中に、落とした枝によって住民等に障害を負わせ、町が賠償責任を負った場合。

町有林の遊歩道の整備の瑕疵により、住民等に障害を負わせ、町が賠償責任を負った場合。

急傾斜地の法面の擁壁の管理瑕疵により、擁壁が剥落して人家に損害を負わせ、町村等が賠償責任を負った場合。

具体例②：普通河川・小規模な農業用水路や付帯する水門等の施設の管理業務など。

小規模な水路やため池などの、フェンスの管理が不十分であったために子どもが転落し、町村等が賠償責任を負った場合。

台風の際に、農業用水路の水門の開閉管理の瑕疵より人家に損害が生じ、町村等が賠償責任を負った場合。

問11 土砂災害の本保険における取扱いを教えてください。

(答) 大雨・台風に起因して発生した土砂災害については、管理瑕疵等賠償責任がある場合のみ対象となります。

地震・噴火・洪水・津波等に起因する賠償責任は引続き対象外です。そのため、地震・噴火・洪水・津波等に起因して発生した土砂災害による賠償責任は対象外となります。

「土砂災害」に起因する町村等の賠償責任に関しては、身体賠償の1事故あたり保険金額が、1名あたり保険金額の3倍（他の事故は10倍）となります。

なお、本保険においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき、次の現象を「土砂災害」といいます。

- ・急傾斜地の崩壊 傾斜度が急な土地が崩壊する自然現象
- ・土石流 山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象
- ・地滑り 土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象またはこれに伴って移動する自然現象

対象となる土砂災害の具体例

具体例①：台風に伴う土砂災害により町村等が管理する傾斜地および擁壁が崩落、民家を損壊し、町村等が賠償責任を負った場合。

なお、町村等が管理しない民有地等における土砂災害は、町村等に賠償責任が発生しないため、対象外となります。

また、町村等が管理しない民有地等において、災害対策基本法に基づく避難勧告を実施しなかったことや、地すべり等防止法に定める地すべり防止区域の指定を行わなかったことに起因する賠償責任、などはその他自治体の行う業務に適用される免責条項である「自治体業務にかかわる政策・事業または事務の企画・立案または策定」に該当するため、対象外となります。

具体例②：町村等が管理する道路において土砂災害が発生し、町村等が賠償責任を負った場合。

1. 道路上部斜面の崩落

道路管理者は、交通の安全を保持するため当該道路の周囲の地形、地勢、地質その他の条件を考慮したうえ、通常予想されえる危険の発生を防止するに足りると認められる程度の危険防止の設備を施すべきとされます。

そのため、道路管理者は道路上部斜面（公有地・私有地問わず）の管理に起因する損害に関して賠償責任を負う可能性があります。

この、町村等が管理すべき道路上部斜面の管理瑕疵に起因する土砂災害に伴う、町村等の賠償責任が対象となります。

2. 道路自体の陥没・崩落

急崖に盛土して設置された道路の崩落などに起因する、町村等の賠償責任が対象となります。

3. 道路下部斜面の崩落

道路下部斜面の、道路管理者が管理すべき法面が崩落した場合などの、町村等の賠償責任が対象となります。

問12 人格権侵害の対象となる事故例を教えてください。

(答) 身体障害を伴わない以下の①～④に規定する不当な行為により、住民等第三者の人格権を侵害したことに起因して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害が対象となります。

① 不当な身体拘束による自由の侵害

例えば、エレベーターの管理ミスにより、住民が故障したエレベーター内に長時間閉じ込められた場合

② 不当な身体拘束による名誉き損

不当な身体拘束により、人の社会的評価を低下させるような行為をいい、例えば、警備員の誤認によって、住民等第三者を公衆の面前で警備室に連れていくような場合

③ 口頭、文書、図画等の表示行為によるプライバシーの侵害

例えば、システム管理不備により自治体のホームページ上で顧客の住所、氏名などの情報が簡単に閲覧できるような状態が発生した場合

④ 口頭、文書、図画等の表示行為による名誉き損

口頭、文書、図画等を用いて人の社会的評価を低下させるような行為をいい、例えば、住民等の社会的評価を低下させるような情報を記載した資料を誤って外部に渡してしまったような場合

なお、犯罪行為や、保険期間前からの継続または反復として行われた不当行為、事実と異なることを町村等が知りながらなされた不当行為、広報宣伝活動、放送活動、出版活動、に起因する賠償責任などの保険金支払の対象外となる事由にご注意ください。

問13 東日本大震災により発生した原発事故に伴う放射能の除染作業を町村等の業務として行う場合、本保険の対象となりますか。

(答) 町村等の業務として放射能の除染をボランティアもしくは外部業者が行っている際に、通行人等第三者に損害を与え、町村等に法律上の賠償責任が発生した場合は本保険の対象となります。

また、ボランティアもしくは外部業者が、上記と同様に、町村等の業務として高圧洗浄機などを使用し行っている間に、屋根瓦などの作業対象物（除染を行っている財物そのもの）を損壊させたことにより、町村等に法律上の賠償責任が発生した場合についても、本保険の対象となります。

なお、放射能自体による損害については、本保険の対象とはなりません。

問14 イベント開催にあたり、業者より機材をレンタルします。

機材に損害を与えた場合、本保険の対象となりますか。

(答) 対象となりません。

自治体施設において、住民（被保険者以外の第三者である自然人をいいます。）から預かり管理する受託物のみ対象となります。また、以下のものは保険対象外となります。

- ① 自動車・自動二輪車等
- ② 貨幣、紙幣
- ③ 有価証券、印紙、切手、証書

- ④ 宝石、貴金属、美術品、骨とう品
- ⑤ 勲章、き章、設計書、ひな型
- ⑥ 土地（地盤、土木構造物を含みます。）、建物
- ⑦ 動物、植物等の生物
- ⑧ 所有権留保条項付売買契約に基づいて町村等が購入した財物 など

問15 私人（委託・有償ボランティア）とはどのような者が該当しますか。

（答）私人（委託・有償ボランティア）とは、主に令和2年4月1日施行の地方公務員法及び地方自治法の改正により、町村の業務の委託を受け、または町村の業務に有償ボランティアとして活動することになった者をいいます。

問16 町村より業務の一部を委託（有償ボランティアを含む）されている、区長、交通指導員、母子保健推進委員等の事故について、(1)委託業務遂行中の賠償責任事故は本保険の対象となりますか？ (2)委託された住民が委託業務遂行中に被ったおケガ等の事故に対して、補償保険の対象となりますか？

（答）(1) 賠償責任保険

これらの住民の方が「私人（委託・有償ボランティア）」に該当する場合は、本賠償責任保険の対象とします。なお、「私人（委託・有償ボランティア）」に該当しない場合（個人ではなく団体に委託する場合等）で、町村に法律上の賠償責任が発生した場合に限り、町村の責任部分のみ本保険の対象となります。

(2) 補償保険

これらの住民の方が「私人（委託・有償ボランティア）」に該当する場合は、本補償保険の対象となりません。

補償保険は社会奉仕活動（ボランティア活動）に該当した場合が対象となります。ボランティアの定義はP61参照。

2. 道路関係

問1 通行車両が路面にできた窪み、いわゆる穴ぼこに車輪を落としたため事故が生じた場合管理に瑕疵がありますか。

(答) 路面は必ずしも鏡のように平坦であることは要求されておらず、通常の車両の走行に著しい支障を与えない程度の軽微な穴ぼこが存することは、管理の瑕疵にはなりません。また、道路が通常備えるべき安全性とは、個々の道路について個別的、具体的に定められるべきであるから、交通量の多い幹線道路においては、管理に瑕疵があると認められる程度の穴ぼこであっても、田舎道においては必ずしも瑕疵とは認められるものではありません。

問2 橋や欄干やガードレールがないため、通行車両が川や崖下に落ちて事故を起した場合、管理に瑕疵がありますか。

(答) 当該道路の交通量、線形等より判断して、転落する可能性の著しく高い箇所に設置しないのは、管理に瑕疵があります。

問3 車両の通行中、突如道路が崩壊して事故が生じた場合、道路管理に瑕疵がありますか。

(答) 崩壊の原因が天然現象その他不可抗力によるものである場合、あるいは、荷重制限を無視したり、路肩のごとく通行してはならない箇所を通行したりしたため起こったものでなければ、管理に瑕疵があります。

問4 道路の維持、補修用の機械や砂利を道路に放置しておいたところ、通行車両がこれに衝突し事故を起した場合、道路管理に瑕疵がありますか。第三者が、物件を道路管理者に無断で放置しておいた場合はどうでしたか。

(答) 交通に著しい支障を与える物件を路上に放置することは、原則として管理に瑕疵があるものと認められます。第三者の行為による場合も、道路管理者がこれら第三者の行為を十分監督しなかったという点において、瑕疵があると考えられますが、道路管理者としても有効な監督、管理を行うことができないような場合、たとえば、夜中に排土を路上に放置されたため、朝方事故が生じたような場合には責任はありません。

問5 橋の架線工事のため、旧橋を撤去しておいたところ、それに気がつかない車両が突っこんで事故を起した場合、管理に瑕疵がありますか。

またバリケードや安全灯を設置していたにもかかわらず、何者かによって撤去されていた場合はどうでしょうか。

(答) 本会の保険は工事請負契約に基づく事故は工事業者の責任に帰するものとして、補償対象外となっています。一般的にこのような事故については旧橋の撤去と迂回路の存在を、一般通行者に十分知らせる措置をとらない場合には、管理に瑕疵があり工事を請負った業者に賠償責任が生じることになります。(発注者として町村が業者に行う指示に不適切な点が認められる場合等は発注者責任が問われ、本保険の対象となることがあります。)

このための措置であるバリケードや安全灯が、第三者によって撤去されたり、あるいはその位置が変更された場合においても、道路管理者(工事請負業者)として手のほどこしようもないような場合、たとえば、夜中に撤去されて朝方事故が起ったような場合を除いて責任が生ずる場合があります。

問6 道路の片側車線部分の舗装工事のため、その部分を切りさげていたところ、反対車線を進行してきた原動機付自転車が前輪をおとして転倒した場合、管理に瑕疵がありますか。

(答) 往復の車線が明確に区分されており、反対側の車線に入らないでも十分通行できる余地があれば、管理に瑕疵はありません。

問7 占用許可を受けずに行っている工事(不法占用工事)によって事故が生じた場合についても、管理の瑕疵がありますか。

(答) そのような工事が行われないよう十分監督しなかったという点において管理の瑕疵が認められる場合があります。

問8 落石が通行中の車両にあたり事故を起こした場合、管理に瑕疵がありますか。

(答) 落石の危険があるものと認められるにもかかわらず、道路管理者が落石防止措置を講じていない場合には、管理に瑕疵があると認められます。また、落石防止には巨額の費用を要しますが、その予算措置が困難ということだけでは管理の瑕疵を免れません。

問9 側溝が、塵芥のつまりやすい構造であったため、水があふれて路面が凍結し、通行車両がスリップして事故を起した場合、管理に瑕疵がありますか。

(答) 当該側溝においてよく溢水が発生し、明らかに通行上危険な状態であることを知り、あるいは知り得たにもかかわらず、安全上の処置を怠った場合における凍結路面スリップ事故等については、管理の瑕疵があると認められます。

問10 冬期、路面が凍結しているので、走行に危険を感じた車両が停止したところ、霧のため後続車両がそれに気付かず、追突事故をおこした場合、管理に瑕疵がありますか。

(答) 冬期に道路を利用しようとする者は、これらの危険に遭遇することは当然予想すべきであり、他方、道路管理者は、これらの障害を除去する義務まで課されたものとは考え難いので、管理に瑕疵はありません。

問11 幅員20メートルの道路に幅員10メートルの橋がかけてあり、道路の左側車線の中央部を進行すると、ちょうど橋のかかり口の親柱に衝突することになるため車両が事故を起こしたが、管理に瑕疵がありますか。

(答) 一般通行者に幅員が狭くなることを示すため、標識や照明を十分整備しない場合には、管理に瑕疵があるものと認められることもあります。ただし線形が良く、見通しが十分である場合には、管理に瑕疵がないものと考えられます。

問12 自転車通行者が、自動車を避けようとして誤って無蓋側溝へ転落するという事故が起きましたが、管理に瑕疵がありますか。

(答) 著しく自動車交通量が多い等、とくに危険がある道路以外は、側溝に蓋をすることは特に要求されていないと考えられるので、このような場合の他は瑕疵はありません。

問13 相手方に過失がある場合でも、損害賠償責任はありますか。

(答) 相手方の過失は、過失相殺の対象とはなりますが、損害賠償責任の成立そのものを否定するものではありません。一般に管理瑕疵が問題とされた事例においては、相手方の過失がないのは、落石事故のように極めて稀な場合にかぎられ、ほとんどは相手方に前方不注意、速度制限違反等の過失が認められます。しかし、相手方の過失は、日時が経過すると立証しにくくなるので証拠の収集に努める必要があります。

問14 町道として設定され、一般交通の用に供されていたが、当該道路に関しては、区域決定および供用開始の手続きがなされていませんでした。このような場合でも管理瑕疵の責任を負う必要がありますか。

(答) 道路として使用されている以上、たとえ手続に不備なところがあっても責任を負う必要があります。

問15 国道の管理者たる知事の行う工事に起因して発生した事故については、誰が損害賠償責任を負うのでしょうか。

(答) 知事は、国の機関として国道の管理を行うものですから管理者たる国及びその管理費用の全部または一部を都道府県が負担している場合においては、費用負担者たる都道府県が被害者に対して、連帯して損害賠償責任を負うことになります。

問16 道路整備特別措置法に基づき、日本道路公団、首都高速道路公団、または阪神高速道路公団が管理している道路において発生した管理瑕疵の事件については、誰が損害賠償責任を負うのでしょうか。

(答) 管理者、費用負担者ともに公団であるから、公団が損害賠償責任を負います。

問17 国家賠償法3条2項に規定する「内部関係で損害を賠償する責任ある者」とは、いかなる者を指していますか。

(答) 費用負担者を指しています。したがって、国道の指定区間外の修繕工事を知事が行っている場合において、その費用を負担する者は都道府県ですから、この修繕工事に基づいて発生した事故についての最終的な費用負担者は、都道府県ということになります。

問18 管理瑕疵の責任を負って損害を賠償した場合は、必ず管理に従事していた公務員個人の責任を追及して処分をしたり、求償したりしなければなりませんか。

(答) 管理瑕疵の責任の有無と公務員個人の責任の有無とは、別の観点から判断すべきであり、必ずしも個人の責任の追求をする必要はありません。

問19 横断歩道橋を設置したところ、近傍の住民から、家の中をのぞかれて困るので、どうにかしてほしいという要求がありました。なんらかの補償をすべきでしょうか。

(答) 隣地に高い建物ができた場合に補償がなされないのと同様に、補償すべき義務はありません。

問20 道路の砂利を車両がはねて沿道の家屋のガラス窓を割ってしまいましたが、なんらかの補償をすべきでしょうか。

(答) 道路管理者として補償すべき義務はありません。

3. 学校関係

問1 次のような事例の場合、学校管理下にあてはまり補償保険の対象となりますか。

- ① 学校の運動場が校外にある場合で、体育の授業等により、校舎から運動場に移動している際の事故
- ② 夏季休暇中に少年団スポーツ活動、キャンプ指導講習会に学校から推薦されて参加した生徒の事故
- ③ 体育授業の一環として近くの山の頂上までマラソンに行く途中でケガをした。
- ④ クラブ活動の一環として国体に教師承認の下で参加したときの事故

(答) 本保険でいう「学校管理下」は原則として日本スポーツ振興センターでいう「学校管理下」と同じです。よって給付対象となる事故は、補償の対象となります。

以上により、設問の①、③、④については、原則として日本スポーツ振興センターの給付対象となり、本補償保険の対象となります。

②については、単なる推薦だけでは対象にならず、それが日本スポーツ振興センターの給付対象となるには、体育の授業やその他課外授業の一環とみなされなければなりません。このような場合、一般的には校長の承認等が必要であり、日本スポーツ振興センターが給付対象と認めて、はじめて補償保険の対象となるわけです。

問2 次のような場合補償保険の対象となりますか。

- ① 学校のクラブ活動の技術指導のためのOBが練習参加中障害を被った。
- ② 学校のクラブ活動の一環として行ったPTAとの対抗試合中におこったPTAの事故

(答) 問1で述べましたように学校の管理下の事故については、原則として日本スポーツ振興センターの給付対象となる事故のみ対象となりますが、本保険では生徒以外の者でも補償保険の対象となります。

設問の①②について、OBやPTAの参加が事前に校長によって承認されている場合は学校管理下の生徒の事故に準ずるものとして、補償保険の対象となります。

問3 次のような行事は学校管理下とみなされ本保険の対象となりますか。

- ① 夏休み中にプールの利用時間を明示し、教師の監督下で希望の生徒に利用させる場合
- ② 希望する生徒だけを対象として行うキャンプ活動

(答) 学校管理下の行事とみなされるためには必ずしも生徒全員が参加する必要はなく希望する者だけ参加する場合でも校長の承認等によって課外活動の一環と認められれば十分です。設問の①、②においても校長が承認し、教師の監督下で行われるかぎり、日本スポーツ振興センターの給付対象となり、したがって本保険の対象となります。

問4 欠席児童に対する文書配布を教師が他の児童に依頼し、その児童が配布に向う途中事故にあった場合、本保険の対象となりますか。

(答) 通常の経路方法により登下校する際の事故については、日本スポーツ振興センターの給付対象となります。しかし、教師からの依頼により文書配布のため、その経路をはずれた場合は問題がでてきます。一般にこのような場合は、経路をはずれた時間的間隔やその理由など具体的な事実に応じて、ケースバイケースによって給付対象の有無が決められます。よって、具体的な事故状況によって日本スポーツ振興センターの給付対象となるか否かがわかれ（多くの場合、日本スポーツ振興センター内での本部稟議事項となります。）本補償保険もその決定に従うこととなります。

問5 日本スポーツ振興センターに加入出来ない学校等があるが、この場合、本保険での給付はどのようなになりますか。

(答) 日本スポーツ振興センターに加入出来ない学校等についても本保険の対象となります。日本スポーツ振興センターに加入できる学校については、その加入の有無にかかわらず本保険の賠償額から、日本スポーツ振興センターから給付された額（もし

くは給付されるであろう額)を差し引いた額が支払われますが、設問のような学校等については、日本スポーツ振興センターに加入出来れば給付されるであろう額は本保険の賠償責任額から控除しません。

問6 学校開放時の事故の本保険での取扱いはどうなるのですか。

(答) 学校開放は、児童生徒が主体的に活動できる場の一つとして開放されるわけですが、学校開放の形態としては、

- ① 幼稚園、小学校低学年で土曜日に保護者がいない幼児児童や特別支援学校の幼児児童生徒で保護者が希望するものなどに対しては、指導員を配置し学校などにおいて必要に応じて、遊び、スポーツ、文化活動等を実施する(指導員が配置される開放)。
- ② 通常の土曜日、日曜日あるいは、放課後に学校施設を児童生徒、地域住民に事由に開放する(指導員の付かない開放)。

が考えられます。

これらの学校開放時における事故と、総合賠償補償保険の取扱いについては、次のとおりとなります。

A. 指導員の付いた場合の学校施設開放の取扱い

(1) 賠償保険

- ア 学校施設の欠陥(瑕疵)による事故は、総合賠償補償保険の対象となります。
- イ 指導員が指導、監督中の事故は、社会教育法に準拠した社会教育上の諸活動(社会教育業務)であると考えられるので、指導員の監督責任が発生した場合には、賠償保険の対象となります。

(2) 補償保険

上記の「(1)賠償」と同じ考え方から、補償についても社会文化活動(行事)として補償保険の対象となります。

(町村等に法律上の賠償責任が生じるか否かに関係なく対象となります。)

(注) 指導員の業務は学校教育業務(学校管理下)には当たらないので「日本スポーツ振興センター」からの災害給付は支給されません。C. 補償保険における指導員の取扱いをご参照ください。

B. 指導員の付かない単なる学校施設開放の取扱い

指導員の付かない単なる学校施設の開放は、町村の主催・共催の要件（町村又は町村の委託を受けた者の管理下に有ること。）に該当しません。

(1) 賠償保険

学校施設の欠陥（瑕疵）による事故を除けば、賠償責任が発生することはほとんどないと考えられます。

万一、町村に監督責任ありということで町村に賠償責任が発生した場合には、総合賠償補償保険の対象となります。

(2) 補償保険

補償保険の対象は町村が主催・共催する活動（行事）中の事故にかぎられます。指導員の付かない単なる学校開放時の事故は、上記のとおり町村の主催・共催する行事ではないため、補償保険の対象とはなりません。

C. 補償保険における指導員の取扱い

指導員自身のケガについては補償保険の対象とはなりません。

ただし、指導員の活動が社会奉仕活動として対象となる要件（①無報酬で行われる活動であること。②労力の提供がなされること。③団体あるいは町村の管理下で行われるものであること。）を満たしている場合は対象となります。

（例）町内会、PTA、青年団等の団体に指導員の業務を委嘱した場合など

（注）社会奉仕活動の要件の内、弁当代程度の礼金（実費）が支払われる程度であれば無報酬と考えられ補償保険の対象となります。

問7 学校給食に起因して集団食中毒が発生した場合、本保険の対象となりますか。
また、日本スポーツ振興センターから給付を受けた場合はどうなりますか。

（答）賠償責任保険では学校施設において提供された飲食物が感染源と特定され、町村が賠償責任を負う場合は対象となります。

なお、日本スポーツ振興センターからの給付額は賠償額から控除されます。

補償保険では町村の賠償責任の有無にかかわらず、学校給食による食中毒は対象となります。（学校教育業務以外の活動（行事）においては、細菌性食中毒は対象となりません。）

児童・生徒の場合の補償の範囲は、死亡、後遺障害のみとなり、入院、通院は対

象となりません。

なお、補償保険は賠償責任保険とともに併給されます。

4. 社会体育、社会教育、社会福祉関係

問1 グループ団体の活動を町村の主催・共催行事として年間包括承認することができますか。

(答) 次の3つの項目のうち1つが満たされかつ町村または町村が委託した者の管理下にある行事を主催・共催とみますので、年度当初町村で対象行事・活動を決定することは可能です。

- ① 当該行事等の企画・立案（日時・場所・スケジュール、参加者の範囲等）またはこれへの参画
- ② 運営担当者または体育指導員等の参加あるいは設置
- ③ 当該行事のための特別の運営費の支出

問2 「主催」の定義について次の4項目のうち1つを満たすとき主催としてみなすことができますか。

- ① 当該行事等の企画・立案への参画
- ② 運営担当者または体育指導員等の参加あるいは設置
- ③ 運営費の支出
- ④ 被保険者が主催者（または共催者）として開会式等であいさつを行う

(答) ①～③のうち1つを満たすと同時に町村または町村の委託を受けた者の管理下にあることが必要です。

開会式等でのあいさつの有無は、主催、共催の要件ではありません。

問3 次のような場合、町主催もしくは共催の行事といえますか。

- ① 町にある団地等のバレーボールチームと町当局とが計画を立案、実施方法を定めている場合
- ② 町村長の承認でなく教育委員会の承認下で①のような行事を行う場合

(答) ①については町または町の委託を受けたものの管理下にある場合は、町主催・共催の行事といえます。

②の町村長の承認については、包括的なものでよく、実質的に所管の担当部局(教育委員会等)の長の承認で結構です。

問4 次のような場合、町主催もしくは共催のスポーツ行事といえますか。

- ① 町村が子供会と共同主催してある大会を開催し、その管理を町村がPTA代表に委託し、その代表が受託した場合
- ② すべて体育振興会などに下請代行させて行う行事(その行事に補助金を出したり体育指導員を派遣させたりしている場合)

(答) ①については、町が企画・立案に参画していれば共催行事といえます。

②については、町が主催すべきものを体育振興会に委託する旨が文書で明記されている場合は、町のスポーツ行事実施機関であると考えられるので、町主催の行事といえます。

問5 複数の市町村主催のスポーツ大会は本保険の対象となりますか。

(答) 主催の要件を満たす場合には、対象となります。この場合の保険は、開催市町村の保険または、当該被災住民の所属する町村の保険いずれかを選択できます。

問6 国民体育大会の開催地町村または周辺町村から住民がボランティアとして国民体育大会行事に参加した中で、傷害事故が発生した場合補償保険の対象となりますか。

(答) 全国的規模のスポーツ行事については、大会を共催している町村の住民のみを対象としていますが最近の国民体育大会の運営のあり方、町村の対応等により、国民体育大会のボランティアについても、要件を満たす社会奉仕活動については、本保険の対象となります。

問7 県体育大会、郡体育大会に出場する町村住民がケガをした場合本保険の対象となりますか。

(答) 町が県体育大会、郡体育大会について共催しているという文書が存在し、かつ町又は町の委託したものの管理下において行事が行われていれば共催として対象となります。この場合の保険は、開催地町村の保険または、当該被災住民の所属する町村の保険いずれかを選択して結構です。

問8 体協が主催、町村後援でスポーツ行事を実施した時の事故は本保険の対象となりますか。

(答) 後援はあくまで名義貸しですので、主催、共催の要件を満たさないかぎり対象となりません。「問4」を参照してください。

問9 町村主催の行事等の実施のため練習中の事故は本保険の対象となりますか。

(答) 主催者が練習の日時、場所等を事前に指定し、体育指導員や町が委託した者の管理下にある場合は、対象となります。

問10 町村が魚つり大会を実施した場合、本保険の対象となりますか。

(答) 主催の要件を満たしたものであれば魚つり大会も町村の行事として、本保険の対象となります。

問11 町村の野球チームが官公署野球大会に出場し、ケガをした場合は本保険の対象となりますか。

(答) 補償保険については、特約書第19条のアマチュアスポーツ団体管理下とみなされ、本保険の対象となりませんが、町村所有の施設で行われ、その施設の欠陥で事故がおこった時は賠償保険の対象となります。

問12 国・県・民間等所有の施設を町村が管理するときは、対象施設とみなしますか。

(答) 本保険で対象とする施設は町村が所有・管理・使用するものであります。したがって、町村が管理していれば本保険の対象施設となります。

問13 町村等の業務のなかでドローンを使用します。ドローンの操作ミス等により、通行人にケガをさせた場合や住民等の第三者の財物を損壊させた場合、本保険の対象となりますか。

(答) 町村等に法律上の賠償責任が発生した場合は、本保険の賠償責任保険の対象となります。ただし、本制度の保険対象外の業務においてドローンを使用した際の事故は対象とはなりません。具体的には、「消防、救急、治安または災害救助の業務」が保険対象外の業務になりますので、注意してください。

また、ドローンそのものの損害については、本保険の対象外となります。

問14 その他業務において、自治体業務にかかわる政策・事業または事務の、企画・立案または策定に起因する賠償責任は免責（対象外）となっていますが、具体的にどのようなことをいうのですか。

(答) 政策・事業および事務の企画、立案、策定の瑕疵を理由とした請求はこの制度の対象外となります。

具体的には、町が特定の産業を振興を推進するという政策を企画したことに関して、住環境が悪化して病気になったとの訴えや、橋を設置しなかったために子供が

川を渡りそのことで事故にあった、などによる賠償責任が対象外となります。

問15 「放課後子どもプラン」など、児童館等町村の所有・管理・使用している施設で、学校終了後、カギっ子対策等要措置児童・生徒を対象に保育業務を実施している場合、本保険の対象となりますか。

(答) 「放課後子どもプラン」に関しては、原則、「学校管理下」には該当しません。町村(教育委員会)の管理下、または、町村から委託された者の管理下においてなされているものであれば、対象になります。(賠償保険、補償保険いずれも対象になります。)

ただし、学校教育業務・社会奉仕活動を除いて、補償保険は「行事」が対象となります。恒常的に実施される業務は、補償保険の対象外となりますので、ご注意ください。(P58参照)

問16 (公財)日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度と本保険との関係はどうなりますか。

(答) 日本消防協会共済制度の損害賠償死亡・傷害一時金が適用になる事故で本賠償保険と競合する場合は、まず共済制度を適用し、本保険の「賠償保険」はその上乗せとなります。

日本消防協会の災害補償、療養補償、休養補償と本保険の「補償保険」とは併給されます。

問17 自主組織で運営する災害緊急時のボランティア活動等も町村長等の事前の承認が必要ですか。

(答) 緊急性をとまなうボランティア活動の場合は、その都度、町村長等の事前の承認を得る必要はなく、当該活動全般(発動要件や活動者の名簿)を包括的に承認していれば、対象となります。

問18 子どもたちが避難できる緊急避難場所として、地域住民がボランティアを行っている「こどもを守る110番の家」の活動中に、傷害を被る事故を生じた場合、対象となりますか。

(答) 社会奉仕活動の定義（P61）をすべて満たしていれば、社会奉仕活動に該当します。したがって、町村の依頼による社会奉仕であることが確認できる場合や活動参加者が名簿等で確認できる場合は、補償保険の対象となります。

なお、児童が負傷した場合についても、通常の通学路上でのケガとして、死亡、後遺障害が対象となります。

問19 町村等主催の行事に参加中の住民が熱中症となった場合、本保険の対象となりますか。

(答) 町村等主催の行事中に参加者が、熱中症の症状になった場合は急激性や偶然性がないと考えられるため補償保険の対象とはなりません。ただし、学校管理下の場合は補償保険の対象となります。

なお、室内での行事中に突然空調が故障した等市の管理実態に不備があり、町村等の賠償責任が認められる場合には、町村等の責任部分について本保険の賠償責任保険で対象となります。

5. 予防接種関係

問1 A保険（予防接種賠償責任保険）において甲町の住民が、乙村で予防接種を受けて事故がおきた場合どちらの保険が適用になりますか。

(答) 甲町から乙村への委託契約書があっても法律上の賠償責任は予防接種を実施した乙村が負うため、乙村の保険が適用になります。仮に委託契約中に乙村にかわって甲町が責任を負担する旨の契約があっても賠償責任保険普通保険約款第4条⑧の規定により保険上は対象外となります。

問2 B保険（法定救済措置費用保険）において、甲町の住民が乙村で受けた予防接種により事故があった場合、どちらの保険が適用されますか。

（答） 甲町から乙村への委託契約の有無にかかわらず、甲町は、予防接種法第15条により「区域内に居住する住民」が事故にあった場合補償することになっているため、乙村で行った予防接種により、甲町の住民が事故にあった場合でも甲町のB保険が適用されます。

問3 C保険（行政措置災害補償保険）において、甲町の住民が乙村で受けた予防接種により事故にあった場合どちらの保険が適用になりますか。

（答） 甲町から乙村への委託契約がある場合にかぎり、甲町のC保険が適用になります。

問4 予防接種事故のうち法定救済措置費用保険（B保険）と行政措置災害補償保険（C保険）については、1977年4月1日以降実施した予防接種の事故のみ対象となるとありますが何故ですか。

（答） 1977年4月1日より本保険のうちB保険、C保険の契約制度が始まったものであり、保険制度創設前の予防接種事故を排除したものです。

ただし、法律上の責任を対象とするA保険については、何時実施した予防接種であっても、保険期間中に損害賠償請求がなされたものは対象となります。

問5 行政措置災害補償保険（C保険）の対象となる、行政措置接種の範囲について、判断基準はありますか。

（答） 加入町村の認識、取扱い等が重要となりますが、①被接種者の特定と周知の徹底、②委託医師・医療機関の特定と確保、③要綱等（自らの判断で行政措置として実施する接種である旨の諸事項が記載された文書）の作成と関係各方面への周知等を行っている場合は、行政措置とみなすことができます。

したがって、住民が任意に受ける接種に対して、事後的に接種費用の助成のみ実

施する場合などは、行政措置接種に該当しません。

6. 公金総合保険関係

問1 破損や汚損について保険金は支払われないのですか。

(答) 動産総合保険はいわゆるオールリスクカバー（保険金を支払わない場合としてあげられている危険以外はすべての偶然な事故を包括的にカバーします。）を提供する保険です。したがって風災、破損、汚損などについても保険金は支払われることとなります。

問2 詐欺と横領の定義はありますか。

(答) 詐欺とは他人を欺いて錯誤に陥らせる違法行為のことです。横領とは、自己の占有する他人のものを不法に領取することです。（単純横領、業務上横領）

問3 暴動、騒じょうなどによる損害は対象外となっていますが騒じょうとはなんですか。

(答) 暴動、騒じょうの定義は以下の通りです。

騒じょう：数街区以上または、これに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害が生じること。

暴動：全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められること。

問4 公金総合保険の対象外となるものは、どんなものですか。

(答) 一般的に有価証券類などで次のようなものがあげられます。

国債、株券、商品券、地域通貨、切手、テレホンカード、ギフト券、金塊等。

問5 損害が発生した際の町村の自己負担はあるのですか。

(答) いわゆる自己負担額（免責金額）については設定していません。

問6 集金者の集金額誤りに起因する損害は対象となりますか。

(答) いかなる場合も、勘定間違い、出納の過誤による損害について保険金は支払われません。

問7 共済掛金などの歳計外現金についても対象となりますか。

(答) 対象となります。町村等が公金に準じて取り扱う歳計外現金などについても保険の目的に含まれます。

問8 国民年金印紙は対象となりますか。

(答) 印紙、証紙類に含まれるので対象となります。

問9 偽造通貨による損害は対象となりますか。

(答) 詐欺、または盗難による損害として対象となります。

問10 生徒から集めて一時的に学校で保管中の給食費、教材費は対象となりますか。

(答) 支払等のため保管中の現金に該当し、対象となります。

問11 町村が出資して設立する公益法人（公社・財団等）が扱う現金は、対象となりますか。

(答) 町村と人的、資金的な関係の強い団体ですが、町村とは独立した別団体であるため、対象となりません。

なお、町村が出資して設立した第三セクターおよび社会福祉協議会等も対象になりません。

問12 約束手形が盗難にあった場合の本保険の取扱いはどのようになりますか。

(答) 通常、約束手形が盗難にあいますと公示催告を行います。公示催告を行い、その後一定期間を過ぎますと盗難された約束手形が無効となる旨の除権判決がなされます。除権判決を得ると、約束手形を再発行したり、約束手形にかえて権利の行使ができるようになります。

上記の通り、約束手形が盗難にあっても一般的には、実際の損害はありません。しかし、公示催告費用、除権判決費用、再発行費用等の一定の費用の負担が発生しますので、その部分を本保険で補償することとなります。

なお、実際に手形に損害が発生した場合は、損保ジャパン日本興亜までご相談ください。

問13 コンビニエンスストアの管理下における公金事故の取扱いはどのようになりますか。

(答) 本保険は、町村等が直接委託した集金者の管理下にある公金を補償の対象としています（再委託の場合は、再委託先管理下の公金の事故については、補償の対象とはなりません。）が、コンビニエンスストアについては、収納代行の会社と委託をしている等の様々な委託形態がありますが、その形態にとらわれず、コンビニエンスストア管理下における公金に損害があった場合は、本保険の対象となります。

7. 個人情報漏えい保険関係

問1 データ加工を依頼した外部委託先の故意、犯罪行為による漏えいは対象となりますか。

(答) 外部委託先企業の故意、犯罪行為は対象となります。

ただし、保険会社は、保険金支払後に外部委託先企業への求償権を取得します。

問2 使用人の故意、犯罪行為による漏えいは対象となりますか。

(答) 使用人（町村等の役員、使用人、および町村等へ派遣された労働者をいいます。）の故意、犯罪行為による漏えいは対象となります。

ただし、保険会社は使用人の故意による漏えいの場合、保険金支払後に使用人への求償権を取得します。

問3 町村等の故意、犯罪行為による漏えいは対象となりますか。

(答) 町村等の故意（機関決定して意図的にやったこと）は、賠償責任保険金・対応費用（プロテクト費用）保険金ともに対象外となります。

問4 指定管理者・地方独立行政法人の行う業務に起因する個人情報漏えいは対象となりますか。

(答) 「追加被保険者追加条項」の規定により被保険者とみなすものについては、当該業務に関わる個人情報漏えいも対象となります。

問5 対応費用（プロテクト費用）に含まれる、見舞品購入費用では、どのような製品が購入費用保険金の対象となりますか。

(答) 現金は対象外ですが、金券等は支払の対象となります。

また、見舞品購入費用は、送付先一件あたり500円を限度に認定しますが、町村等が製造・販売する製品については、製造原価をもとに判断します。

第10章 契約特約書・約款・特約条項

「全国町村会賠償責任保険契約および災害補償保険契約特約書」、「全国町村会予防接
種事故賠償保険契約特約書」および「全国町村会公金総合保険契約特約書」におい
ては、2019年12月現在の引受保険会社および引受割合を記載している。

1. 全国町村会賠償責任保険契約および災害補償保険契約特約書

第1章 契約関係に関する事項

全国町村会（以下「甲」といいます。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、（以上4社を以下「乙」といいます。）とは、「地方自治体賠償責任保険および災害補償保険」に関して、次のとおり特約書を締結します。

第1条（保険契約者および被保険者）

- (1) 甲は、全国の各町村のうち乙の賠償責任保険および災害補償保険に加入を希望する町村をとりまとめ、甲を保険契約者、その加入町村を被保険者とする保険の申込を乙に対して行い、乙はこの特約書ならびに賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）、地方自治体特約条項（全国町村会用）、生産物特約条項、受託者特約条項、災害補償保険普通保険約款、スポーツ災害補償特約、学校管理下災害補償特約、施設災害補償特約、入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約、死亡補償保険金、後遺障害補償保険金のみ支払特約条項、保険料の支払いに関する特約条項およびこれに付帯する追加条項の規定に従って、保険金を支払います。
- (2) その他、乙が承認するものについては、(1)を準用します。

第2条（共同保険）

この特約書に関する乙各社の保険責任分担割合は別表に掲げるとおりとします。乙各社は、別表に掲げる割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の権利を有し、義務を負うものとします。

第3条（幹事会社および副幹事会社）

- (1) 甲は、この特約書に基づく保険契約について、損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「丙」といいます。）を乙の幹事会社とします。丙は、甲または被保険者とのこの特約書に係る契約の締結、保険料の分担金の収受、契約証の発行、損害の調査、保険金の支払およびその他保険契約運営上必要な一切の業務について乙を代表して行うものとします。
- (2) 甲は、この特約書に基づく保険契約について、東京海上日動火災保険株式会社を副幹事会社とします。副幹事会社は、丙の要請に基づき(1)に定める丙の業務に協力および援助するものとします。

第4条（保険期間）

- (1) この特約書に基づく保険契約の保険期間は、2020年6月1日午前0時に始まり、2021年5月31日午後12時に終了します。
- (2) (1)に定める保険期間の中途において、町村がこの特約書に基づく保険に加入しようとする場合は、その加入町村の属する各都道府県町村会がその町村の保険料分担金を領収した日^(注)の午後4時から始まり、2021年5月31日午後12時に終了します。

(注) 保険料分担金を領収した日

送金による場合は、郵便官署または銀行へ払い込んだ日をいいます。

第5条（契約の種類）

- (1) 本保険に加入しようとする町村は、次に掲げる賠償責任保険および災害補償保険の契約種類のいずれかを選択して加入するものとします。なお、災害補償保険のみの加入はできません。
- (2) 当社が、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①および地方自治体特約条項（全国町村会用）第2条（損害の範囲）(1)の規定に基づき支払うべき金額は、普通約款およびこれに付帯する特約条項ならびに追加条項を合算して、身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害につきそれぞれ(1)に基づき加入した保険金額を限度とします。

賠償責任保険

賠償責任保険（保険金額）				
身 体			財 物	
契約類型	1名につき	1事故につき	契約類型	1事故につき
5,000万円型	5,000万円	5億円	1,000万円型	1,000万円
1億円型	10,000	10	2,000万円型	2,000
1.5億円型	15,000	15	1億円型	10,000
2億円型	20,000	20		
3億円型	30,000	30		

補償保険

契約 類型	保 險 金 額			
	死亡	後遺障害	入院	通院
I型	200万円	8～200万円	1～15万円	1～6万円
II型	500	20～500	1～15	1～6
III型	500	20～500	2～30	0.5～12

(注1) 免責金額は、なしとします。

(注2) 賠償責任保険の身体賠償1事故保険金額は、土砂災害に起因する事故に関しては、1名あたり保険金額の3倍とします。

(注3) 第12条（賠償責任保険の対象範囲）(3)および(4)に規定する事故については、1事故あたり保険金額を保険期間中の総保険金額とし、当社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①に規定する保険金を支払った場合は、1

事故あたり保険金額から支払った額を控除した残額を、以降の保険期間における1事故あたり保険金額とします。

(注4) 補償保険の医療補償保険金額は入院・通院日数により次のとおりとします。
ただし入院・通院は併給しません。

入院日数	I・II型	III型	通院日数	I・II型	III型
1日～5日	1万円	2万円	1日～5日		0.5万円
6日～15日	3万円	6万円	6日～15日	1万円	2万円
16日～30日	6万円	12万円	16日～30日	3万円	6万円
31日～60日	9万円	18万円	31日～60日	4.5万円	9万円
61日～90日	12万円	24万円	61日以上	6万円	12万円
91日以上	15万円	30万円			

第6条 (保険料分担金率)

- (1) 保険契約の保険料分担金率は、保険加入時点におけるその加入町村の住民基本台帳に基づく全住民数および第5条(契約の種類)に規定する契約類型に応じて、定めます。
- (2) 第4条(保険期間)(2)の規定に基づき保険期間が1か年未満となる場合の保険料分担金は、年間保険料分担金の月割計算によるものとします。この場合、保険期間に1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月に切り上げて計算します。

第7条 (保険料分担金率の調整)

- (1) この特約書に定める保険金額、保険料分担金率等を改定する場合には、損害率、事故発生頻度等を勘案のうえ、甲乙協議してこれを行うものとします。
- (2) (1)に規定する改定は、第4条(保険期間)に定める有効期間の中途においては実施しません。

第8条 (約款、特約条項等との関係)

この特約書に規定しない事項については、この特約書の趣旨に反しないかぎり、普通約款、地方自治体特約条項(全国町村会用)、生産物特約条項、受託者特約条項、災害補償保険普通保険約款、スポーツ災害補償特約、学校管理下災害補償特約、施設災害補償特約、入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約、死亡補償保険金後遺障害補償保険金のみ支払特約、保険料の支払いに関する特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

第9条 (特約書運用上の協議)

甲および乙(または丙)は、次の①または②に掲げる場合には、この特約書の趣旨に

沿って互いに協議し、これを決定するものとします。

- ① この特約書の内容および運用に疑義が生じた場合
- ② この特約書に定めない事態が生じた場合

第10条（特約書の条項の改廃）

- (1) 甲または乙は、必要に応じ相手方に対して、1か月前の書面による通知をもって、この特約書の条項の改廃を申込みことができます。
- (2) (1)の通知に対して、相手方が書面による反対の意志表示をしない場合は、通知期間満了の時に、相手方は条項の改廃に同意したものとみなします。

第11条（特約書の有効期間）

この特約書の有効期間は、この特約書締結の時点から、2021年5月31日までとします。

第2章 賠償責任保険に関する事項

第12条（賠償責任保険の対象範囲）

- (1) 地方自治体特約条項（全国町村会用）（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）に規定する「保険証券記載の自治体施設」とは、被保険者が所有、使用、管理する同特約条項用語の定義に掲げるすべての自治体施設のほか、自治体施設の敷地、敷地内の付属施設および附属施設内の動産を含みます。
- (2) 特約条項第1条（事故）に規定する「保険証券記載の業務」とは、被保険者の行う同特約条項用語の定義に掲げる自治体業務すべてをいいます。
- (3) 特約条項第1条（事故）③については、適用しません。生産物特約条項第1条（事故）に規定する「保険証券記載の財物」とは、被保険者が所有、使用または管理する特約条項第2条用語の定義に掲げる自治体施設が提供する飲食物および製品とします。ただし、次の①および②に掲げるものは含みません。
 - ① 輸出生産物^(注1)
 - ② 医療品、医療用具、医療用計測器
- (4) 受託者特約条項第1条（当会社の支払責任）に規定する「保険証券記載の受託物」とは、被保険者が所有、使用または管理する特約条項用語の定義に掲げる自治体施設において住民（以下この項において被保険者以外の第三者である自然人をいいます。）から預かり管理する受託物をいいます。ただし、受託者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）③に掲げるもののほか、次の①から⑤に掲げるものは含みません。

- ① 自動車^(注2)
- ② 土地^(注3)
- ③ 建物
- ④ 動物、植物等の生物
- ⑤ 所有権留保条項付売買契約に基づいて被保険者が購入した財物

(5) (4)に規定する自動車には、これに定着^(注4)または装備^(注5)されている物を含みます。
ただし、次の①から④に掲げるものを除きます。

- ① 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品
- ② 法律、命令、規則、条例等により、自動車に定着^(注4)または^(注5)することを禁止されている物
- ③ 通常装飾品とみなされる物
- ④ 積載物

(注1) 輸出生産物

間接輸出分を含みます。

(注2) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注3) 土地

地盤および土木構造物を含みます。

(注4) 定着

ボルト、ナットまたはネジ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。

(注5) 装備

自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。

第13条 (他の被保険者との関係)

普通約款ならびに特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項（以下この条において「普通約款等」といいます。）の規定は、被保険者間相互においては別個にこれを適用し、普通約款等の規定において、被保険者間相互における他の被保険者を他人とみなします。ただし、これによって普通約款等に規定する当会社の保険金の支払限度額が増額されるものではありません。

第14条 (日本スポーツ振興センターとの関係)

乙は、普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、学校の管理下における児童および生徒の身体の障害^(注1)については、1回の事故による損害の額が日本スポーツ振興センターの「免責の特約」付災害共済契約に基づき給付された金額^(注2)を超過する場合にかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

（注1）身体の障害

障害に起因する死亡を含みます。

（注2）日本スポーツ振興センターの「免責の特約」付災害共済契約に基づき給付された金額

日本スポーツ振興センターの災害共済給付契約が締結されていない場合および「免責の特約」が締結されていない場合には、「免責の特約」付災害共済契約に基づく給付に相当する金額をいいます。

第15条（道路事故の解釈）

- (1) 道路区域における漏水、いっ水および湧水については、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）⑦に規定する「排水」とはみなしません。
- (2) 地殻の変動については、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）③に規定する「地震」とみなします。
- (3) 普通約款第4条（保険金を支払わない場合）③に規定する「洪水」とは河川、湖沼本来の領域をこえていっ水（氾濫）したもので浸水の範囲がある一定の異常な規模に達したものをいいます。
- (4) 町村またはこれらの下請業者の道路パトロールが行う道路の補修は、特約条項第6条（保険金を支払わない場合）(1)①に規定する施設の修理とはみなしません。

第16条（公共工事の安全確保に起因する賠償責任）

- (1) 被保険者が請負契約に基づき発注する自治体施設の新築、改築、修理、取り壊しまたはその他の工事における安全確保のための監督、指導、注文または指示に起因する賠償責任は、施設管理上の賠償責任とみなし、特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1)に規定する工事に起因する賠償責任とはみなしません。
- (2) 乙は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧ならびに特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1)②から⑭、(2)、(3)に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 工事約款等により請負人および下請負人（以下「請負人」といいます。）が負担

すべき工事の施工等に起因する第三者に対する賠償責任^(注1)

- ② 請負人およびその使用人の身体の障害ならびに請負人の財物の滅失、き損または汚損に起因する賠償責任。ただし、被保険者がその請負人またはその元請負人に発注する請負工事に起因するものにかぎります。
- ③ 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事にともなう次のアからウに掲げる事由による財物の滅失、き損または汚損に起因する賠償責任
 - ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の崩壊
 - イ. 土地の軟弱化もしくは土砂の流出または流入による地上の構築物^(注2)およびその収容物または土地の損壊
 - ウ. 地下水の増減

(注1) 第三者の賠償責任

工事の結果に起因する賠償責任を含みます。

(注2) 構築物

基礎および付属物を含みます。

第17条 (直営工事に起因する賠償責任)

被保険者の職員が自ら行う簡単な補修^(注)に起因する賠償責任は、施設管理上の賠償責任とみなして、特約条項第5条(保険金を支払わない場合)(1)①に規定する工事に起因する賠償責任とはみなしません。

(注) 自ら行う簡単な補修

被保険者が自ら作業員等を手配して行う直営工事を含みます。

第18条 (免責条項の適用除外)

- (1) この保険契約においては、特約条項第5条(保険金を支払わない場合)(1)④および⑫は、適用しません。
- (2) この保険契約においては、生産物特約条項第2条(保険金を支払わない場合)③は、適用しません。

第3章 補償保険に関する事項

第19条（スポーツ災害補償特約の対象－その1）

(1) スポーツ災害補償特約第1条の「保険証券に記載されたアマチュア・スポーツ活動中または社会教育活動中」の活動とは社会教育法に準拠して行う次の活動とします。

① 社会体育活動

スポーツ振興法第2条に規定するすべてのスポーツ活動をいい、スポーツ災害補償特約第1条のスポーツ活動および運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュア・スポーツ団体で高等学校・高等専門学校・大学^(注1)の学生・生徒、官公署・会社等の社会人により構成された体育部・競技部・運動クラブ等の団体の構成員が行う、その団体管理下のスポーツ活動は含まないものとします。

② 社会福祉活動

社会福祉法等に基づいて行われる福祉活動をいいます。

③ 社会文化活動

社会体育活動、社会福祉活動および第20条に規定する社会奉仕活動以外の文化的活動をいいます。

(2) (1)の活動に関するスポーツ災害補償特約の補償対象者は、(1)の活動に関して被保険者が主催する行事等に参加中の者とします。なお、「被保険者が主催する行事等」および「参加中」とは、次の①および②の定義に従うものとします。

① 被保険者が主催する行事等とは、被保険者が次の要件のいずれかを満たして実施する行事等で、被保険者または被保険者の委託を受けた者の管理下にあるものをいいます。

ア その行事等の企画・立案^(注2)またはこれらへの参画

イ 運営担当者または体育指導員等の参加または設置

ウ その行事等のための特別運営費の支出

② 参加中とは、次の間にある場合および行事等に参加するための往復途上を含みません。

ア 行事等に参加するため、被保険者所定の場所・時間に集合し、責任者の指示の下で待機または移動している間

イ 行事等実施中および休憩中

ウ 行事等を終え、被保険者所定の場所・時間に解散のため、責任者の指示の下

で待機または移動している間

(注1) 大学

短期大学を含みます。

(注2) 企画・立案

日時、場所、スケジュール、参加者の範囲等の決定をいいます。

第20条（スポーツ災害補償特約の対象－その2）

(1) スポーツ災害補償特約第1条の「保険証券に記載されたアマチュア・スポーツ活動中または社会教育活動中」の活動とは前条に掲げる活動のほか社会教育法に準拠して行われる社会奉仕活動を含むものとします。なお、社会奉仕活動とは、町村の長の事前の承認を得てあるいは依頼を受けて、次の要件のすべてを満たして行う住民のための業務・活動をいいます。

- ① 無報酬で行う活動であること
- ② 労力の提供をすること
- ③ 団体あるいは町村の管理下で行うものであること

(2) 社会奉仕活動に関するスポーツ災害補償特約の補償対象者は、社会奉仕活動に参加中の者としてします。ただし、これらの者が複数の町村の補償保険の適用を受けることができる場合は、いずれかの町村の補償保険の補償対象者とするかを町村間で協議のうえ、決定するものとし、重複して補償対象者としません。なお、「参加中」には、社会奉仕活動に参加するための往復途上を含みます。

第21条（往復途上の定義）

(1) この特約書において「往復途上」とは、被保険者が参加する第19条に規定する行事等および第20条に規定する社会奉仕活動に参加するため、所定の集合・解散場所と被保険者の住居との通常の経路往復中をいいます。

(2) (1)における被保険者は、行事に参加する目的をもって住居を出発する前に、保険証券または保険契約者の備える被保険者名簿においてその氏名が記載されている者にかぎります。

(3) (1)の所定の集合・解散場所は、保険契約者の備える資料により確定しているものにかぎります。

第22条（施設災害補償特約の対象）

施設災害補償特約第1条の保険証券記載の施設とは公職選挙法等に基づき町村の選挙管理委員会が設置した投票所をいい、補償対象者は投票所内の投票者（同行者含みます。）

とします。

第23条（学校管理下災害補償特約の対象）

- (1) 学校管理下災害補償特約の補償対象者は、被保険者の住民にかぎらず、学校の管理下にあるすべての児童・生徒をいいます。ただし、これらの者が公務災害補償の適用をうけることができる場合は、補償対象者に含めないものとします。
- (2) (1)の補償対象者については、「入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約」のかわりに「死亡補償保険金、後遺障害補償保険金のみ支払特約」を適用するものとします。

第24条（学校の管理下の解釈）

- (1) 学校管理下災害補償特約第1条にいう課外指導とは、個別の活動が教育計画の中に規定されていない場合であっても、教育的観点に立って教師の監督、指揮下で行われる課外指導はこれを含むものとします。
- (2) 学校管理下災害補償特約第1条にいう校長、園長等の指示もしくは承認とは、個別の活動ごとに承認を要するものではなく、その活動を包括的に承認している場合を含むものとします。

第25条（町村総合災害補償規程）

本特約に基づく補償保険に加入した町村は、補償保険の内容に合わせて、町村総合災害補償規程（町村規則）を制定するものとします。

上記のとおり特約を締結した証として本書5通を作成し、各当事者記名捺印のうえ各1通を分有します。

2020年6月1日

甲 全 国 町 村 会

乙 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

別 表

全国町村会総合賠償補償保険

保険責任分担割合

1. 賠償責任保険および災害補償保険（個人情報漏えい保険を除く）

損害保険ジャパン日本興亜株式会社	70.5%
東京海上日動火災保険株式会社	24.5%
三井住友海上火災保険株式会社	3.0%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2.0%

2. 個人情報漏えい保険

損害保険ジャパン日本興亜株式会社	71.0%
東京海上日動火災保険株式会社	22.0%
三井住友海上火災保険株式会社	4.0%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	3.0%

2. 賠償責任保険普通保険約款

<用語の定義（五十音順）>

普通保険約款または特約条項等において、次の用語はそれぞれ次の定義によります。ただし、別途定義がある場合は、その定義によります。

用 語	定 義
売上高	保険期間中に被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。
財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
事故	特約条項等に記載された事故をいいます。
失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
使用人	次の①および②に掲げる者をいいます。 ① 被保険者との間に使用従属関係がある者で、被保険者から賃金の支払いを受けている者 ② 被保険者の下請負人との間に使用従属関係がある者で、被保険者の下請負人から賃金の支払を受ける者 なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣事業者から被保険者または被保険者の下請負人に対して派遣された派遣労働者は使用人とみなします。
身体の障害	身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
損害賠償請求権者	事故による身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。
他人	被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の被用者に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金額の総額をいい、その名称を問いません。
特約条項等	特約条項または追加条項をいいます。
入場者	保険期間中に、有料または無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者の使用人および被保険者の使用人と世帯を同じくする親族を除きます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に、当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。

保険契約者	当会社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
保険契約申込書等	保険契約申込書およびその付属書類をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する被保険者の自己負担額をいいます。
役員	会社法（平成17年法律第86号）上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者として法令または定款の規定に基づいておかれた者をいいます。ただし、会計参与および会計監査人を除きます。
領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいい、その名称を問いません。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、この普通保険約款に従い、被保険者が事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲および責任限度）

(1) 当会社が、保険金を支払う損害の範囲は、次の①から⑥までのいずれかに該当するものにかぎります。

名 称	損害の内容
①損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
②権利保全行使費用	被保険者が第16条（事故の発生）②の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用
③損害防止費用	被保険者が第16条（事故の発生）③の損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した必要または有益であった費用。ただし⑥の緊急措置費用を除きます。
④争訟費用	被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
⑤協力費用	被保険者が第17条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の協力のため支出した費用
⑥緊急措置費用	前条に掲げる事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が第16条（事故の発生）③の損害の発生および拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため、被保険者が支出した費用

- (2) 当会社の責任は、1回の事故ごとについて定めます。
- (3) 1回の事故について、当社が支払うべき(1)①の保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

$$(1)①の損害賠償金の額 - \frac{\text{保険証券に記載された免責金額}}{\text{保険証券に記載された保険金額}} = \text{保険金}$$

- (4) 当社は、(1)②から⑥までの費用についてはその全額を支払います。ただし、(1)①の損害賠償金の額が保険証券に記載された保険金額を超える場合は、(1)④の争訟費用は、次の算式によって得られた額とします。

$$(1)④の訴訟費用 \times \frac{\text{保険金額}}{(1)①の損害賠償金の額} = (1)④の争訟費用に対する支払額$$

第3条（保険適用地域）

- (1) 当社が保険金を支払うべき損害は、保険証券適用地域^(注)において発生した事故に起因する損害にかぎります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険証券適用地域^(注)において発生した事故に係る損害賠償請求が訴訟により提起された場合は、当社が保険金を支払うべき損害は、日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害にかぎります。
- (3) この普通保険約款に付帯される特約条項等に(1)または(2)と異なる規定がある場合は、その特約条項等の規定に従います。

(注) 保険証券適用地域

保険証券の保険適用地域欄に記載の国または地域をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑧までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者^(注1)の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

- ⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑥ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑦ 排水または排気^(注3)によって生じた賠償責任
- ⑧ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

(注1) 保険契約者または被保険者

これらの者が法人である場合は、その役員とします。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 排気

煙または蒸気を含みます。

第5条 (責任の始期および終期)

- (1) 保険期間は、その初日の午後4時^(注)に始まり、末日の午後4時^(注)に終わります。ただし、保険期間が始まった後であっても、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(注) 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第6条 (調査)

- (1) 被保険者は、常に事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当社は、保険期間中いつでも、(1)の措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(2)の調査を拒んだ場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定は、(2)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して1か月を経過した場合には適用しません。

第7条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項^(注1)について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項^(注1)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)の事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

③ 保険契約者または被保険者が、事故が生じる前に、保険契約申込書等の記載事項^(注1)につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

④ 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合

⑤ (2)の事実が、当社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険^(注2)に関する重要な事項に関係のないものであった場合。ただし、他の保険契約等に関する事項については(2)の規定を適用します。

(4) 事故が生じた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第9条（保険契約の解除）(3)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(注1) 保険契約申込書等の記載事項

他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注2) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

第8条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等に記載された事項の内容に変更を生じさせる事実^(注1)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰

すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社に申し出る必要はありません。

- (2) (1)の事実がある場合^(注2)は、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1)に規定する手続がなされなかった場合は、当会社は、事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるときは(1)の事実が発生した時、責めに帰すことのできない事由によるときは保険契約者または被保険者がその事実の発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、次の①または②の場合には適用しません。
- ① (1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合
- ② (1)の事実に基づかずに発生した事故による損害である場合
- (注1) 保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実
他の保険契約等に関する事実については除きます。
- (注2) (1)の事実がある場合
- (5)①の規定に該当する場合を除きます。

第9条（保険契約の解除）

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行

おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(3) 当会社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注)を解除することができます。

(4) 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(5) (2)または(3)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、(4)の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(6) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(5)の規定は、次の損害については適用しません。

① (2)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (2)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注) この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第10条 (保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合)

(1) 次の①から③までの場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、

この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還し、または追加保険料を請求します。

区 分	保険料の返還または請求
① 第7条（告知義務） ③の承認をする場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第8条（通知義務）(1) の通知に基づいて保険 契約の内容を変更 ^(注1) する場合	ア. 保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する 割合によって定められる場合 変更の時から保険期間が満了する時までの期間に対応 する変更後の保険料と変更前の保険料との差額を返還ま たは請求します。
③ ①および②のほか、 保険契約締結の後、 保険契約者が書面を もって保険契約条件 変更の承認の請求を 行い、当会社がこれ を承認する場合	イ. 保険料が、ア以外によって定められる場合 (ア) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合 返還保険料 = (変更前の保険料 - 変更後の保険料) × (1 - 既経過期間 ^(注2) に対応する別表に掲げる短期料 率) (イ) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合 追加保険料 = (変更後の保険料 - 変更前の保険料) × 未 経過期間 ^(注3) に対応する別表に掲げる短期料率

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注4)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 当社が(1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、第8条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害については、この規定を適用しません。
- (4) 当社が(1)③の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合^(注4)は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、保険金を支払います。

(注1) 変更

保険契約者または被保険者の申出に基づく第8条（通知義務）(1)の事実が生じた時を変更の時として、保険料の返還または請求の規定を適用します。

(注2) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 未経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注4) 追加保険料の支払を怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎり、

第11条 (保険料の精算)

- (1) 保険契約者は、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は、保険期間中および保険契約終了後1年以内の期間において、保険料を算出するために必要があると認める場合は、いつでも保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) 当社は、(1)の資料および(2)の規定によって閲覧した書類に基づき算出された保険料^(注)と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

(注) 保険料

この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合は、その最低保険料をいいます。

第12条 (保険契約の無効・取消し)

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条 (保険料の返還 - 契約の無効・取消し・失効の場合)

この保険契約が無効、取消しまたは失効となる場合の保険料については、下表の規定に従います。

区 分	保険料の返還
① この保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、前条(1)の規定によりこの保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 前条(2)の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
③ この保険契約が失効となる場合	既に払い込まれた保険料×(1-既経過期間 ^(注) に対応する別表に掲げる短期料率)

(注) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第14条 (保険料の返還 - 契約解除の場合)

この保険契約が解除となる場合は、当社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還します。

区 分	保険料の返還
① 第6条(調査)(3)、第7条(告知義務)(2)、第8条(通知義務)(2)、第9条(保険契約の解除)(2)または第10条(保険料の返還または請求-告知・通知事項等の承認の場合)(2)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料×(1-既経過期間 ^(注) に対応する別表に掲げる短期料率)
② 第9条(保険契約の解除)(1)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合	

(注) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第15条 (失効・解除の特例)

- (1) 第13条(保険料の返還 - 契約の無効・取消し・失効の場合)③の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約が失効した場合は、第11条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。
- (2) 前条の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約の解除の場合は、第11条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。

第16条（事故の発生）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、当社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

事故発生時の義務	差し引く金額
① 次の事項を遅滞なく書面で当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. アについて証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当社が被った損害の額
② 他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることによって取得することができたと認められる額
③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
④ 損害賠償の請求 ^(注1) を受けた場合は、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑤ 損害賠償の請求 ^(注1) についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当社が被った損害の額
⑥ 他の保険契約等の有無および内容 ^(注2) について、遅滞なく当社に通知すること。	
⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第17条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 被保険者が損害賠償の請求を受けた場合において、当社が必要と認めるときは、当社は、被保険者に代わり自己の費用でその解決に当ることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第18条（保険金請求の手続）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行行使することができるものとします。
 - ① 第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ② 第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②から⑥までの費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
 - ③ 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
 - ④ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑤ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合

(5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第19条（保険金の支払）

(1) 当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、下表の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて下表の①から⑥までに掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日 数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会 ^(注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥ 損害賠償請求の内容もしくは根拠が判例もしくは他の事例に鑑み特殊である場合または事故により多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日

(3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。

(4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 下表の①から⑥までに掲げる日数

①から⑥までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みません。

(注4) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、損害の額^(注2)を超えるときは、当社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額^(注1)
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額^(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額^(注1)を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第21条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

区 分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次の算式により算出された額 被保険者が取得した_損害の額のうち保険金 債権の額_が支払われていない額

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第22条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について、先取特権を有します。

(2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第23条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第24条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(別表)

短期料率表

既経過期間 または 未経過期間	短期料率	既経過期間 または 未経過期間	短期料率
1か月まで	1/12	7か月まで	7/12
2か月まで	2/12	8か月まで	8/12
3か月まで	3/12	9か月まで	9/12
4か月まで	4/12	10か月まで	10/12
5か月まで	5/12	11か月まで	11/12
6か月まで	6/12	12か月まで	12/12

3. 追加被保険者追加条項（地方自治体特約条項・生産物特約条項・受託者特約条項用）（全国町村会用）

第1条（地方独立行政法人の被保険者への追加）

- (1) 当社は、記名被保険者が地方独立行政法人法に基づき設立した地方独立行政法人（特定地方独立行政法人を含みます。以下「地方独立行政法人」といいます。）が、保険証券記載の被保険者（以下、「記名被保険者」といいます。）のために地方自治体特約条項（全国町村会用）用語の定義に掲げる自治体業務に規定する業務を行う場合については、その地方独立行政法人を被保険者とみなします。
- (2) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、(1)において被保険者とみなした地方独立行政法人が(1)に規定しない業務に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（指定管理者の被保険者への追加）

当社は、保険証券記載の被保険者が所有する自治体施設の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行かせた場合は、その指定管理者を被保険者とみなします。

第3条（私人の被保険者への追加）

地方自治体特約条項、生産物特約条項および受託者特約条項（以下「特約条項」といいます。）の被保険者には、記名被保険者から業務委託を受けたまたは記名被保険者の業務において有償ボランティアとして従事する私人を含みます。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。

（注） 私人

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行前において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に基づく特別職非常勤職員、同法17条に基づく一般職非常勤職員または同法22条に基づく臨時的任用職員として任用されていたまたは任用することが可能であった個人をいいます。

第4条（被保険者相互間の交差責任）

- (1) この保険契約において、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第8条（被保険者相互間の関係）(1)の規定にかかわらず、賠償責任保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）ならびに特約条項およびこれに付帯する追加条項の保険金を支払わない場合につ

いて定めた規定に反しないかぎり、当社は、被保険者相互間^(注1)における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用します。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社は、財物の損壊に関して、次に掲げる区分における加害者^(注2)と被害者^(注3)との間に発生した賠償責任については、被保険者相互の関係をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する追加条項の規定を適用します。

区分	加害者 ^(注2)	被害者 ^(注3)
①	記名被保険者の下請負人 ^(注4) の 役員または使用人	記名被保険者の下請負人

(注1) 被保険者相互間

記名被保険者とその他の記名被保険者の相互間を含みます。

(注2) 加害者

第1条(事故)に規定する事故を発生させた者をいいます。

(注3) 被害者

第1条(事故)に規定する事故によって損害を被った者をいいます。

(注4) 記名被保険者の下請負人

被害者となった記名被保険者の下請負人と同一の下請負人にかぎります。

第5条 (賠償責任保険普通保険約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通約款ならびに地方自治体特約条項(全国町村会用)、生産物特約条項、受託者特約条項およびこの保険契約に適用される他の追加条項の規定を適用します。

4. 地方自治体特約条項（全国町村会用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自治体業務	<p>次の①から⑥に掲げる業務をいいます。ただし、いずれの場合においても、許可、認可、命令またはその他の行政処分を除きます。</p> <p>① 自治体施設の保守管理業務 ② 学校教育業務^(注1) ③ 社会教育業務 ④ 社会体育業務 ⑤ 社会福祉業務^(注2) ⑥ その他自治体の行う業務。ただし、医療業務、消防、救急、治安もしくは災害救助の業務または治山治水業務、農地開発業務、耕地整理業務、公有水面埋立業務、都市計画業務、土地区画整理業務等の土地の改良、保全、開発業務もしくはそれらの企画、立案、策定に関する業務を除きます。</p> <p>(注1) 学校教育業務 保育所業務を含みます。 (注2) 社会福祉業務 保育所業務を含みません。</p>
自治体施設	<p>次の①から⑫に掲げる施設をいいます。</p> <p>① 本庁舎、支所、出張所等の庁舎 ② 小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園等の学校および保育所 ③ 児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設、母子福祉施設、隣保館等の福祉施設 ④ 国民宿舎等の保養施設 ⑤ 公会堂、公民館、図書館、博物館等の文化施設 ⑥ 体育館、陸上競技場、野球場、プール、スキー場、スケート場、ゲートボール場、格技場、弓道場等のスポーツ施設 ⑦ 授産施設、農林水産物加工施設、育苗施設、集出荷施設等の産業施設 ⑧ 上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設等の生活環境施設 ⑨ 道路、自動車道、一般自動車道、農道、林道、里道、赤道、牧道およびその他の道路 ⑩ 公園 ⑪ 港湾施設および漁港施設 ⑫ その他の建造物および工作物。ただし、病院または診療所を除きます。</p>

第1条（事故）

この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の事故とは、保険期間中に発生した次の①から③に掲げる事故をいいます。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の自治体施設（以下「自治体施設」といいます。）に起因する偶然な事故
- ② 保険証券記載の自治体業務（以下「自治体業務」といいます。）に起因する偶然な事故
- ③ 被保険者が、用語の定義で規定する「自治体施設」の②から④の施設において生産、販売または提供する保険証券記載の飲食物またはその他の製品（以下「自治体生産物」といいます。）に起因する偶然な事故

第2条（損害の範囲）

この特約条項において、当社が保険金を支払う損害の範囲は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)の規定にかかわらず、次の①から④のいずれかに該当するものにかぎります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金^(注)
- ② 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用
- ③ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 普通約款第17条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために支出した費用

（注）損害賠償金

弁済によって代位取得するものがあるときは、その価額を控除します。

第3条（他の法令との関係）

- (1) 被保険者が他の法令により法律上の賠償責任の全部または一部を免れることができる場合は、前条①の損害賠償金の額は、その他の法令により法律上の賠償責任の全部または一部を免れたものとして算定された額とします。
- (2) 被保険者が他の法令により法律上の賠償責任の全部または一部を免れるための要件を満たすことができるにもかかわらず、その要件を満たしていない場合も(1)と同様とします。

第4条（責任の限度）

(1) 第2条（損害の範囲）の①から④に掲げる損害にかかる当会社の責任の限度は、次の①および②のとおりとします。

① 第2条（損害の範囲）①の損害賠償金については、その金額が1回の事故につき保険証券記載の免責金額を超える場合にかぎり、その超える金額を保険証券記載の1名あたりの保険金額または1事故あたりの保険金額（以下「1事故保険金額」といいます。）を限度として保険金を支払います。

② 第2条（損害の範囲）②から④の費用については、その全額を支払います。ただし、1回の事故につき、同条①の損害賠償金の額が1事故保険金額を超えた場合は、同条③の費用は、次の算式によって得られた額とします。

$$\text{第2条③の費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{第2条①の損害賠償金の額}}$$

(2) 第1条（事故）③の事故については、1事故保険金額を保険期間中の総保険金額とし、当社が第2条（損害の範囲）①の損害を支払った場合は、1事故保険金額からその支払った額を差し引いた残額をもって、以後の保険期間における1事故保険金額とします。

第5条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧に掲げる賠償責任のほか、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑭に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 自治体施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ② 航空機、自動車^(注1)または自治体施設外における船、車両^(注2)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 屋根、樋^{とい}、扉、戸、窓または通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 台風、旋風、暴風雨等により河川、湖沼もしくは運河の氾濫または山崩れに起因する賠償責任
- ⑤ 医師またはその補助者が行う医療行為により生じた身体の障害に起因する賠償責任
- ⑥ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ自治体

施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任。ただし、自治体生産物に起因する賠償責任については除きます。

- ⑦ 自治体生産物のかしに基づく自治体生産物の損壊それ自体の賠償責任
 - ⑧ 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売または提供した自治体生産物に起因する賠償責任
 - ⑨ 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して使用または管理する昇降機に起因する賠償責任
 - ⑩ 自治体業務の結果に起因する賠償責任^(注3)
 - ⑪ 自治体業務にかかわる政策、事業または事務の企画、立案または策定に起因する賠償責任。ただし、本号は自治体業務のうち、その他自治体の行う業務についてのみ適用します。
 - ⑫ 自治体業務の不作为に起因する賠償責任。ただし、自治体業務のうち、社会福祉業務およびその他自治体の行う業務についてのみ適用します。
 - ⑬ 強制執行または即時強制に起因する賠償責任
 - ⑭ 核燃料物質^(注4)または核原料物質、放射性元素、放射性同位元素もしくはこれらによって汚染された物^(注5)の原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ^(注6)の原子核反応または原子核の崩壊等による場合を除きます。
- (2) 当社は、原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油物質^(注7)が自治体施設から海、河川、湖沼または運河（以下「公共水域」といいます。）へ流出したことに起因して、被保険者が次の①および②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する賠償責任
 - ② 水の汚染によって漁獲高が減少しまたは漁獲高の品質が低下したことに起因する賠償責任
- (3) 当社は、被保険者が支出したと否とを問わず、次の①および②の費用については、保険金を支払いません。
- ① 石油物質^(注7)の自治体施設からの流出により、公共水域の水を汚染し、またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収取、焼却処理、沈降処理または乳化分散処理等について、支出された費用またはその他損害の発生

および拡大を防止するために要した費用

- ② 自治体生産物により事故が発生した場合、またはそのおそれがあることを知った場合に、被保険者が行う自治体生産物に対する回収、廃棄、検査、修理、交換、取壊し、解体その他の適切な措置に要する費用

(注1) 自動車

道路運送車両法（昭和26年第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。

(注2) 車両

原動力がもっぱら人力である場合を除きます。

(注3) 自治体業務の結果に起因する賠償責任

自治体業務の目的物の引渡を要するときは引渡後または自治体業務を放棄した後において、その自治体業務の結果に起因する賠償責任をいいます。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を自治体業務の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。

(注4) 核燃料物質

使用済核燃料を含みます。

(注5) 汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注6) ラジオ・アイソトープ

ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

(注7) 石油物質

これらの石油類より誘導される化成品類およびこれらの物質を含む混合物、廃棄物、残渣^きを含みます。

第6条（代位）

当社は、普通約款第21条（代位）(1)の規定に基づいて、取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものにかぎり、これを行いません。ただし、これらの者の故意または重大な過失によって事故が発生した場合は除きます。

第7条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

5. 人格権侵害担保追加条項（地方自治体特約条項用）（全国町村会用）

第1条（当会社の支払責任）

(1) 当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（責任の始期および終期）に規定する保険期間中に、地方自治体特約条項（全国町村会用）（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）に「偶然な事故」の原因として規定されている事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次の①または②に掲げる不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この追加条項の規定に従い、保険金を支払います。

① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損

② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害

(2) 同一の原因から生じた一連の不当行為は、不当行為の発生した時もしくは場所、被害者^(注)の数、損害賠償請求もしくは訴訟の数のいかにかわらず、そのすべてを1回の不当行為とみなします。

(3) 不当行為は、最初の不当行為またはその原因が発生した時にすべての不当行為が行われたものとみなします。

（注）被害者

不当行為により被害を受けた個人または組織をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧および特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1)から(3)に掲げる賠償責任および費用のほか、被保険者が次の①から⑧に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意にもとづいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為^(注)に起因する賠償責任

② 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任

③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任

- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
- ⑥ 宣伝された品質、性能等に適用しないことによる賠償責任
- ⑦ 価格表示の誤りに起因する賠償責任
- ⑧ 身体の障害または財物の損壊による賠償責任

(注) 犯罪行為

過失犯を除きます。

第3条 (保険金の支払限度)

- (1) 1回の不当行為について、当社が保険金を支払うべき普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の金額は、1回の不当行為につき保険金額1,000万円を限度とします。
- (2) 一人の個人または一つの組織が被った不当行為による普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の金額は、1被害者につき保険金額100万円を限度とし、当社がこの追加条項により支払うべき保険金の額は、保険期間を通じて、保険期間中の総保険金額1,000万円を限度とします。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当社が第1条(当社の支払責任)に規定する保険金を支払った場合は、保険期間中の総保険金額から、当社が支払った普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の額を控除した残額を、その不当行為発生日以降の保険期間に対する総保険金額とします。

第4条 (読替規定)

この追加条項においては、普通約款の規定中「事故」とあるのを「不当行為」と読み替えて適用します。

第5条 (普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

6. 生産物特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
仕事	被保険者が行った保険証券記載の仕事をいいます。
生産物	次の①から③に掲げる者の占有を離れた保険証券記載の財物をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の名において取引を行う者 ③ 記名被保険者が事業の全部または一部を譲り受けた者または買収した者
被保険者	次の①および②に掲げる者としてします。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の使用人等 ^(注) 。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者としてします。 (注) 記名被保険者の使用人等 生産物の成分、原材料、部品または容器、包装等として使用されている財物を記名被保険者に提供する者を含みません。

第1条（事故）

この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、次の①または②に掲げる事故をいいます。

- ① 生産物に起因して保険期間中に生じた偶然な事故
- ② 仕事の終了後^(注) または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因して保険期間中に生じた偶然な事故

(注) 仕事の終了後

仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑤に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊^(注1) 自体の賠償責任^(注2)
- ② 記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因

する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

- ③ 被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任
- ④ 支給財物^(注3)の損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物^(注4)を損壊したことに起因する賠償責任
 - ア. 記名被保険者の役員または使用人
 - イ. 記名被保険者の下請負人
 - ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人

(注1) 生産物または仕事の目的物の損壊

その生産物またはその仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。

(注2) 生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任

その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体に起因する賠償責任を含みます。

(注3) 支給財物

次のアおよびイに掲げる財物をいいます。

- ア. 作業^(注5)に使用される材料または部品をいい、既に作業^(注5)に使用されたものを含みます。
- イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。

(注4) 受託財物

次のアからエに掲げる他人の財物をいいます。

ア. 借用財物

被保険者が借用している財物をいい、所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。

イ. 支給財物^(注3)

ウ. 販売・保管・運送受託物

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、

借用財物および支給財物を除きます。

エ. 作業受託物

作業^(注5)のために被保険者の所有、使用または管理する施設内^(注6)にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。

(注5) 作業

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

(注6) 施設内

仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

第3条 (保険適用地域)

この特約条項は、第1条(事故)の事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が、日本国内で発生した場合についてのみ適用します。

第4条 (回収措置の実施と回収費用)

- (1) 被保険者は、第1条(事故)の事故の発生またはそのおそれを知った場合は、事故の発生または拡大を防止するため、遅滞なく、生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなす財物について、回収措置^(注1)を講じなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由なく回収措置^(注1)を怠った場合は、当社は、その措置を講じなかったことによる損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなす財物の回収措置^(注1)が講じられた場合であっても、当社は、被保険者が支出した回収措置^(注1)に要した費用^(注2)に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 回収措置

回収、廃棄、検査、修理、交換、取りこわし、解体その他の適切な措置をいいます。

(注2) 回収措置に要した費用

被保険者以外の第三者に被保険者が回収措置^(注1)を委託して支出した費用を含みます。

第5条 (保険金支払の限度)

- (1) 当社がこの特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の損害賠償金の額は、被保険者の数にかかわらず、保険期間を通じ

て、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

- (2) 当社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に対して保険金を支払った場合は、同条(3)の規定にかかわらず、保険証券に記載された総保険金額から支払った保険金の額を控除した残額が、その保険金の支払いに係る事故が発生した時以降の保険期間に対する総保険金額となります。

第6条（被保険者相互間の交差責任）

- (1) この特約条項において、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第8条（被保険者相互間の関係）(1)の規定にかかわらず、普通約款およびこの特約条項の保険金を支払わない場合について定めた規定に反しないかぎり、当社は、被保険者相互間^(注1)における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社は、財物の損壊に関して、次に掲げる区分における加害者^(注2)と被害者^(注3)との間に発生した賠償責任については、被保険者相互の関係をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する追加条項の規定を適用します。

区分	加害者 ^(注2)	被害者 ^(注3)
①	記名被保険者の下請負人 ^(注4) の 役員または使用人	記名被保険者の下請負人

（注1）被保険者相互間

記名被保険者とその他の記名被保険者の相互間を含みます。

（注2）加害者

第1条（事故）に規定する事故を発生させた者をいいます。

（注3）被害者

第1条（事故）に規定する事故によって損害を被った者をいいます。

（注4）記名被保険者の下請負人

被害者となった記名被保険者の下請負人と同一の下請負人にかぎります。

第7条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

7. 賠償責任保険追加条項（全国町村会用）

第1章 共通条項

第1条（用語の定義－五十音順）

この保険契約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医薬品等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品および医療機器 ^(注) をいいます。 (注) 医療機器 体内に移植されるものにかぎります。
汚染物質	固体状、液体状、気体状の、もしくは熱を帯びた刺激物質、有毒物質または汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質、廃棄物等を含みます。なお、廃棄物には再生利用されるものを含みます。
記名被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
記名被保険者の下請負人	記名被保険者が他人から請け負った業務の一部または全部の完成を記名被保険者から請け負った者をいい、数次の請負により請け負った者を含みます。
記名被保険者の使用人等	次の①から③に掲げる者をいいます。 ① 記名被保険者の役員および使用人 ② 記名被保険者の下請負人 ③ 記名被保険者の下請負人の役員および使用人
公共水域	海、河川、湖沼または運河をいいます。
財物	財産的価値を有する有体物をいいます。有体物には、情報機器で使用される記録媒体に記録されている情報、データおよびプログラム、電気ならびに知的財産権を含みません。
石油物質	次の①から③に掲げるものをいいます。 ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 ② ①に記載の石油類より誘導される化成品類 ③ ①または②に記載の物質を含む混合物、廃棄物および残さ
排出等	排出、流出、いっ出、分散、拡散、放出、漏出等をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合－原子力危険）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、核燃料物質^(注1)または核原料物質、放射性元素、放射性同位元素もしくはこれらによって汚染された物^(注2)の原子核反応、

原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ^(注3)の原子核反応、原子核の崩壊等による場合を除きます。なお、被保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとします。

(注1) 核燃料物質

使用済核燃料を含みます。

(注2) 汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注3) 医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ

ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

第3条 (保険金を支払わない場合－石綿危険)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、被保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとします。

- ① 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任

第4条 (保険金を支払わない場合－汚染危険)

(1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 汚染物質の排出等に起因する賠償責任。ただし、②の場合を除き、汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合は、この規定を適用しません。
- ② 公共水域への石油物質の排出等に起因する賠償責任。なお、この賠償責任には、次のアまたはイに掲げる賠償責任を含みます。
 - ア. 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する賠償責任
 - イ. 水の汚染によって漁獲高が減少し、または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任

(2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①または②に掲げる費用に対し

ては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

① 汚染物質の排出等が発生した場合^(注)において、その汚染物質の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくは拡散の防止等のために支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用。ただし、②の場合を除き、汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合は、この規定を適用しません。

② 公共水域への石油物質の排出等が発生した場合^(注)において、その石油物質の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくは拡散の防止等のために支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用

(注) 排出等が発生した場合

そのおそれのある場合を含みます。

第5条 (保険金を支払わない場合－専門職業危険)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に適用される特約条項に、これと異なる規定がある場合を除きます。

① 被保険者または被保険者の業務の補助者^(注)が行う次のアからエに掲げる仕事に起因する賠償責任

ア. 医療行為

イ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等

ウ. 法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売もしくは授与またはこれらの指示

エ. 身体の美容または整形。ただし、理容師法（昭和22年法律第234号）に規定する理容または美容師法（昭和32年法律第163号）に規定する美容を除きます。

② 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任

(注) 被保険者の業務の補助者

被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。

第6条 (1 事故の定義)

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲お

よび責任限度) (2)に規定する「1回の事故」とは、発生の時もしくは場所または被害者もしくは被保険者の数にかかわらず、同一の原因に起因して生じた一連の事故をいい、一連の事故が複数の保険証券の保険期間に発生した場合であっても、当社は、一連の事故は最初の事故が発生した時にすべて発生したものとみなし、最初の事故が発生した時に適用可能な保険証券に記載された保険金額を適用します。

- (2) この保険契約に適用される特約条項または他の追加条項に、(1)と異なる規定がある場合は、当社は、(1)の規定を適用しません。

第7条（被保険者相互間の関係）

- (1) 当社は、この保険契約において、普通約款ならびにこの保険契約に付帯される特約条項および他の追加条項の規定は、被保険者相互を他人とみなさずに適用するものとします。

- (2) この保険契約が、次の①から④のすべてに該当する団体契約である場合は、団体契約の加入者^(注)ごとに、(1)の規定を適用するものとします。

- ① 当社の定める団体の基準に該当すること。
- ② 団体の代表者が保険契約者であること。
- ③ 団体の構成員が記名被保険者であること。
- ④ 1保険証券で契約された保険契約であること。

- (3) (2)の場合においては、団体契約の加入者^(注)ごとに、保険証券に記載された1事故保険金額および総保険金額の規定を適用するものとします。

- (4) この保険契約に適用される特約条項または他の追加条項に(1)から(3)と異なる規定がある場合は、その特約条項または他の追加条項の規定に従います。

(注) 団体契約の加入者

その団体の構成員として保険契約申込書等に明記された者をいいます。

第8条（供託金の貸付け等）

- (1) 上訴に伴う強制執行の停止または既になされた執行処分の取消しのために、被保険者が担保として金銭を供託する場合は、当社は、保険金の支払責任を負うかぎりにおいて、供託金相当額を、供託金に付されると同率の利息により、被保険者に貸し付けることができます。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。この場合において、当社が1回の事故について既に保険金を支払った普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額があるときは、その全額を保険金額から差し引いた金額をもって限度とします。

- (2) (1)の規定により当社が供託金相当額を貸し付ける場合は、被保険者は、当社のためにその供託金^(注1)の取戻請求権の上に質権を設定しなければなりません。
- (3) (1)の貸付けが行われている間においては、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定は、その貸付金^(注2)を既に支払った同条(1)①の金額とみなして適用します。
- (4) (1)の供託金^(注1)が第三者に還付された場合は、その還付された供託金^(注1)の限度で、(1)の貸付金^(注2)が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額として支払われたものとみなします。

(注1) 供託金

利息を含みます。

(注2) 貸付金

利息を含みます。

第9条（短期契約または長期契約の取扱い）

- (1) この保険契約の保険期間が1年未満または1年超となる場合は、普通約款第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(1)の「保険料の返還または請求」の欄に規定するイ(ア)およびイ(イ)の規定は、次のとおり読み替えて適用するものとします。

「

- (ア) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

$$\text{返還保険料} = (\text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}) \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数 (注2)}}{\text{保険期間月数 (注3)}}\right)$$

- (イ) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

$$\text{追加保険料} = (\text{変更後の保険料} - \text{変更前の保険料}) \times \frac{\text{未経過月数 (注4)}}{\text{保険期間月数 (注3)}}$$

(注2) 既経過月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

(注3) 保険期間月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

(注4) 未経過月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

」

- (2) この保険契約の保険期間が1年未満または1年超となる場合は、普通約款第13条（保険料の返還－契約の無効・取消し・失効の場合）③ならびに普通約款第14条（保険料の返還－契約解除の場合）①および②の保険料の返還の規定は、次のとおり読み替えて適用するものとします。

「

次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数 (注1)}}{\text{保険期間月数 (注2)}} \right)$$

(注1) 既経過月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

(注2) 保険期間月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

」

第10条（告知義務規定の読み替え）

- (1) この保険契約の記名被保険者が個人の場合^(注1)は、普通約款第7条（告知義務）(1)、(2)および(3)③の規定中「保険契約申込書等の記載事項」とあるのは「告知事項」と読み替えて適用します。
- (2) (1)において読み替える「告知事項」とは、危険^(注2)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注1) 記名被保険者が個人の場合

記名被保険者が複数の場合において、記名被保険者に個人以外の者が含まれるときを除きます。

(注2) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

第11条（通知義務規定の読み替え）

前条の規定が適用される場合は、普通約款第8条（通知義務）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項^(注1)に変更を生じさせる事実^(注2)が発生した場合

は、保険契約者または記名被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実^(注2)がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。

- (2) (1)の事実^(注2)の発生によって危険増加^(注3)が生じた場合において、保険契約者または記名被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または危険増加^(注3)が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第9条（保険契約の解除）(4)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加^(注3)が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加^(注3)をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(注1) 告知事項

危険（注4）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注2) 告知事項に変更を生じさせる事実

他の保険契約等に関する事実については除きます。

(注3) 危険増加

告知事項（注1）についての危険（注4）が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険（注4）を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

(注4) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

」

第12条（費用保険金の保険金請求権の発生時期）

- (1) 普通約款第2条（損害の範囲および責任の限度）(1)②から⑥に掲げる費用のほか、この追加条項が付帯される保険契約に付帯された他の特約条項および追加条項において、支払うことが規定されている費用に係る保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 普通約款第18条（保険金請求の手續）(5)の規定にかかわらず、(1)の保険金の当会社に対する保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条（読替規定）

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約においては、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
「売上高」の用語の定義	被保険者	記名被保険者
「使用人」の用語の定義	被保険者	記名被保険者
「賃金」の用語の説明	被保険者	記名被保険者
「入場者」の用語の定義	被保険者の使用人	記名被保険者の役員および使用人
「領収金」の用語の説明	被保険者	記名被保険者
第4条（保険金を支払わない場合）①	保険契約者または被保険者の故意	保険契約者または被保険者の故意。ただし、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
第4条（保険金を支払わない場合）⑤	被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任	被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。（ただし、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。）
第4条（保険金を支払わない場合）⑥	被保険者の使用人	記名被保険者および記名被保険者の使用人等
第4条（保険金を支払わない場合）⑥	被保険者の業務	記名被保険者の業務
第7条（告知義務）	被保険者	記名被保険者
第8条（通知義務）	被保険者	記名被保険者

第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）	被保険者	記名被保険者
第11条（保険料の精算）	被保険者	記名被保険者

第14条（保険金を支払わない場合—管理財物）

普通約款第4条（保険金を支払わない場合）④の規定にかかわらず、当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から③に掲げる財物の損壊により、その財物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 所有財物

記名被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。

② 受託財物

次のアからエに掲げる他人の財物をいいます。

ア. 借用財物

記名被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。

イ. 支給財物

次の(ア)および(イ)に掲げる財物をいいます。

(ア) 作業^(注1)に使用される材料または部品をいい、既に作業^(注1)に使用されたものを含みます。

(イ) 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。

ウ. 販売・保管・運送受託物

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。

エ. 作業受託物

作業^(注1)のために記名被保険者の所有または管理する施設内^(注2)にある財物^(注3)をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。

③ 作業対象物

受託財物以外の作業^(注1)の対象物をいいます。

(注1) 作業

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

(注2) 施設内

仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

(注3) 施設内にある財物

記名被保険者が施設の管理を請け負う場合にかぎり、その施設自体を含みます。

第15条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこの保険契約に付帯される特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

第2章 生産物特約条項に係る条項

第1条（1回の事故の定義）

普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(2)に規定する「1回の事故」とは、発生の時もしくは場所または被害者もしくは被保険者の数にかかわらず、同一の原因から生じた一連の事故をいい、一連の事故は最初の事故が発生した時にすべて発生したものとみなします。

第2条（医薬品等の取扱い）

- (1) 生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物が、医薬品等である場合にかぎり、当社は、生産物特約条項第1条（事故）①に規定する事故が発生したときにおいて、その事故の発生時点を客観的に把握することができないときは、被害者が被保険者に対する損害賠償請求の事由とした症状について最初に医師の診断を受けた時をもって、事故が発生したものとみなします。
- (2) 生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物が、医薬品等であり、かつ、この保険契約に損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）が付帯されている場合にかぎ

り、当社は、被保険者が医薬品機構^(注)から損害賠償請求を受けた場合は、被害者が医薬品機構^(注)に対して給付金の請求を行ったことをもって被保険者に対する損害賠償請求が提起されたものとみなします。なお、被害者が医薬品機構^(注)に給付金を請求し、かつ、被保険者に対して損害賠償請求を提起した場合は、これらのいずれか早い請求の時を被保険者に対する損害賠償請求が提起された時とみなします。

(注) 医薬品機構

独立行政法人医薬品医療機器総合機構をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合－医薬品等)

(1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑬に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、被保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとしします。

- ① 医薬品等としての製造承認または輸入承認の取得のために実施される臨床試験に供するものに起因する賠償責任
- ② 人体薬であると動物薬であるとを問わず、妊娠関係薬^(注1)、妊娠促進剤またはこれらと同一の効能を主たる目的とする医薬品等に起因する賠償責任
- ③ DES (ジエチルスチルベストロール系製剤) に起因する賠償責任
- ④ クロラムフェニコール系製剤によるとする血液障害に起因する賠償責任
- ⑤ アミノグリコサイド系製剤によるとする聴力障害に起因する賠償責任
- ⑥ 筋肉注射によるとする筋拘縮症に起因する賠償責任
- ⑦ キノホルムによるとするスモンに起因する賠償責任
- ⑧ 経口血糖降下剤によるとする低血糖障害に起因する賠償責任
- ⑨ 後天性免疫不全症候群 (A I D S) に起因するすべての身体の障害に起因する賠償責任
- ⑩ Lトリプトファンに起因する身体の障害に起因する賠償責任
- ⑪ トリアゾラムに起因する身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑫ 体内移植用シリコーンに起因する身体の障害に起因する賠償責任
- ⑬ 妊娠の異常、卵子もしくは胎児の損傷もしくは異常または子供の先天的な異常もしくはは疾病に起因する賠償責任

(2) 生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物が、医薬品等であり、かつ、この保険契約に損害賠償請求ベース追加条項 (生産物特約条項用) が付帯されている場合にかぎ

り、当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①および②に掲げる事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）第1条（当社の支払責任）(1)に規定する遡及日において、既に他の医薬品等の製造または販売会社を相手として製造物責任訴訟が提起されているものと同じの事由による損害賠償請求

② 損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）第1条（当社の支払責任）(1)に規定する遡及日において、被保険者が、損害賠償請求が提起されるおそれのある身体の障害が発生していたことを知っていた場合^(注2)におけるその身体の障害と同一原因の身体の障害

(注1) 妊娠関係薬

経口避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤等をいいます。

(注2) 損害賠償請求が提起されるおそれのある身体の障害が発生していたことを知っていた場合

知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合－効能不発揮損害）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧および生産物特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①から③に掲げる賠償責任のほか、生産物が意図された効能または性能を発揮しなかったことに起因して、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その副作用その他これに類する有害な反応に起因する損害を除きます。

第3章 受託者特約条項に係る条項

第1条（受託物の範囲）

受託者特約条項の用語の定義に規定する受託物には、次の①から④に掲げるものを含まれません。

① 土地^(注1)

② 建物^(注2)

③ 動物、植物等の生物

④ 所有権留保条項付売買契約に基づいて被保険者が購入した財物

(注1) 土地

地盤および土木構造物を含みます。

(注2) 建物

賃貸借契約により記名被保険者が賃借している施設を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧および受託者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①から⑧に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 修理もしくは加工作業機械の破損、故障または停止による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ② 修理もしくは加工上の過失または欠陥による受託物の損壊^(注1)に起因する賠償責任
- ③ 受託物の紛失^(注2)に起因する賠償責任

(注1) 受託物の損壊

技術の拙劣（注3）による仕上げ不良を含みます。

(注2) 受託物の紛失

受託物を誤って配送したことによる紛失を含みます。

(注3) 技術の拙劣

被保険者の技術水準が一般的な技術水準に達していないことをいいます。

第3条（被害受託物に関する特則）

- (1) 本条項は、受託者特約条項の用語の定義に規定する受託物に鍵^(注1)が含まれている場合に適用します。
- (2) 鍵^(注)もしくはその鍵^(注)により開錠することができる錠前が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことにより、受託者特約条項第1条（当会社の支払責任）の規定に基づき保険金を支払う場合においては、鍵^(注)およびその鍵^(注)により開錠することができる錠前のいずれも受託者特約条項第3条（責任限度額）(1)に規定する「被害を受けた受託物」に含まれるものとします。

(注) 鍵

カードキー、ICキーおよびマスターキーを含みます。

8. 受託者特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
受託物	記名被保険者が管理する保険証券記載の受託物をいいます。
損壊	滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
被保険者	次の①および②に掲げる者としてします。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の役員および使用人。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者としてします。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）、第4条（保険金を支払わない場合）④および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合—管理財物）の規定にかかわらず、受託物が次の①または②の間に損壊し、または盗取もしくは詐取されたこと^(注)（以下「事故」といいます。）により、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 受託物が保険証券記載の保管施設内で管理されている間
- ② 受託物が保険証券記載の業務内容に従って保管施設外で管理されている間

（注）盗取もしくは詐取されたこと

ただし、紛失は含みません。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧（ただし、④を除きます。）に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑧に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人^(注1)またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐取に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。

- ② 被保険者、被保険者の法定代理人^(注1)または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する受託物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任
- ④ 受託物の自然の消耗もしくは欠陥、受託物本来の性質^(注2)またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任
- ⑤ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等^(注3)に起因する賠償責任
- ⑥ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦ 受託物が委託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧ 次のアからエの受託物が、法令に定められた運転資格もしくは操縦資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間または道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める酒気を帯びた状態の運転者もしくは操縦者によって運転もしくは操縦されている間に発生した受託物の損壊に起因する賠償責任
- ア. 自動車
- イ. 車両^(注4)
- ウ. 船舶^(注5)
- エ. 航空機

(注1) 法定代理人

記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 受託物本来の性質

自然発火および自然爆発を含みます。

(注3) 液体、気体、蒸気等

これらの成分は水にかぎりません。

(注4) 車両

自動車および原動力がもっぱら人力にあるものを除きます。

(注5) 船舶

船種類をいい、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを
含みます。

第3条（責任限度額）

- (1) 当社がこの特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、被害を受けた受託物の時価^(注)を超えないもの
とします。
- (2) 当社がこの特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金は、被保険者の数にかかわらず、保険期間を通じて、保
険証券に記載された総保険金額を限度とします。
- (3) 当社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に対して保
険金を支払った場合は、同条(3)の規定にかかわらず、保険証券に記載された総保険金額
から支払った保険金の額を控除した残額が、その保険金の支払いに係る事故が発生した
時以降の保険期間に対する総保険金額となります。

(注) 時価

事故の生じた地および時において、もし事故が発生していなければ有したであ
ろう価額をいいます。

第4条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款
の規定を適用します。

9. 漏水担保追加条項（受託者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、受託者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）(木)の規定にかかわらず、被保険者が給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに受託者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

10. 除染作業に関する追加条項（地方自治体特約条項用）（全国町村会用）

第1条（追加条項適用の範囲）

この追加条項の規定は、被保険者が行う地方自治体特約条項（全国町村会用）（以下「特約条項」といいます。）用語の定義に掲げる自治体業務⑥に規定するその他自治体の行う業務のうち除染作業（以下「作業」といいます。）についてのみ適用されます。

第2条（除染作業の定義）

前条に規定する作業とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法第2条（定義）3項に規定する土壌等の除染等の措置をいいます。

第3条（当会社の支払責任）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および特約条項第1条（事故）の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が行った作業に起因して、日本国内において平成23年4月1日以降に発生した他人の身体の障害または他人の財物の損壊（以下「事故」といいます。）につき、被保険者が、普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に損害賠償請求を提起されたことについて、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害にかぎり、保険金を支払います。
- (2) 同一の事故または原因もしくは事由に起因して提起された全ての損害賠償請求は、損害賠償請求が提起された時もしくは場所または損害賠償請求権者の数等にかかわらず、最初の損害賠償請求が提起された時にすべてなされたものとみなします。

第4条（管理財物の範囲）

この追加条項が付帯された保険契約においては、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）④の「被保険者が所有、使用または管理する財物」とは次の①から③に掲げるものにかぎります。

- ① 被保険者が所有する財物^(注1)
- ② 有償であると無償であるを問わず、被保険者が他人から借りている財物^(注2)または支給された財物^(注3)
- ③ 有償であると無償であるを問わず、被保険者が他人から受託している、または預かっている財物

(注1) 所有する財物

所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。

(注2) 他人から借りている財物

リース契約により被保険者の占有する財物および賃貸借契約により被保険者が賃借している施設を含みます。

(注3) 支給された財物

支給された資材および機材を含みます。

第5条（作業場内建設用工作車の取扱い）

- (1) 作業場^(注1)内における建設用工作車^(注2)は、特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1)②の自動車とみなしません。
- (2) 普通約款第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、建設用工作車^(注2)の所有、使用または管理に起因して当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その建設用工作車^(注2)に自賠責保険^(注3)の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険契約を締結しているときは、当社は、その損害の額がその自賠責保険^(注3)および自動車保険契約により支払われるべき金額の合算額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを支払います。
- (3) 当社は、自賠責保険^(注3)および自動車保険契約により支払われるべき金額の合算額または保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定を適用します。

(注1) 作業場

被保険者が作業を行っている場所で不特定多数の人が出入することを禁止されている場所をいいます。

(注2) 建設用工作車

次の①から⑧に掲げるものをいいます。ただしダンプカーおよびユニック車を含みません。

- ① ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー(キャリオール)、ロードローラー、除雪用スノーブラウ
- ② パワーショベル、ドラグライン、クラムシエル、ドラグショベル、ショベルカー、万能掘削機、スクープモービル、ロッカーショベル、バケットローダー、ショベルローダー

- ③ ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤー、発電機自動車
- ④ コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラック、クレーンカー
- ⑤ ①から④のものをけん引するトラクター、整地または農耕用トラクター
- ⑥ ターナロッカー
- ⑦ コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機、清掃作業車
- ⑧ その他①から⑦に類するもの

(注3) 自賠責保険

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合の適用除外）

- (1) 第1条（追加条項適用の範囲）に規定する作業に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1)①の規定を適用しません。
- (2) 第1条（追加条項適用の範囲）に規定する作業において行われる貨物の積み込みまたは積み下ろし作業に起因する賠償責任については、特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1)②に規定する賠償責任とはみなしません。

第7条（保険金を支払わない場合）

- (1) この追加条項の有効日の時点において、保険契約者または被保険者が、保険期間中に第3条（当会社の支払責任）の損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合^(注1)は、当会社は、その事故または原因もしくは事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧および特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1)から(3)（ただし、(1)①を除きます。）に掲げる損害のほか次の①から④に掲げる賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の下請負人およびその使用人の身体の障害に起因する賠償責任
 - ② 被保険者またはその下請負人が行う除染作業に伴う次のアからウに起因する賠償責任
ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その

収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊

イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物^(注2)、その収容物もしくは土地の崩壊

ウ. 地下水の増減

③ 施設の屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

④ 平成23年3月31日以前に行った作業に起因する賠償責任

(注1) 知っていた場合

知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注2) 地上の構築物

基礎および付属物を含みます。

第8条 (通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第3条(当会社の支払責任)の損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合は、知った日から60日以内に、その事故または原因もしくは事由の具体的状況を、書面により当会社に通知しなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者または被保険者が、(1)の通知を行った場合において、その事故または原因もしくは事由に起因して、保険期間終了後1年以内に被保険者に対して損害賠償請求が提起された場合は、第3条(当会社の支払責任)(2)の規定が適用される場合を除き、その損害賠償請求は、保険期間の終了日に提起されたものとみなします。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、(1)の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、その事故または原因もしくは事由に起因する損害に対して当会社が支払うべき保険金の額を算出するものとします。

第9条 (読替規定)

当会社は、この保険契約においては、次の①から⑩のとおり普通約款を読み替えて適用します。

① 第2条(損害の範囲および責任限度)(1)⑥の規定中「前条に掲げる事故」とあるのは「除染作業に関する追加条項(地方自治体特約条項用)(全国町村会用)第3条(当会社の支払責任)に掲げる事故」

② 第2条(損害の範囲および責任限度)(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1回の損害賠償請求」

- ③ 第5条（責任の始期および終期）の規定中「保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのは「保険料領収前になされた損害賠償請求による損害」
- ④ 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が生じる前に」とあるのは「損害賠償請求がなされる前に」
- ⑤ 第7条（告知義務）(4)の規定中「事故が生じた後に」とあるのは「損害賠償請求がなされた後に」
- ⑥ 第7条（告知義務）(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」
- ⑦ 第8条（通知義務）(4)の規定中「承認請求書を受領するまでの間に生じた事故」とあるのは「承認請求書を受領するまでの間になされた損害賠償請求による損害」
- ⑧ 第8条（通知義務）(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」
- ⑨ 第9条（保険契約の解除）(4)の規定中「事故の発生した後になされた」とあるのは「請求がなされた後に行われた」および「解除がなされた時まで発生した事故」とあるのは「解除が行われた時まで保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求または解除が行われた時までになされた損害賠償請求」
- ⑩ 第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(3)の規定中「その事実が生じた時より前に発生した事故」とあるのは「この事実が生じた時より前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求またはその事実が生じた時より前になされた損害賠償請求」
- ⑪ 第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(4)の規定中「追加保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのは「追加保険料領収前になされた損害賠償請求による損害」第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(4)の規定中「追加保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのは「追加保険料領収前になされた損害賠償請求による損害」

第10条（他の保険契約との関係）

当社は、普通約款第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、委託業者^(注)が行う第1条（追加条項適用の範囲）に規定する作業に起因する身体の障害または財物の損壊（以下「被害事故」といいます。）について、被害事故の被

害者に対する法律上の賠償責任に対して、保険金を支払う他の有効な保険契約（以下「他の保険契約」といいます。）がある場合においては、損害の額が他の保険契約により支払われるべき金額とその免責金額の合計額、またはこの保険契約の保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合にかぎり、その超過額をこの保険の保険証券記載の保険金額を限度として支払います。

（注）委託業者

被保険者からの委託を受け作業を行う者をいいます。

第11条（普通約款等との関係）

この追加条項が付帯された保険契約においては、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

11. 災害補償保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この普通保険約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医療補償保険金日額	保険証券記載の医療補償保険金日額をいいます。
危険	傷害または損害の発生の可能性をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、補償対象者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等（注）に関する事項を含みます。 （注）他の保険契約等 この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）医師 補償対象者が医師である場合は、補償対象者以外の医師をいいます。以下同様とします。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被災者	補償対象者のうち、特約記載の身体の傷害を被った者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
補償対象者	保険証券記載の補償対象者をいいます。
補償保険金	死亡補償保険金、後遺障害補償保険金および医療補償保険金をいいます。
補償保険金額	保険証券に記載された被災者1名当たりの補償保険金額をいいます。

第2章 補償条項

第2条（補償保険金を支払う場合）

当社は、補償対象者が、特約記載の身体の傷害（注）を被った場合は、被保険者が被災者に対して支払う補償金として、この普通保険約款に従い、被保険者に補償保険金を支払います。

（注）特約記載の身体の傷害

以下「傷害」といいます。

第3条（補償保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次の①から⑮までのいずれかに該当する事由によって補償対象者が傷害を被った場合は、補償保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 補償対象者の故意または重大な過失。ただし、補償保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害にかぎります。
- ③ 死亡補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合は、補償保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ④ 補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、補償保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害にかぎります。
- ⑤ 補償対象者が次のア. またはイ. のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、補償保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害にかぎります。
ア. 法令に定められた運転資格（注1）を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、補償保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害にかぎります。
- ⑦ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑧ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が補償保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、補償保険金を支払います。
- ⑨ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事

故によるものである場合は、補償保険金を支払います。

- ⑩ 補償対象者の刑の執行または拘留もしくは入監中に生じた事故
- ⑪ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ⑫ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑬ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑭ ⑪から⑬までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑮ ⑬以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、補償対象者が頸部症候群（注5）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、補償保険金を支払いません。

（注1）運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

（注2）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注4）核燃料物質（注3）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注5）頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（死亡補償保険金の支払）

当社は、補償対象者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡し、死亡補償金の給付が決定された場合は、被災者1名につき、補償保険金額の全額（注）を死亡補償保険金として被保険者に支払います。

（注）補償保険金額の全額

1 被災者について、同一の事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害補償保険金がある場合は、補償保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第5条（後遺障害補償保険金の支払）

- (1) 当社は、補償対象者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害を生じ、後遺障害補償金の給付が決定された場合は、被災者1名につき、次の算式によって算出した額を後遺障害補償保険金として被保険者に支払います。

$$\text{補償保険金額} \times \text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合} = \text{後遺障害補償保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被災者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害補償保険金として支払います。
- (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、補償保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害補償保険金として支払います。
- ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（補償保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、補償保険金額に、次

の算式によって算出した割合を乗じた額を後遺障害補償保険金として支払います。

別表1に掲げる加重後の後遺障害に 既にあった後遺障害に該当する 適用する
該当する等級に対する保険金支払割合 - 等級に対する保険金支払割合 = 割合

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害補償保険金の額は、1被災者について補償保険金額をもって限度とします。

第6条（医療補償保険金の支払）

- (1) 当社は、補償対象者が第2条（補償保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要し、医療補償金の給付が決定された場合は、その治療日数に対し、次の①および②に規定する金額を合計した額を医療補償保険金として被保険者に支払います。

① 入院した場合

$$\frac{\text{医療補償保険金}}{\text{日額}} \times \text{入院した治療日数} \times 1.5 = \text{医療補償保険金の額}$$

② ①以外で治療を受けた場合

$$\frac{\text{医療補償保険金}}{\text{日額}} \times \text{入院しない治療日数} = \text{医療補償保険金の額}$$

- (2) (1)の入院した治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。
- (3) (1)の医療補償保険金の支払は、(1)の①の入院した治療日数については180日、(1)の②の入院しない治療日数については90日をもって限度とします。ただし、いかなる場合においても事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、医療補償保険金を支払いません。
- (4) 補償対象者が医療補償金の給付を受けられる期間中にさらに医療補償金の給付を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては医療補償保険金を支払いません。

- (5) 当社は、1被災者について同一の事故による傷害に対して、医療補償保険金と死亡補償保険金または医療補償保険金と後遺障害補償保険金を重ねて支払うべき場合はその合計額を支払います。

(注) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第7条 (死亡の推定)

補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお補償対象者が発見されないときは、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日に、補償対象者が傷害によって死亡したものと推定します。

第8条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 補償対象者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害(注)もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被災者が治療を怠りまたは保険契約者、被保険者もしくは補償金を受け取るべき者が治療をさせなかったために傷害が重大となったときも、(1)と同様の方法で支払います。

(注) 傷害

第2条(補償保険金を支払う場合)の傷害以外の傷害を含みます。

第3章 基本条項

第9条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当社は、保険期間中に生じた事故による傷害にかぎり補償保険金を支払います。
- (4) 当社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に生じた事故による傷害

に対しては、補償保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、補償対象者が傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、補償保険金を支払いません。この場合において、既に補償保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

（注）事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第11条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、補償の対象となる活動の範囲を変更した場合または変更が生じたことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知

しなければなりません。

- (2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率（注1）が変更前料率（注2）よりも高いときは、当社は、(1)の変更の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注1）に対する割合により、補償保険金を削減して支払います。
- (3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による補償保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から補償保険金を削減して支払う旨の被保険者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または(1)の変更の事実があった時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の規定は、(1)の変更の事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (5) (2)の規定にかかわらず、(1)の変更の事実が生じ、この保険契約の引受範囲（注3）を超えることとなった場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6) (5)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の変更の事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による傷害に対しては、当社は、補償保険金を支払いません。この場合において、既に補償保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（注1）変更後料率

変更後の活動の範囲に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注2）変更前料率

変更前の活動の範囲に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第13条（保険契約の無効）

保険契約者が、補償保険金を不法に取得する目的または第三者に補償保険金を不法に取

得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第14条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、補償対象者が全員死亡した場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

第15条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第16条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第17条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく補償保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく補償保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のア. からオ. までのいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当会社は、被保険者が(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当する場合は、保険

契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、当社は、補償保険金を支払いません。この場合において、既に補償保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、(1)の③のア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた補償金については適用しません。

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第18条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向ってのみその効力を生じます。

第19条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）

(1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 第11条（通知義務）(1)の変更の事実がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率（注1）と変更後料率（注2）との差に基づき、同条(1)の変更の事実が生じた時以降の期間（注3）に対し計算した保険料を返還または請求します。

(3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注4）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、補償保険金を支払いません。この場合において、既に補償保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (5) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、第11条（通知義務）(1)の変更の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注1）の変更後料率（注2）に対する割合により、補償保険金を削減して支払います。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、補償保険金を支払います。

（注1）変更前料率

変更前の活動の範囲に対して適用された保険料率をいいます。

（注2）変更後料率

変更後の活動の範囲に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注3）変更の事実が生じた時以降の期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、第11条（通知義務）(1)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

（注4）追加保険料の支払を怠った場合

当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎりあります。

第20条（保険料の取扱い－無効の場合）

第13条（保険契約の無効）の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当社は、保険料を返還しません。

第21条（保険料の取扱い－失効の場合）

第14条（保険契約の失効）の規定により、この保険契約が失効となる場合は、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、補償対象者全員が第4条（死亡補償保険金の支払）の死亡補償保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合は、保険料を返還しません。

第22条（保険料の取扱い－取消しの場合）

第15条（保険契約の取消し）の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合は、当社は、保険料を返還しません。

第23条（保険料の取扱い－解除の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(5)、第17条（重大事由による解除）(1)または第19条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第16条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当社は、保険料から既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いてその残額を返還します。

第24条（調査、閲覧等）

- (1) 当社は、保険期間中いつでも、保険事故発生の予防措置の状況、災害補償規程等の調査、閲覧または提供を求めることができます。
- (2) (1)の調査の結果、不備がある場合は、当社は、ただちにその改善を保険契約者または被保険者に要求することができます。

第25条（事故の通知）

- (1) 補償対象者が傷害を被った場合は、保険契約者または被保険者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に傷害発生の日時、場所、被災者の住所、氏名、傷害の状況を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたはその被災者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 補償対象者が搭乗した航空機もしくは船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または被保険者は、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて補償保険金を支払います。

第26条（補償保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使すること

ができるものとします。

- ① 死亡補償保険金については、補償対象者が死亡し、かつ死亡補償金の給付が決定された時
 - ② 後遺障害補償保険金については、次のア. またはイ. のいずれか早い時
ア. 補償対象者に後遺障害が生じ、かつ後遺障害補償金の給付が決定された時
イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ後遺障害補償金の給付が決定された時
 - ③ 医療補償保険金については、次のア. またはイ. のいずれか早い時
ア. 補償対象者の治療が終了し、かつ医療補償金の給付が決定された時
イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ医療補償金の給付が決定された時
- (2) 被保険者が補償保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合、または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて補償保険金を支払います。

第27条（補償保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が補償保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、補償保険金を支払います。
- ① 補償保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害または損害発生の有無、被保険者に該当する事実および被災者に該当する事実
 - ② 補償保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、補償保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 補償保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害

または損害との関係、治療の経過および内容

- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、被災者の傷害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき補償保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、補償保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による補償保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（注1）請求完了日

被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）次の①から⑤までに掲げる日数

①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みません。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第28条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第25条（事故の通知）の通知または第26条（補償保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他補償保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し当会社の指定する医師が作成した被災者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。

(注1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第29条（被災者への支払義務）

(1) 被保険者は、第27条（補償保険金の支払時期）の規定により受領した補償保険金の全額をその被災者またはその法定相続人に支払わなければなりません。

(2) 被保険者は、(1)の支払を証明するために被災者またはその法定相続人の補償金受領書を補償保険金受領後30日以内に当社に提出しなければなりません。ただし、被保険者が30日以内に被災者またはその法定相続人の補償金受領書を提出できないことを当社が認めた場合を除きます。

(3) (1)または(2)の規定に違反した場合は、被保険者は既に受領した補償保険金を当社に返還しなければなりません。

第30条（時効）

保険金請求権は、第26条（補償保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して補償保険金を支払ったときは、その債権は当社に移

転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を補償保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、補償保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第32条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合は、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。

第33条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第34条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な 労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外 の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、そ の全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない 程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普 通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することが できない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普 通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の 労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服 することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失っ たもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したもの とは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指 節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指 節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障 害を残すものをいいます。以下同様とします。）	42%

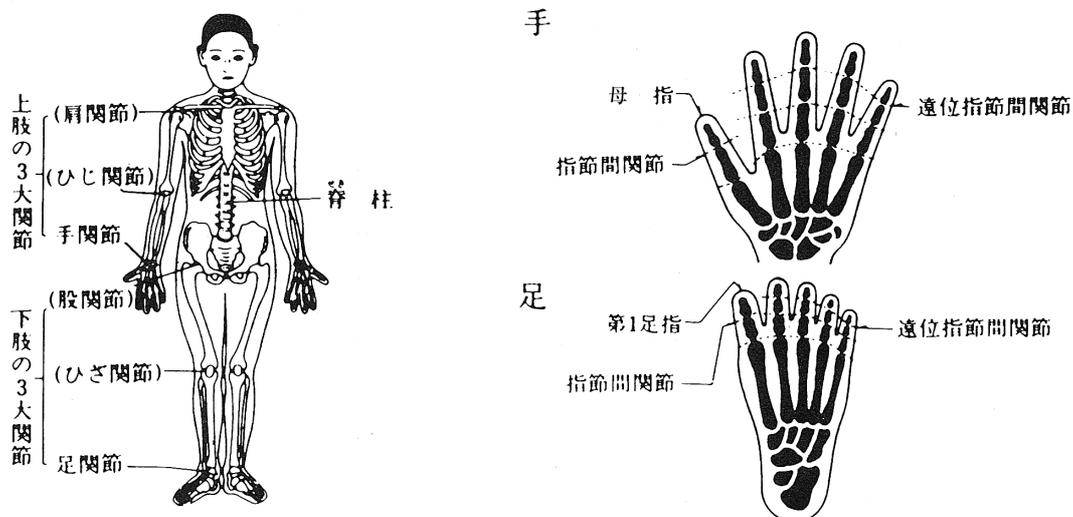
等級	後遺障害	保険金 支払割合
	(12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの	
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの	10%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
	(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



別表2

短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものである。

既経過期間	割合 (%)
15日まで	10
1か月まで	20
2か月まで	30
3か月まで	40
4か月まで	50
5か月まで	60
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表3 補償保険金請求書類

提出書類	補償保険金種類		
	死 亡	後 遺 障 害	医 療
1. 補償保険金請求書	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○
4. 補償金給付決定通知書	○	○	○
5. 被災者の死亡診断書または死体検案書	○		
6. 後遺障害の程度を証明する医師の診断書		○	
7. 傷害の程度を証明する医師の診断書			○
8. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書			○
9. 被災者の戸籍謄本	○		
10. 公の機関（やむを得ない場合は、第三者）の事故証明書	○	○	○
11. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（補償保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○
12. その他当社が第27条（補償保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○

注 補償保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

12. スポーツ災害補償特約

第1条（身体の傷害）

- (1) 普通保険約款第2条（補償保険金を支払う場合）の「身体の傷害」とは、補償対象者が保険証券記載のアマチュア・スポーツ活動中または社会教育活動中に急激かつ偶然な外来の事故により被った身体の傷害をいいます。
- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注）中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第2条（補償保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第3条（補償保険金を支払わない場合）に規定する場合のほか、スポーツを職業または職務とする補償対象者が、職業上または職務上行うスポーツ活動中に被った傷害に対しては、補償保険金を支払いません。

13. 学校管理下災害補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および幼稚園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所ならびに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく幼保連携型認定こども園をいいます。
学校の管理下	次の①から⑤までに掲げる場合をいいます。 ① 学校教育法または児童福祉法の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業または保育所の保育を受けている場合 ② 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合 ③ 休憩時間中に学校にいる場合または校長、園長等の指示もしくは承認に基づいて学校にいる場合 ④ 通常の経路および方法により通学する場合（注） ⑤ 学校が管理する寄宿舎にいる場合 （注）通常の経路および方法により通学する場合 住居と学校外において①の授業もしくは②の課外指導が行われる場所またはその場所以外において集合もしくは解散する場所との間を合理的な経路および方法により往復する場合を含みます。

第2条（身体の傷害）

- (1) 普通保険約款第2条（補償保険金を支払う場合）の「身体の傷害」とは、補償対象者が学校の管理下中に、急激かつ偶然な外来の事故により被った身体の傷害をいいます。
- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）および日射または熱射による身体の障害を含みます。

（注）中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

14. 施設災害補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
施設	被保険者の所有、使用または管理する保険証券記載の施設をいいます。

第2条（身体の傷害）

- (1) 普通保険約款第2条（補償保険金を支払う場合）の「身体の傷害」とは、補償対象者が施設内において、急激かつ偶然な外来の事故（注1）により被った身体の傷害をいいます。
- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注2）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注1）急激かつ偶然な外来の事故

以下この特約において「事故」といいます。

（注2）中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（補償保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第3条（補償保険金を支払わない場合）に規定する場合のほか、次の①から⑤までのいずれかに該当する傷害については補償保険金を支払いません。

- ① 被保険者の被用者が被保険者の業務に従事中に被った傷害
- ② 被保険者から施設を賃借する者もしくはその従業員または被保険者から施設を賃借する者と住居および生計を共にする親族がその施設における事故によって被った傷害
- ③ 施設の保守、点検、清掃等の作業に従事する者が、それらの作業に従事中に被った傷害
- ④ 補償対象者が施設の新築、改築、増築、改造、修理、取りこわしその他の工事によって被った傷害
- ⑤ 補償対象者が別表に定める運動を行っている間に生じた事故による傷害

別表 第3条（補償保険金を支払わない場合）⑤の運動等

山岳登山、リュージュ、ボブスレー、グライダー操縦、スカイダイビング、スキューバーダイビング、外洋におけるヨット操縦、パラセール搭乗、ハンググライダー搭乗、その他これらに類する危険な運動

15. 入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただ伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

第2条 (入院医療補償保険金の支払)

- (1) 当社は、普通保険約款第6条(医療補償保険金の支払)の規定にかかわらず、補償対象者が同第2条(補償保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として入院し、入院医療補償金の給付が決定された場合は、入院した治療日数(注1)に応じて次に規定する金額を入院医療補償保険金として被保険者に支払います。

「特別型」

入院日数	保険金
1日～5日	10,000円
6日～15日	30,000円
16日～30日	60,000円
31日～60日	90,000円
61日～90日	120,000円
91日以上	150,000円

「特別倍型」

入院日数	保険金
1日～5日	20,000円
6日～15日	60,000円
16日～30日	120,000円
31日～60日	180,000円
61日～90日	240,000円
91日以上	300,000円

- (2) (1)の入院した治療日数(注1)とは、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過するまでの間において入院した治療日数(注1)をいいます。
- (3) 被災者が入院治療中に重ねて(1)の傷害を被った場合は、最初の事故の発生の日からその日を含めて180日を経過するまでの間において入院した治療日数(注1)に対して(1)の規定を適用します。

(注1) 入院した治療日数

入院した治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身

体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。

（注2）処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第3条（通院医療補償保険金の支払）

- (1) 当社は、前条に規定する入院医療補償保険金のほかに、補償対象者が普通保険約款第2条（補償保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院し、通院医療補償金の給付が決定された場合は、通院した治療日数に応じて次に規定する金額を通院医療補償保険金として被保険者に支払います。

〔特2-1型〕

通院日数	保険金
6日～15日	10,000円
16日～30日	30,000円
31日～60日	45,000円
61日以上	60,000円

〔特3-1型〕

通院日数	保険金
6日～15日	20,000円
16日～30日	60,000円
31日～60日	90,000円
61日以上	120,000円

〔特2-2型〕

通院日数	保険金
1日～5日	5,000円
6日～15日	10,000円
16日～30日	30,000円
31日～60日	45,000円
61日以上	60,000円

〔特3-2型〕

通院日数	保険金
1日～5日	5,000円
6日～15日	20,000円
16日～30日	60,000円
31日～60日	90,000円
61日以上	120,000円

- (2) (1)の治療の期間において、補償対象者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱帯損傷等の傷害を被った別表の1. から3. までに掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（注）を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院した治療日数に含めます。
- (3) 当社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条に規定する入院医療補償保険金が支払われる入院治療中の通院および事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した

後の通院については、(1)の通院した治療日数に含めません。

- (4) 被災者が通院治療中に重ねて(1)の傷害を被った場合は、最初の事故の発生の日からその日を含めて180日を経過するまでの間において通院した治療日数に対して(1)の規定を適用します。

(注) ギプス等

ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

第4条 (保険金請求権の発生時期)

当会社に対するこの特約の保険金請求権は、次の時から発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 入院医療補償保険金については、次のア. またはイ. のいずれか早い時
- ア. 補償対象者の治療のための入院が終了し、かつ入院医療補償金の給付が決定された時
- イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ入院医療補償金の給付が決定された時
- ② 通院医療補償保険金については、次のア. またはイ. のいずれか早い時
- ア. 補償対象者の治療のための通院が終了し、かつ通院医療補償金の給付が決定された時
- イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ通院医療補償金の給付が決定された時

第5条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第30条 (時効) の規定中「第26条 (補償保険金の請求) (1)に定める時」とあるのは「この特約第4条 (保険金請求権の発生時期) に定める時」
- ② 別表3の規定中「医療」とあるのは「入院医療または通院医療」

第6条 (準用規定)

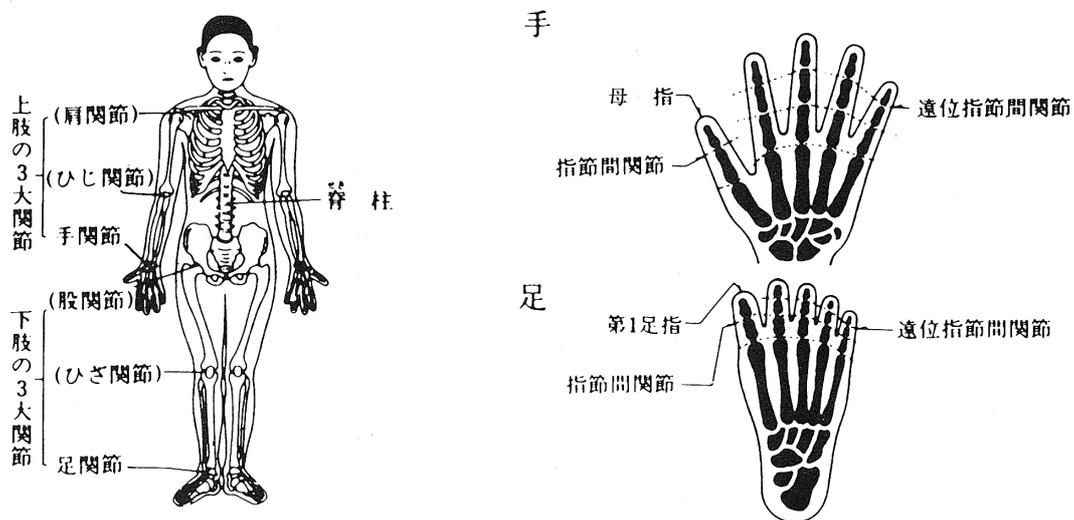
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または^{せき}脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注）を装着した場合はかぎります。
3. ^{ろっ}肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合はかぎります。

（注1） 1. から3. までの規定中「長管骨」、「^{せき}脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「^{ろっ}肋骨・胸骨」については、注2の図に示すところによります。

（注2） 関節等の説明図



（注） ギプス等

ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

16. 死亡補償保険金、後遺障害補償保険金のみ支払特約条項

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する補償保険金については、死亡補償保険金および後遺障害補償保険金のみを支払うものとします。

(注) 当特約は、学校管理下災害補償特約の補償対象者に適用されます。

17. 保険料支払に関する特約条項

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

当社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

18. 全国町村会予防接種事故賠償補償保険契約特約書

全国町村会（以下「甲」といいます。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以上4社を以下「乙」といいます。）とは、「全国町村会総合賠償補償保険」における「予防接種保険」に関し、次のとおり特約を締結します。

第1章 契約に関する事項

第1条（保険契約者および被保険者）

- (1) 甲は、全国の各町村（以下「町村」といいます。）が「全国町村会総合賠償補償保険」（以下「本保険」といいます。）に加入しようとする場合は、これをとりまとめ、甲を保険契約者、その加入町村または町村長を被保険者^(注)とする本保険の申込を乙に対して行い、乙は、この特約書の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) その他乙が承認するものについて(1)を準用します。

(注) 被保険者

第2章に定める予防接種賠償責任保険の場合は、保険期間中に町村から委託を受け予防接種を行う医師および保険期間開始前に町村より委託を受け予防接種を行った医師を含みます。

第2条（保険契約の構成）

本保険は、第2章に定める「予防接種賠償責任保険」（以下「A保険」といいます。）、第3章に定める「法定救済措置費用保険」（以下「B保険」といいます。）および第4章に定める「行政措置災害補償保険」（以下「C保険」といいます。）により構成します。

第3条（共同保険）

この特約書に関する乙各社の保険責任分担割合は、別表に掲げるとおりとします。乙各社は別表に掲げる割合に応じて連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第4条（幹事会社）

甲は、この特約書に基づく保険契約について、損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「丙」といいます。）を乙の幹事会社とします。丙は、甲または被保険者とこの特約書に係る契約の締結、保険料分担金の収受、契約証の発行、損害の調査、保険金の支払およ

びその他本保険契約運営上必要な一切の業務について乙を代表して遂行するものとし
ます。

第5条（保険期間）

- (1) この特約に基づく本保険の保険期間は、2020年6月1日午前0時に始まり、2021年5月31日午後12時に終わります。ただし、平成31年5月31日以降の保険期間は、毎年6月1日午前0時に始まり、翌年の5月31日午後12時に終わります。
- (2) (1)に定める保険期間の中途において町村が本保険に加入しようとする場合、その加入町村の属する各都道府県町村会が当該町村の保険料分担金を領収した日^(注)の午後4時から始まり、2021年5月31日午後12時に終わります。

(注) 領収した日

送金による場合は、郵便官署または銀行に払い込んだ日

第6条（帳簿の備付）

- (1) 被保険者は、被保険者が予防接種を委託した医師の氏名を明示した書類を作成し、保管しておかなければなりません。
- (2) 丙は、必要に応じて、この書類の提示を求めることができます。

第7条（保険料）

- (1) 本保険における保険料分担金率は、本保険加入時点におけるその加入町村の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく全住民数につき、住民一名当たりにつき、次表の料率とします。

年間保険料分担金率 (住民1名当たり)
1.9円

- (2) この特約書第5条（保険期間）(2)により保険期間が1年未満となったものについては、年間保険料の月割計算によります。この場合、保険期間に1か月未満の端日数が生じたときは、これを1か月に切り上げて計算します。

第8条（保険料分担金率の調整）

- (1) この特約書に定める保険金額、保険料分担金率等を改定する場合には、損害率、事故発生頻度等を勘案のうえ、甲乙協議してこれを行うものとしします。
- (2) (1)の改定は、第26条（特約書の有効期間）に定める有効期間の中途においては実施しません。

第2章 予防接種賠償責任保険（A保険）に関する事項

第9条（支払責任）

乙は、被保険者が、予防接種を行う上での過失により、その予防接種を受けた者の身体もしくは生命を害した場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して、賠償責任保険普通保険約款（以下「賠償普通約款」といいます。）、医師特約条項、予防接種のみ担保追加条項およびこの特約書の規定に従い、保険金を支払います。

第10条（予防接種の実施地域）

予防接種のみ担保追加条項第1条（医療の定義）にいう「保険証券記載の地域」とは、日本国内とします。

第11条（対象とする予防接種）

A保険で対象とする予防接種は次の①および②に掲げるものをいいます。

- ① 予防接種法に基づく予防接種^(注)
- ② 被保険者が自らの判断で行政措置として行う予防接種^(注)

（注）予防接種

ツベルクリン反応検査を含みます。

第12条（保険金額および免責金額）

本保険の1被保険者あたりの保険金額および免責金額は次の①および②に掲げるものとします。

- ① 保険金額（身体障害賠償）

1 事故につき	10,000万円
1 年間につき	30,000万円

- ② 免責金額（身体障害賠償）

なし

第3章 法定救済措置費用保険（B保険）に関する事項

第13条（支払責任）

乙は、第15条（補償対象者）に定める補償対象者が予防接種法に基づき被保険者が昭和52年4月1日以降に実施する予防接種により、身体障害を被った場合、被保険者が予防接

種法の規定に従い支出する健康被害救済措置（以下「法定救済措置」といいます。）にかかる費用を賠償普通約款、予防接種実施主体特約条項およびこの特約書の規定に従い、保険金を支払います。

第14条（対象とする予防接種）

このB保険の対象とする予防接種は、予防接種法に基づく予防接種^(注)とします。

（注）予防接種

結核に関してはBCG接種に限ります。

第15条（補償対象者）

このB保険における補償の対象となる者は、被保険者の区域内に居住する間に被保険者が行う前条に規定する予防接種を受けた者とし、法定救済措置の適用を受ける者とします。

第16条（一時払）

- (1) 予防接種法の規定による支払いが年金払いである場合においても、このB保険における保険金の支払いについては、次条の規定による一時払とします。
- (2) (1)の一時払いによる保険金の額と町村が負担する法定救済措置の費用との間に余剰額が生じた場合には、その余剰額の全額をその健康被害者のために使用するものとします。

第17条（保険金の種類および保険金額）

このB保険の保険金の種類、支払基準および保険金額は次のとおりとします。ただし、乙は、次表の「死亡保険金」と「障害保険金」を重複して支払いません。

保険金の種類	支 払 基 準	保 険 金 額
死亡保険金	法定救済措置により死亡一時金・遺族年金・遺族一時金の給付があった場合	A類疾病および臨時接種 1,100.0万円
		B類疾病 生計維持者の場合 548.9万円
		生計維持者以外の場合 183.3万円
		新たな臨時接種 生計維持者の場合 855.0万円
		生計維持者以外の場合 642.5万円

保険金の種類	支 払 基 準	保 険 金 額	
障害保険金	法定救済措置による障害年金または障害児養育年金の給付があった場合		
		予防接種法施行令別表第二にいう障害1級の場合	A類疾病および臨時接種 1,100.0万円 B類疾病 548.9万円 新たな臨時接種 855.0万円
		予防接種法施行令別表第二にいう障害2級の場合	A類疾病および臨時接種 732.5万円 B類疾病 365.9万円 新たな臨時接種 569.4万円
	予防接種法施行令別表第二にいう障害3級の場合	A類疾病および臨時接種 559.0万円 新たな臨時接種 434.3万円	

第4章 行政措置災害補償保険（C保険）に関する事項

第18条（支払責任）

乙は、被保険者が自らの行政措置に基づき自らが昭和52年4月1日以降行う予防接種を受けた者がその予防接種により身体障害を被った場合、被保険者がこの特約書添付の「予防接種事故災害補償規程（案）」に基づき負担する補償費用を、賠償普通約款、予防接種実施主体特約条項およびこの特約書の規定に従って、保険金を支払います。

第19条（対象とする予防接種）

- (1) このC保険の対象とする予防接種は、被保険者が自ら行政措置に基づいて実施する法定外の予防接種のすべてとします。ただし、ツベルクリンは反応検査であるのでC保険の対象外とします。
- (2) 被保険者が委託契約書等に基づき他の市町村に委託して行った自己の住民に対する予防接種は、被保険者が自らの行政措置として行った予防接種とみなします。
- (3) 被保険者が他の市町村から委託契約書等に基づき委託を受けて行ったその市町村の住民に対する予防接種は、被保険者が自らの行政措置として行った予防接種とはみなしません。

第20条（補償対象者）

このC保険の補償対象者は、被保険者が自らの行政措置として行う予防接種を受けたすべての者とします。

第21条（予防接種事故災害補償規程）

- (1) このC保険に加入する町村は、加入にあたって、この特約書添付の「予防接種事故災害補償規程（案）」の内容に合せた規程を制定しなければなりません。
- (2) このC保険においては、このC保険に加入する町村が制定する「規程」の内容（金額、範囲等）が、この特約書添付の「予防接種事故災害補償規程（案）」の内容と異なる場合は、そのいずれかの内容のうち、狭い方を適用するものとします。

第22条（保険金の種類及び保険金額）

このC保険の保険金の種類、支払基準および保険金額は次のとおりとします。ただし、乙は、下記の「死亡補償保険金」と「障害補償保険金」を重複して支払わないものとします。

保険金の種類	支払基準	保険金額
死亡補償 保険金	事故（身体障害）が発見された日から180日以内に死亡した場合	4,400万円
障害補償 保険金	事故（身体障害）が発見された日から180日以内に予防接種法施行令別表第二に定める障害を生じた場合 予防接種法施行令別表第二にいう障害1級の場合 予防接種法施行令別表第二にいう障害2級の場合 予防接種法施行令別表第二にいう障害3級の場合	4,400万円 2,929.9万円 2,236.7万円

- (2) (1)の障害が、発見された日から180日以内に確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づき障害の程度を決定するものとします。

第5章 この特約書の効力・運用に関する事項

第23条（約款、特約条項との関係）

この特約書に規定しない事項については、この特約書の規定に反しないかぎり、賠償普通約款、医師特約条項、予防接種のみ担保追加条項及び予防接種実施主体特約条項の規定を準用します。

第24条（特約書運用上の協議）

甲および乙は、次の①または②に掲げる場合には、この特約書の趣旨に沿って互いに協議し、これを決定するものとします。

- ① この特約書の内容および運用に疑義が生じた場合
- ② この特約書に定めのない事態が生じた場合

第25条（特約書の条項の改廃）

- (1) 甲または乙は、必要に応じ相手方に対し、1か月前の書面による通知をもって、この特約書の改廃を申込むことができます。
- (2) (1)の通知に対し、相手方が書面による反対の意思表示をしない場合は、通知期間満了のときに相手方は特約書の改廃に同意したものとみなします。

第26条（特約書の有効期間）

この特約書の有効期間は、2020年6月1日から2021年5月31日までとします。

上記のとおり、特約書を締結した証として本書5通を作成し、各当事者記名捺印のうえ各1通を分有するものとします。

2020年6月1日

甲 全 国 町 村 会

乙 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

別 表

保険責任分担割合

1 予防接種事故賠償責任保険

損害保険ジャパン日本興亜株式会社	65.0%
東京海上日動火災保険株式会社	20.0%
三井住友海上火災保険株式会社	10.0%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5.0%

2 法定救済措置費用保険および行政措置災害補償保険

損害保険ジャパン日本興亜株式会社	80.0%
三井住友海上火災保険株式会社	10.0%
東京海上日動火災保険株式会社	10.0%

予防接種事故災害補償規程（案）

この規程は、全国町村会総合賠償補償保険に加入するに伴い、〇〇町（以下「甲」という。）が、法定外の予防接種で、自らの行政措置として実施する予防接種にかかる事故の災害補償について定める。

（補償の対象）

第1条 甲は、自己が第2条に定める予防接種を行うことにより、第3条に定める補償対象者に身体障害（死亡もしくは予防接種法施行令に定める障害に限る。）が発生した場合（この規定の実施後に発見された場合に限る。）において、当該補償対象者に対し、この規程に従い第4条に定める補償を行う。

（対象とする予防接種）

第2条 前条で定める補償の対象とする予防接種は、法定外の予防接種で、甲が自らの行政措置として自ら行うすべての予防接種とする。

ただし、昭和52年4月1日以後に実施したものに限る。

- ② 甲が委託契約書に基づき他の市町村に委託して行う予防接種は、前項に定める甲が自ら行う予防接種とみなす。
- ③ 甲が他の市町村より委託契約書に基づき委託を受けて行う予防接種は、第1項規定の自ら行う予防接種とはみなさない。

（補償対象者）

第3条 この規程により甲が補償を行う者は、前条規定の予防接種を受けたすべての者とする。

- ② 甲は、前項に定める補償対象者が死亡した場合は、当該補償対象者の法定相続人に対して補償を行う。

（補償基準および補償金額）

第4条 甲は、次の基準と金額に基づき補償を行う。

(1) 補償基準

ア 補償対象者が、予防接種事故（身体障害）が発見された日から180日以内に死亡もしくは予防接種法施行令別表第二に定める障害を被った場合に限る。

イ 補償対象者が、予防接種事故（身体障害）が発見された日から180日以内に障害の程度が確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づき、その障害の程度を決定するものとする。

(2) 補償金額

ア 死亡の場合（「死亡補償金」という。）…………… 4,400万円

イ 障害の場合（「障害補償金」という。）

 予防接種法施行令の障害等級 1 級の場合 …………… 4,400万円

 予防接種法施行令の障害等級 2 級の場合 …………… 2,929.9万円

 予防接種法施行令の障害等級 3 級の場合 …………… 2,236.7万円

ただし、甲は「死亡補償金」と「障害補償金」を重複しては給付しない。

（準用規定）

第5条 この規程に定めていない事項については、全国町村会総合賠償補償保険制度において適用される「賠償責任保険普通保険約款」、「予防接種実施主体特約条項」および「全国町村会予防接種事故賠償補償保険契約特約書」の規定を準用する。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

19. 医師特約条項

(2019年4月1日以降保険始期契約用)

第1条 (当会社の支払責任)

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および第3条（保険適用地域）の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、その医療の対象者に身体障害が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条 (保険期間と保険責任の関係)

- (1) 当会社は、普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)に掲げる保険期間中に損害賠償請求がなされた場合にかぎり、損害に対して保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)に掲げる保険期間中に、被保険者もしくはその代理人（医療法（昭和23年法律第205号）に定める管理者を含みます。以下同様とします。）が医療の対象者の身体障害またはその原因・事由を知った場合において、被保険者が負担する普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)④に規定する争訟費用（以下「争訟費用」といいます。）に対して、保険金を支払います。
- (3) 同一の身体障害または同一の原因・事由による複数の身体障害に対してなされたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、1回の損害賠償請求とみなします。
- (4) (3)の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべての損害賠償請求がなされたものとみなします。
- (5) 普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)ただし書の規定にかかわらず、当会社は、次の①または②に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① この保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収するまでの間に損害賠償請求がなされたことによる損害
 - ② この保険契約およびこの保険契約より前に締結していた医師賠償責任保険契約（初年度契約であるか継続契約であるかを問いません。）の保険期間開始時から保険料を領収するまでの間に保険契約者、被保険者もしくはその代理人（医療法（昭和

23年法律第205号)に定める管理者を含みます。以下同様とします。)が知った身体障害またはその原因・事由によって損害賠償請求がなされたことおよび被保険者が争訟費用を負担したことによる損害

- (6) (5)②の規定中「知った」とは、知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。

第3条 (用語の定義)

この特約条項において、次の①から④までに掲げる用語は、それぞれ以下の定義に従います。

① 身体障害

医療を行う者が職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、その医療の対象者に新たな身体の障害（身体症状の悪化または疾病を含みます。以下この①において「障害」といいます。）が発生したこと、または既にその医療の対象者に発生していた障害がさらに悪化することをいい、これらの結果、その医療の対象者が死亡した場合を含みます。

② 医師賠償責任保険契約

平成16年4月1日以降に保険期間が開始する普通約款および医師特約条項に基づく当会社との保険契約をいいます。

③ 継続契約

医師賠償責任保険契約の保険期間の終了日（医師賠償責任保険契約が終了日前に解除されていた場合は解除日とします。以下この③において「終了日」といいます。）を保険期間の開始日（以下この③において「開始日」といいます。）とする医師賠償責任保険契約をいいます。ただし、被保険者が複数の場合は、終了日と開始日のいずれにおいても被保険者である者を継続契約の被保険者とみなします。

④ 初年度契約

継続契約以外の医師賠償責任保険契約をいいます。ただし、被保険者が複数の場合は、継続契約の被保険者とみなされる者以外の被保険者を初年度契約の被保険者とみなします。

第4条 (保険金を支払わない場合－その1)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）の①から⑧までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑤までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 医療施設（設備を含みます。）、航空機、車両（原動力がもっぱら人力である場合を含みます。）、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ② 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- ③ 美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任
- ④ 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑤ 所定の免許を有しない者が行った医療に起因する賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する賠償責任を除きます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

- (1) 当社は、初年度契約締結の当時、保険契約者、被保険者もしくはその代理人が保険期間の開始日（初年度契約の被保険者においては被保険者となった日をいいます。以下同様とします。）より前に知っていた身体障害またはその原因・事由により、保険期間開始後に損害賠償請求がなされるおそれのあることを知っていた場合において、その身体障害またはその原因・事由により損害賠償請求がなされたことによる損害および被保険者が負担した争訟費用に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定中「知っていた」とは、知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。
- (3) (1)の規定中「身体障害またはその原因・事由」には、次条(2)の規定により、当社に既に通知された事項を含みません。

第6条（損害賠償請求等の通知）

- (1) 保険契約者、被保険者またはその代理人は、普通約款第16条（事故の発生）①の規定にかかわらず、損害賠償請求がなされた場合は、次の①から③までに掲げる事項を遅滞なく書面で当社に通知しなければなりません。
 - ① 損害賠償請求者および医療の対象者の住所・氏名、請求の内容ならびに請求を受領した日時
 - ② 医療を行った医師等の氏名
 - ③ 身体障害の具体的状況および身体障害またはその原因・事由について保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った時の状況
- (2) 保険契約者、被保険者またはその代理人は、損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害またはその原因・事由を保険期間中に知った場合は、身体障害またはその原因・

事由の具体的状況を、知った日（以下「認識日」といいます。）からその日を含めて60日以内に書面により当会社に通知しなければなりません。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、被保険者が争訟費用を支出するおそれのある身体障害または原因・事由を知った場合は、保険契約者、被保険者またはその代理人は、次の①から③までに掲げる事項を遅滞なく書面で当会社に通知しなければなりません。

① 医療の対象者の住所・氏名

② 医療を行った医師等の氏名

③ 身体障害の具体的状況ならびに身体障害またはその原因・事由について保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った時の状況および知った日

(4) 保険契約者、被保険者またはその代理人が、正当な理由がなく、(1)から(3)の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第7条（保険責任に関する特則）

保険契約者、被保険者またはその代理人が前条(2)の通知をした場合において、保険期間終了後5年以内に、通知された身体障害またはその原因・事由による損害賠償請求がなされた場合は、その損害賠償請求は保険期間の終了日になされたものとみなします。ただし、損害賠償請求がなされた時に医師賠償責任保険契約がある場合を除きます。

第8条（賠償の解決における被保険者の同意）

(1) 普通約款第17条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の規定にかかわらず、当会社が損害賠償責任の有無またはその金額について被害者と協定しようとする場合は、あらかじめ被保険者の同意を得るものとします。

(2) 被保険者が、正当な理由がなく、(1)に定める同意をしない場合は、当会社が支払うべき保険金の額は、次の①および②に掲げる金額の合算額を限度として算定するものとします。

① 普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金については、もし被保険者が(1)の同意をしたならば損害賠償金の額として確定したと認められる金額

② 普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②から⑤までの費用については、当会社が(1)の同意を求めた時まで発生したものの金額

第9条（供託金の貸付け等）

(1) 上訴に伴う強制執行の停止または既になされた執行処分の取消しのために、被保険者

が担保として金銭を供託する場合は、当社は、保険金の支払責任を負うかぎりにおいて、供託金相当額を、供託金に付されると同率の利息により、被保険者に貸し付けることができます。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。この場合において、当社が1回の損害賠償請求について既に支払った普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額があるときは、その全額を保険金額から差し引いた金額をもって限度とします。

- (2) (1)により当社が供託金相当額を貸し付ける場合は、被保険者は、当社のためにその供託金（利息を含みます。以下この条において同様とします。）の取戻請求権に対して質権を設定しなければなりません。
- (3) (1)の貸付けが行われている間においては、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定は、その貸付金を既に支払った同条(1)①の金額とみなして適用します。
- (4) (1)の供託金が第三者に還付された場合は、その還付された供託金の限度で、(1)の貸付金（利息を含みます。）が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額として支払われたものとみなします。

第10条（保険金の支払額）

- (1) 当社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額は、保険期間を通じて保険証券記載の保険期間中の総保険金額を限度とします。
- (2) 第6条（損害賠償請求等の通知）(2)の認識日が保険期間の開始日より前である場合は、当社は、この保険契約の支払条件により算出した支払責任額と、同条(2)の認識日の属する保険契約の支払条件により算出した支払責任額のうち、いずれか低い金額を限度として、保険金を支払います。
- (3) 保険契約者、被保険者もしくはその代理人が、損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害またはその原因・事由を知らずに、当社に第6条（損害賠償請求等の通知）(2)の通知をしなかった場合において、職業上または職務上の相当な注意をもってすればその身体障害またはその原因・事由を知り得たと認められる日が保険期間の開始日より前であるときは、当社は、この保険契約の支払条件により算出した支払責任額と、その知り得たと認められる日の属する保険契約の支払条件により算出した支払責任額のうち、いずれか低い金額を限度として、保険金を支払います。

第11条（他の保険契約等との関係）

普通約款第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、第7条（保険責任に関する特則）に掲げる期間中になされた損害賠償請求による損害に対

して、保険金または共済金が支払われるべき他の保険契約等（第13条（代位）(1)②に掲げる使用人等の保険契約等を除きます。）がある場合は、当社は、損害の額が他の保険契約等により支払われるべき金額を超過するときにかぎり、その超過額に対して保険金を支払います。

第12条（損害防止軽減費用）

身体障害の悪化の防止軽減のために要した治療費用については、被保険者が支出したと否とを問わず、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)③の費用には含まれません。ただし、治療費用が被保険者が負担すべき損害賠償金と認められる場合は、当社は、この特約条項の規定に従い、その損害に対して保険金を支払います。

第13条（代位）

(1) 当社は、普通約款第21条（代位）(1)の規定に基づき当社に移転した債権のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者（以下この条において「使用人等」といいます。）に対するものにかぎり、これを行使しません。ただし、次の①または②に掲げる場合を除きます。

- ① 使用人等の故意によって身体障害が発生した場合
- ② 使用人等を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下この条において「使用人等の保険契約等」といいます。）がある場合

(2) 保険契約者、被保険者またはその代理人は、当社の求めに応じて、使用人等の保険契約等について知っている事実を当社に告げるとともに、調査について当社に協力しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者もしくはその代理人が、正当な理由がなく、(2)の事実を告げず、または協力に応じない場合は、当社は、保険金を支払いません。

第14条（読替規定）

この特約条項においては、普通約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条（損害の範囲および責任限度）(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1回の損害賠償請求」
- ② 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が生じる前に」とあるのは「身体障害またはその原因・事由を知る（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）前または損害賠償請求がなされる前に」

- ③ 第7条（告知義務）(4)の規定中「事故が生じた後に」とあるのは「損害賠償請求がなされた後に」
- ④ 第7条（告知義務）(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」
- ⑤ 第8条（通知義務）(4)の規定中「承認請求書を受領するまでの間に生じた事故」とあるのは「承認請求書を受領するまでの間に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求または承認請求書を受領するまでの間になされた損害賠償請求」
- ⑥ 第8条（通知義務）(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」
- ⑦ 第9条（保険契約の解除）(5)の規定中「事故の発生した後になされた」とあるのは「損害賠償請求がなされた後に行われた」および「解除がなされた時まで発生した事故」とあるのは「解除が行われた時まで保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求または解除が行われた時までになされた損害賠償請求」
- ⑧ 第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(3)の規定中「その事実が生じた時より前に発生した事故」とあるのは「その事実が生じた時より前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求またはその事実が生じた時より前になされた損害賠償請求」
- ⑨ 第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(4)の規定中「追加保険料領収前に生じた事故」とあるのは「追加保険料領収前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求または追加保険料領収前になされた損害賠償請求」
- ⑩ 第18条（保険金請求の手続）(3)の規定中「事故」とあるのは「損害賠償請求」

⑪ 第19条（保険金の支払）(1)①の規定中「事故」および「事故発生」とあるのは「損害賠償請求」

⑫ 第19条（保険金の支払）(1)③および(2)⑥の規定中「事故」とあるのは「医療行為」

第15条（適用除外）

この特約条項においては、普通約款第3条（保険適用地域）(2)の規定を適用しません。

第16条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

この保険契約の被保険者が複数の場合は、それぞれの被保険者ごとにこの特約条項の規定を適用します。

第17条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

20. 予防接種のみ担保追加条項（医師特約条項用）

第1条（医療の定義）

この追加条項において、医師特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「医療」とは、予防接種法（昭和23年法律第68号）または行政措置に基づき保険証券記載の地域内において実施される予防接種にかかわる医療をいいます。

第2条（被保険者の範囲）

この追加条項において、被保険者とは、次の①から③までに掲げる者をいいます。

- ① 予防接種実施主体
- ② この追加条項に基づく保険契約の保険期間中に医療を行う保険証券記載の医師
- ③ この追加条項に基づく保険契約の保険期間開始前に医療を行った保険証券記載の医師

第3条（当会社の支払責任）

当社は、前条②および③に掲げる者またはそれらの者の業務の補助者が行った医療に起因する損害にかぎり、保険金を支払います。

第4条（保険金の支払額の特則）

特約条項第10条（保険金の支払額）(1)の規定にかかわらず、当社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額は、保険期間を通じて保険証券記載の保険期間中の総保険金額に第2条（被保険者の範囲）②に掲げる者の数を乗じた金額を限度とします。

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

21. 予防接種実施主体特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が予防接種を行うことにより、事故が発生した場合において、被保険者が条例、規則、規約等に基づき、または被保険者の行政措置として障害見舞金もしくは弔慰金を支払うことによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の①から④までの用語は、それぞれ次の定義によります。

① 他人

被保険者が行う予防接種を受ける者をいいます。

② 事故

他人の身体の障害をいい、障害に起因する死亡を含みます。

③ 障害見舞金

被保険者が行った予防接種に起因して、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）別表第二に定められた障害を被った者に対して、被保険者が支払うべき金額をいいます。

④ 弔慰金

被保険者が行った予防接種に起因して死亡した者の遺族に対して、被保険者が支払うべき金額をいいます。

第3条（損害の範囲）

この特約条項において、当会社が保険金を支払うべき損害の範囲は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）の規定にかかわらず、次の①および②のとおりとします。

① 被保険者が条例、規則、規約等に基づき、または被保険者の行政措置として被害者に支払うべき保険証券記載の障害見舞金もしくは弔慰金

② ①に掲げる障害見舞金または弔慰金の支払に関する争訟^(注)について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用

(注) 争訟

訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。

第4条（責任の限度）

前条①および②に係る当会社の責任の限度は、次のとおりとします。

- ① 前条①の損害については、保険証券記載の保険金額
- ② 前条②の損害については、その全額

第5条（事故発見期間）

当会社は、普通約款第5条（責任の始期および終期）に掲げる保険期間中に事故が発見された場合にかぎり、第1条（当会社の支払責任）の損害に対して、保険金を支払います。

第6条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者の故意によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（代位）

当会社は、普通約款第21条（代位）(1)の規定に基づき取得する権利のうち、予防接種を行った医師その他予防接種の補助者に対するものについては、これを行いません。ただし、これらの者の故意または重大な過失によって事故が生じた場合を除きます。

第8条（事故の発見）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、普通約款第16条（事故の発生）①に掲げる事項のほか、事故発見の日時を遅滞なく、書面で当会社に通知しなければなりません。

第9条（読替規定）

この特約条項においては、次のとおり普通約款を読み替えて適用します。

- ① 第5条（責任の始期および終期）(1)の規定中「保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのは「保険料領収前に発見された事故による損害」
- ② 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が生じる前に」とあるのは「事故が発見される前に」
- ③ 第7条（告知義務）(4)の規定中「事故が生じた後に」とあるのは「事故が発見された後に」
- ④ 第9条（保険契約の解除）(5)の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故が発見された後に」
- ⑤ 第7条（告知義務）(5)、第8条（通知義務）(5)、第9条（保険契約の解除）(5)および第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(3)の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」

- ⑥ 第8条（通知義務）(4)および第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(4)の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」

第10条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

22. 日付データ処理等に関する不担保追加条項（医師特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる事由に起因して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、それらの事由が実際にあったと認められる場合にかぎらず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害に対しても、この追加条項の規定に従い、保険金を支払わないものとします。

- ① 西暦1999年以降の日付または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないことに関連する、次に掲げるもの（これらを内蔵するものを含み、被保険者の所有であるか否かを問いません。以下「コンピュータ等」といいます。）の作動不能、誤作動または不具合（これらのおそれが生じたことを含みます。）

ア. コンピュータおよびその周辺機器

イ. ソフトウェア（プログラム、アプリケーションソフトウェア、オペレーティングシステムおよびデータその他これらに類するものをいいます。）

ウ. コンピュータネットワーク

エ. マイクロプロセッサ等の集積回路

オ. 上記アからエまでのいずれかに類する機器または部品

カ. 形態を問わず、アからオまでのいずれかのものを直接もしくは間接的に使用する、またはそれらに依存しているその他のあらゆる製品、サービス、データまたは機能

- ② 被保険者により、または被保険者のために被保険者以外の者が行う、①に掲げる事由（潜在的なものであると現実的に生じているものであると問いません。）に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理、請負その他これらに類する業務、または①に掲げる事由の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断（コンピュータ等を使用して行う業務の停止または中断を含みます。）

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠

償責任保険普通保険約款ならびに医師特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

23. 保険料支払関連特約条項の読み替えに関する追加条項（医師特約条項用）

第1条（読替規定）

この追加条項においては、次の①から⑤までに掲げる特約条項の規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

① 保険料分割払特約条項（一般用）

ア. 第2条（第1回分割保険料領収前の事故）の見出し中「事故」とあるのは「損害賠償請求」

イ. 第2条（第1回分割保険料領収前の事故）の規定中「第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません」とあるのは「第1回分割保険料領収前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求または第1回分割保険料領収前になされた損害賠償請求に対しては、保険金を支払いません」

ウ. 第5条（分割保険料不払の場合の免責）の規定中「その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません」とあるのは「その払込期日の翌日以降になされた損害賠償請求に対しては、保険金を支払いません」

エ. 第6条（第2回以降分割保険料領収前事故の特則）の見出し中「事故」とあるのは「損害賠償請求」

オ. 第6条（第2回以降分割保険料領収前事故の特則）の規定中「事故発生日前」とあるのは「損害賠償請求がなされた日の前」および「その事故」とあるのは「その損害賠償請求」

カ. 第7条（追加保険料の払込み）(3)の規定中「その事実が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については」とあるのは「その事実が生じた時より前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求またはその事実が生じた時より前になされた損害賠償請求については」

キ. 第7条（追加保険料の払込み）(4)の規定中「追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては」とあるのは「追加保険料領収前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求または追加保険料領収前になされた損害賠償請求に対しては」

② 保険料分割払特約条項（大口用）

ア. 第2条（第1回分割保険料領収前の事故）の見出し中「事故」とあるのは「損害賠償請求」

イ. 第2条（第1回分割保険料領収前の事故）の規定中「第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません」とあるのは「第1回分割保険料領収前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求または第1回分割保険料領収前になされた損害賠償請求に対しては、保険金を支払いません」

ウ. 第5条（分割保険料および分割追加保険料不払いの場合の免責）(1)の規定中「その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません」とあるのは「その払込期日の翌日以降になされた損害賠償請求に対しては、保険金を支払いません」

エ. 第6条（追加保険料の払込み）(3)の規定中「その事実が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については」とあるのは「その事実が生じた時より前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求またはその事実が生じた時より前になされた損害賠償請求については」

オ. 第6条（追加保険料の払込み）(4)の規定中「追加保険料等領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては」とあるのは「追加保険料領収前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求または追加保険料

領収前になされた損害賠償請求に対しては」

③ 保険料支払に関する特約条項

ア. 第2条（保険料領収前の事故）の見出し中「事故」とあるのは「損害賠償請求」

イ. 第2条（保険料領収前の事故）の規定中「その保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません」とあるのは「その保険料を領収する前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求またはその保険料を領収する前になされた損害賠償請求については、保険金を支払いません」

④ クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項

第2条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）の見出しおよび(1)の規定中「生じた事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」

⑤ 初回保険料の口座振替に関する特約条項

ア. 第3条（初回保険料払込み前の事故）の見出しおよび(4)の規定中「事故」とあるのは「損害賠償請求」

イ. 第3条（初回保険料払込み前の事故）(2)の規定中「生じた事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに医師特約条項および他の追加条項の規定を適用します

24. 刑事弁護士費用担保追加条項（医師特約条項用）

<用語の定義>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
死傷	被保険者が日本国内において行った医療に起因して、その医療の対象者が死傷することをいいます。
業務上過失致死傷罪	刑法（明治40年法律第45号）第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送致をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が当会社の同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第41号）第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます（ただし、予納された金額から訴訟費用の額に相当する金額を控除して残余がある場合は、その残余の額を除きます。）。
刑の確定	刑事事件について、検察官が不起訴と判断したこと（ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。）、裁判所が略式命令を発したこと（ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。）、または、第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定すること（ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合における当該第一審および当該控訴審の判決を除きます。）をいいます。
有罪の確定	第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定すること（ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合における当該第一審および当該控訴審の判決を除きます。）をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この追加条項により、被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（保険期間と保険責任の関係）

(1) 当社は、被保険者が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第5条（責任の始期および終期）(1)に掲げる保険期間中に送検された場合にかぎり、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時までに発生した損害に対して、保険金を支払います。

(2) 普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)ただし書の規定にかかわらず、当会社は、次の①または②に掲げる送検がなされたことによる損害に対しては、保険金を支払いません。

① この保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収するまでの間になされた送検

② この保険契約およびこの保険契約より前に締結していたこの追加条項を付帯する保険契約（初年度契約であるか継続契約であるかを問いません。）の保険期間開始時から保険料を領収するまでの間に保険契約者、被保険者もしくはその代理人（医療法（昭和23年法律第205号）に定める管理者を含みます。以下同様とします。）が知った死傷またはその原因・事由に起因する送検

(3) (2)②の規定中「知った」とは、知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。

第3条（損害の範囲）

(1) 当会社は、次の①および②に掲げる弁護士費用に係る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 刑法（明治40年法律第45号）第2編第5章に定める公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用

② 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用

(2) 当会社は、次の①から③までに掲げる訴訟費用に係る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第500条第1項に定める訴訟費用の裁判の執行免除の申立を行った結果、執行免除決定がなされた費用

② 被保険者の共犯人が、連帯して負担する費用

③ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第1編第16章の規定により、国が被保険者に対して補償する費用

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①および②に掲げる事由に起因して被保険者が負担する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- (2) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑥までに掲げる刑事事件に起因して被保険者が負担する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた刑事事件
 - ② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
 - ③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
 - ④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
 - ⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
 - ⑥ 所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

- (1) 当社は、初年度契約締結の当時、保険契約者、被保険者もしくはその代理人が保険期間の開始日（初年度契約の被保険者においては被保険者となった日をいいます。以下同様とします。）より前に知っていた死傷またはその原因・事由に起因する刑事事件について、保険期間開始後に送検されるおそれのあることを知っていた場合において、その死傷またはその原因・事由により送検がなされたことによる損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定中「知っていた」とは、知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。
- (3) (1)の規定中「死傷またはその原因・事由」には、次条(2)の規定により、当社に既に通知された事項を含みません。

第6条（送検の通知等）

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者が送検された場合、遅滞なく当社に対して書面にて、刑事事件における医療の対象者の氏名および被保険者に対する捜査の内容を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を通知しなければなりません。

- (2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に、送検がなされるおそれのある死傷またはその原因・事由を保険期間中に知った場合（ただし、送検されることが合理的に予想される場合にかぎります。）は、その死傷またはその原因・事由の具体的な状況を、遅滞なく当会社に対し書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された死傷またはその原因・事由に起因する送検は、通知の時をもってなされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)または(2)の通知を行わない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第7条（保険金の支払額）

当会社がこの追加条項により支払うべき保険金の額は、被保険者ごとに、保険期間を通じて、500万円を限度とします。

第8条（保険金の請求と返還義務）

- (1) 普通約款第18条（保険金請求の手続）(1)の規定にかかわらず、当会社に対する保険金請求権は、保険金請求権者^(注)が弁護士費用または訴訟費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) (1)の規定に従って保険金の支払いが行われた場合において、被保険者の有罪の確定が行われたときは、保険金請求権者^(注)は、当会社が既に支払った保険金の全額を返還する義務を負うものとします。

（注）保険金請求権者

損害を被った被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人としみます。）をいいます。

第9条（読替規定）

この追加条項においては、普通約款の規定を次の①から⑩までのとおり読み替えて適用します。

- ① 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が生じる前に」とあるのは「死傷またはその原因・事由を知る（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）前または送検がなされる前に」
- ② 第7条（告知義務）(4)の規定中「事故が生じた後に」とあるのは「送検がなされた後に」
- ③ 第7条（告知義務）(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた送検」
- ④ 第8条（通知義務）(4)の規定中「承認請求書を受領するまでの間に生じた事故」と

あるのは「承認請求書を受領するまでの間に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）死傷もしくはその原因・事由によってなされた送検または承認請求書を受領するまでの間になされた送検」

- ⑤ 第8条（通知義務）(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた送検」
- ⑥ 第9条（保険契約の解除）(5)の規定中「事故の発生した後になされた」とあるのは「送検がなされた後に行われた」および「解除がなされた時まで発生した事故」とあるのは「解除が行われた時まで保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）死傷もしくはその原因・事由によってなされた送検または解除が行われた時までになされた送検」
- ⑦ 第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(3)の規定中「その事実が生じた時より前に発生した事故」とあるのは「その事実が生じた時より前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）死傷もしくはその原因・事由によってなされた送検またはその事実が生じた時より前になされた送検」
- ⑧ 第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(4)の規定中「追加保険料領収前に生じた事故」とあるのは「追加保険料領収前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知らなかったとしても職業上または職務上の相当な注意をもってすれば知り得たと認められる場合を含みます。）死傷もしくはその原因・事由によってなされた送検または追加保険料領収前になされた送検」
- ⑨ 第18条（保険金請求の手續）(3)の規定中「事故」とあるのは「送検」
- ⑩ 第19条（保険金の支払）(1)①および③の規定中「事故」および「事故発生」とあるのは「送検」

第10条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

この保険契約の被保険者が複数の場合は、被保険者ごとにこの追加条項の規定を適用します。

第11条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに医師特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

25. 医療施設特約条項

(2020年4月1日以降保険始期契約用)

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医療施設	被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の医療施設をいい、設備を含みます。
不当行為	次の①または②に掲げる不当な行為をいいます。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害

第1章 医療施設業務担保条項

第1条（当会社の支払責任）

この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、次の①または②によって保険期間中に生じた偶然な事故をいいます。

- ① 医療施設または保険証券記載の業務遂行
- ② 被保険者の占有を離れた飲食物その他の保険証券記載の財物

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑦までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任
- ② 医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ③ 航空機、自動車^(注1)または医療施設外における船、車両^(注2)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ④ 屋根、樋、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

- ⑤ 生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
- ⑥ 昇降機の所有、使用または管理について、保険契約者もしくは被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任
- ⑦ 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任

(注1) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。

(注2) 車両

原動力がもっぱら人力である場合を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合－その2）

(1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から④までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 核燃料物質^(注1)もしくは核燃料物質^(注1)によって汚染された物^(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任
- ② ①以外の放射線^(注3)照射または放射能汚染に起因する賠償責任
- ③ 汚染物質^(注4)の排出等^(注5)に起因する賠償責任。ただし、公共水域^(注6)以外への汚染物質^(注4)の排出等^(注5)が急激かつ偶然に発生した場合を除きます。
- ④ 石綿もしくは石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性、または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任

(2) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、汚染物質^(注4)の排出等^(注5)が発生した場合またはそのおそれのある場合において、その汚染物質の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくは拡散の防止等のために支出された費用その他損害の防止軽減のために要した費用については、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。ただし、公共水域^(注6)以外への汚染物質^(注4)の排出等^(注5)が急激かつ偶然に発生した場合を除きます。

(注1) 核燃料物質

使用済核燃料を含みます。

(注2) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注3) ①以外の放射線

医療用放射線を除きます。

(注4) 汚染物質

固体状、液体状、気体状の、または熱を帯びた刺激物質、有害物質および汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質、廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

(注5) 排出等

排出、流出、いつ出、分散、拡散、放出、漏出等をいいます。

(注6) 公共水域

海、河川、湖沼または運河をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合の適用除外）

- (1) 当社は、普通約款第3条（保険適用地域）(2)の規定を適用しません。
- (2) 当社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）④の規定は、昇降機に積載した他人の財物については、これを適用しません。

第2章 人格権侵害担保条項

第1条（当社の支払責任）

- (1) 当社は、普通約款第1条（当社の支払責任）の規定および第1章医療施設業務担保条項第1条（当社の支払責任）の規定にかかわらず、医療施設または保険証券記載の業務遂行に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った不当行為により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この担保条項の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) 同一の原因から生じた一連の不当行為は、不当行為の発生した時または場所にかかわらず、そのすべてを1回の不当行為とみなします。
- (3) (2)の不当行為は、最初の不当行為またはその原因が発生した時にすべての不当行為が行われたものとみなします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧までおよび第1章医療施設業務担保条項第2条（保険金を支払わない場合－その1）①から⑦までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑥までに掲げる

賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った医療に起因する賠償責任
- ② 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為^(注)に起因する賠償責任
- ③ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ④ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑤ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑥ 被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

(注) 犯罪行為

過失犯を除きます。

第3条 (保険金の支払方法および責任限度)

- (1) この担保条項に従いながら当社が支払うべき普通約款第2条 (損害の範囲および責任限度) (1)①の損害賠償金の額は普通約款第2条 (損害の範囲および責任限度) (3)の規定にかかわらず、1回の不当行為について、次の算式によって得られた額とします。

普通約款第2条 (損害の範囲および責任限度) (1)①の金額 - 免責金額0円

- (2) 1人の個人または1つの組織が被った行為による普通約款第2条 (損害の範囲および責任限度) (1)①の損害賠償金の額は、1被害者につき1,000万円を限度とし、一連の損害賠償請求について、かつ保険期間を通じて、1億円 (以下「総保険金額」といいます。) を限度とします。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当社が第1条 (当社の支払責任) に規定する損害に対して保険金を支払った場合は、この担保条項に従いながら当社が支払った普通約款第2条 (損害の範囲および責任限度) (1)①の損害賠償金の額を控除した残額をもって、その行為の発生日以降の保険期間に対する総保険金額とします。

第4条 (読替規定)

この担保条項においては、普通約款の規定中「事故」とあるのを「不当行為」と読み替えて適用します。

第3章 共通条項

第1条（普通約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに他の追加条項の規定を適用します。

26. 全国町村会公金総合保険契約特約書

全国町村会（以下「甲」といいます。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、（以上4社を以下「乙」といいます。）は、現金・有価証券に係わる全国町村会公金総合保険契約（以下「保険契約」といいます。）につき、次のとおり特約書を締結します。

第1条（保険契約者および被保険者）

(1) 甲は、全国の各町村のうち乙の「全国町村会公金総合保険契約特約書」（以下「この特約書」といいます。）に加入を希望する町村をとりまとめ、甲を保険契約者、その加入町村を被保険者とする保険契約の申込みを乙に対して行い、乙はこの特約書および動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）ならびに次に掲げる特約条項（以下「付帯特約条項」といいます。）の規定に従って、保険金を支払います。

- ① 臨時費用不担保特約条項
- ② 現金総合特約条項C
- ③ 自動販売機等特約条項
- ④ 物損害追加特約条項
- ⑤ 水災危険担保特約条項
- ⑥ その他証券記載の特約条項

(2) その他、乙が承認するものについては、(1)を準用します。

第2条（共同保険）

この特約書に関する乙各社の保険責任分担割合を別表に掲げるとおりとします。乙各社は別表1に掲げる割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の権利を有し、義務を負うものとします。

第3条（幹事会社および副幹事会社）

(1) 甲はこの特約書に基づく保険契約につき、損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「丙」といいます。）を乙の幹事会社とし、丙は甲または被保険者との特約書に基づく保険契約の締結、保険料の分担金の収受、契約証の発行、損害の調査、保険金の支払、その他保険契約運営上必要な一切の業務を乙を代表して遂行します。

(2) 甲は、この特約書に基づく保険契約につき、東京海上日動火災保険株式会社を副幹事会社とし、副幹事会社は、丙の要請に基づき(1)に定める丙の業務に協力、援助するもの

とします。

第4条（保険期間）

- (1) 普通約款第29条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、この保険の保険期間は、2020年6月1日午前0時に始まり、2021年5月31日午後12時に終わります。
- (2) (1)に定める保険期間の中途において、町村がこの保険に加入しようとする場合は、その町村の保険期間は、甲がこの保険の加入依頼書を受け付けた日の午後4時に始まり、2021年5月31日午後12時に終わります。

第5条（保険の目的）

この特約書に基づく保険契約の保険の目的は、以下のとおりとします。

- ① 町村、一部事務組合および町村会（以下「町村等」といいます。）が取り扱う一般会計および特別会計の収入金または支払金その他町村等が公金に準じて取り扱う歳計外現金（共済掛金等を含みます。）等
- ② 町村等職員および町村等の委託を受けた集金者（納税組合等を含みます。以下「集金者」といいます。）が個別に徴収した各種税金、国民年金、水道料、保育料、各種事務手数料および施設使用料等の現金等
- ③ 職員の給与、賞与および支払等のために保管中の現金等
- ④ ①から③の現金等とは、通貨（外国通貨を含みます。）、小切手、収入印紙、収入証紙、定額小為替および約束手形をいいます。

第6条（保険金を支払う場合）

- (1) 乙は、前条に定める保険の目的について生じた損害に対して、この特約書および普通約款ならびに各特約条項の規定にしたがい、保険金を支払います。
- (2) この保険は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合－その2）③の規定にかかわらず、詐欺によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。
- (3) この保険は、現金総合特約条項C第4条（保険金を支払わない場合－その1）(2)、自動販売機等特約条項第2条（保険金を支払わない場合）(1)④の規定にかかわらず、保険の目的が自動販売機等に収容される場合、偽造・変造貨幣によって生じた損害に対しては保険金を支払います。
- (4) コンビニエンスストアが扱う公金については、委託の形態を問わず、そのコンビニエンスストアの管理下において公金に生じた損害については、保険金を支払います。

第7条（保険責任の始終）

- (1) 町村等の収入金については、町村等および集金者等が債務者より現金等を受領したと

きに始まり、町村等の指定金融機関、指定代理金融機関または収納代理金融機関に納入したときに終わります。

- (2) 町村等の支払金については、指定金融機関、指定代理金融機関または収納代理金融機関より引き出したときに始まり、債権者の手に渡された時に終わります。
- (3) 町村等の歳計外現金等については、(1)および(2)の規定の例によります。
- (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、次条に規定する担保期間経過後に生じた損害に対しては保険金を支払いません。

第8条（担保期間）

保険金支払の対象となる損害は、次の①または②に掲げる間に生じた損害に限ります。

- ① 町村役場、出張所、行政機関等（以下「町村行政機関等」といいます。）および集金者等宅において一時保管されている間
- ② 町村行政機関等相互間、町村行政機関と金融機関、債権者および集金者等の間を運送されている間

第9条（保険金を支払わない場合）

乙は、第6条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次の①から⑤までによる損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 集金者等（町村等の職員を含みます。）が単独もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、その他これらに類似の行為によって保険の目的に生じた損害
 - ② 原因のいかんを問わず、勘定間違い、支払の過誤または受け取り不足等の出納過誤によって生じた損害
 - ③ 帳簿、帳票等により確認できない損害
 - ④ 紛失による損害
 - ⑤ 騒擾（注）に起因する損害
- （注） 騒擾

群衆または多数の者の集団の行動によって、数街区もしくはこれに準ずる規模またはそれ以上の範囲にわたり平穏が害されるか、または被害を生じる状態であって普通約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）(2)①の暴動に至らないものをいいます。

第10条（保険金額）

この保険契約による保険金額は、町村等の直近一般会計歳入額の20%相当額とします。

第11条（損害保険金の支払額）

保険の目的について乙が保険金を支払うべき損害が生じた場合には、乙は、普通約款第5条（損害額の決定）、同第6条（保険金の支払額）、現金総合特約条項C第8条（保管中の保険金の支払額）および同第9条（運送中の保険金の支払額）の規定にかかわらず、1事故につき保管中および運送中を問わず、前条に定める保険金額を限度としてその実損害額について損害保険金を支払います。

第12条（保険料分担金率）

- (1) 保険契約の保険料分担金率は、保険加入時点におけるその加入町村の住民基本台帳および外国人登録原票に基づく全住民数に応じ、別表2に定めるものとします。
- (2) 第4条（保険期間）(2)により保険期間が1年未満となる場合の保険料分担金は、年間保険料に対して月割により計算した額とします。この場合、保険期間に1か月未満の端日数が生じたときは、これを1か月に切り上げて計算します。

第13条（保険料分担金率等の調整）

- (1) この特約書に定める保険金額、保険料分担金率等を改定する場合には、損害率、事故発生頻度等を勘案のうえ、甲乙協議してこれを行うものとします。
- (2) (1)の改定は、第4条（保険期間）に定める有効期間の中途においては実施しません。

第14条（帳簿等の閲覧）

- (1) 乙は、この保険契約に関連のある町村等の帳簿等の調査・閲覧を被保険者に請求することができます。
- (2) 被保険者が(1)の請求を正当な理由なく拒んだ場合には、(1)の請求時より、乙はその調査・閲覧に係りのある目的につき保険金を支払いません。

第15条（準用規定）

この特約書に規定しない事項については、この特約書の趣旨に反しない限り普通約款および付帯特約条項の規定を準用します。

第16条（特約書運用上の協議）

甲および乙は、次の①または②に掲げる場合には、この特約書の趣旨に沿って互いに協議しこれを決定するものとします。

- ① この特約書の内容および運用に疑義が生じた場合
- ② この特約書に定めない事態が生じた場合

第17条（特約書の改定）

- (1) 甲または乙は、必要に応じ相手方に対し、30日前の書面による通知をもって、この特約書の改廃を申し込むことができるものとします。

(2) (1)の通知に対して、相手方が書面による反対の意思表示をしない場合は、通知期間満了のときに、相手方は特約書の改廃に同意したものとみなします。

第18条（特約書の有効期間）

(1) この特約書の有効期間は、2020年6月1日から2021年5月31日までとし、これ以前に締結された特約書は無効とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、特約書の有効期間中であっても、甲および乙は、書面による1か月前の通知により、この特約を解除することができます。

上記のとおり特約書を締結した証として本書5通を作成し、各当事者記名捺印のうえ各1通を分有します。

年 月 日

甲 全国町村会

乙 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

東京海上日動火災保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

別表 1

全国町村会公金総合保険

保険責任分担割合

損害保険ジャパン日本興亜株式会社	80.3%
東京海上日動火災保険株式会社	13.3%
三井住友海上火災保険株式会社	4.0%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2.4%

別表 2

保険料分担金率

1年間につき住民1人あたり保険料分担金率（単位：円）
2.10

27. 動産総合保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書 ^(注1) の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。 ^(注2) ^(注1) 付属する明細書がある場合には、これらの書類を含みます。 ^(注2) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
敷地内	囲いの有無を問わず、保険の目的の保管場所または展示場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
支払限度額	別表に掲げる支払限度額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
全損	損害の額が、保険価額以上となることをいいます。保険の目的を積載している輸送用具が行方不明となった時から60日間を経過してもなお発見されない場合は全損とみなします。
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
他の保険契約等	保険の目的の保管場所または展示場所と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結されたこの保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
担保地域	保険責任の及ぶ地域をいい、保険証券に日本国と異なる国または地域が記載されている場合を除き、日本国内とします。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

保険価額	この保険契約に適用される特約に別の定めがないかぎり、損害が生じた地および時における保険の目的の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金をいいます。
免責金額	損害保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、この約款に従い、保険の目的について、保険証券記載の担保地域内における偶然な事故によって生じた損害に対して損害保険金を支払います。
- (2) 当社は、この約款に従い、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の目的が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。
- (3) 当社は、この約款に従い、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって生じる残存物取片づけ費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者または被保険者^(注1)の故意もしくは重大な過失
 - ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注2)の故意もしくは重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 被保険者と同じ世帯に属する親族の故意または保険の目的を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りません。
 - ④ 保険の目的の自然の消耗または劣化^(注3)もしくは保険の目的の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、侵食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い

⑤ 保険の目的の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の目的を使用もしくは管理する者が相当の注意を払ったとしても発見できなかった欠陥については除きます。

⑥ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置については除きます。

⑦ 保険の目的の加工^(注4) 着手後の事故

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 保険の目的が機械、設備または装置である場合は、日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。

(注4) 保険の目的に対する修理、清掃、解体、据付等の作業を除きます。

(2) 当社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害^(注1) に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質^(注3) もしくは核燃料物質^(注3) によって汚染された物^(注4) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) ①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合－その2)

当社は、この保険契約に適用される特約に別の定めがないかぎり、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 保険の目的に対する修理、清掃、解体、据付等の作業上の過失または技術の拙劣。
ただし、これらの事由によって火災^(注)、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
- ② 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の目的の電氣的または機械的事故。ただし、これらの事故によって火災^(注)、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
- ③ 詐欺または横領
- ④ 保険の目的の置き忘れまたは紛失
- ⑤ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災
(注) 焦げ損害については、この条の規定を適用します。

第5条 (損害額の決定)

- (1) 当社が第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険の目的の損傷を修繕することができる場合においては、保険の目的を損害発生直前の状態に復するために必要な修繕費の額^(注)をもって(1)の損害の額とします。
(注) 修繕の結果、損害発生直前の状態よりも保険の目的の価額が増加した場合は、修繕するために要した額からその増加額に相当する金額を差し引いた額とします。
- (3) 保険の目的が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じた場合は、当社は、その損害が保険の目的全体の価値におよぼす影響を考慮して、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金として支払うべき損害の額を定めます。この場合において、その損害が生じた部分の修繕費の額^(注)が保険価額を超過する場合のみ全損とみなします。
(注) 修繕の結果、損害発生直前の状態よりも保険の目的の価額が増加した場合は、修繕するために要した額からその増加額に相当する金額を差し引いた額とします。

第6条 (保険金の支払額)

- (1) 当社が第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金として支払うべき額は、保険金額を限度とし、前条に定める損害の額から免責金額を差し引いた額とします。ただし、保険金額が保険価額以上の場合は、保険価額を限度とします。
- (2) 保険金額が保険価額より低い場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$(\text{前条に定める損害の額} - \text{免責金額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{損害保険金の額}$$

(3) (1)および(2)の場合において、全損となる場合または事故が火災^(注)、落雷、破裂または爆発による場合は、免責金額を差し引きません。

(注) 焦げ損害を除きます。

(4) (1)から(3)までの規定により算出した損害保険金の額が1回の事故につき、1敷地内または1輸送ごとにてん補限度額を超える場合は、当会社の支払うべき損害保険金は、てん補限度額を限度とします。

(5) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、300万円を限度とします。

$$\text{第2条(1)の損害保険金} \times \text{支払割合(30\%)} = \text{臨時費用保険金の額}$$

(6) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

(7) 当会社は、(5)および(6)の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額^(注)を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第2条（保険金を支払う場合）(1)の

損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。

(注) 保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

- (3) (1)の場合において、第2条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金および同条(3)の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)の損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。

第8条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の目的を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の目的に対する保険金額とみなし、第5条（損害額の決定）から前条までの規定をおのおの別に適用します。

第9条（現物での支払）

当社は、損害の全部または一部について復元もしくは修繕または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第3章 基本条項

第10条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正

を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

- ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結時の翌日から起算して5年を経過した場合

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第17条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第11条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次の①から④までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険の目的の保管場所、展示場所または運送経路の変更
- ② 保険の目的を収容する建物の構造または用途の変更
- ③ 保険証券記載の担保地域の変更
- ④ ①から③までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)の発生

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または危険増加が生じた時の翌日から起算して5年を経

過した場合には適用しません。

- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第17条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第12条（保険の目的の調査）

当会社は、いつでも、保険の目的またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。

第13条（保険契約の無効または取消し）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第14条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の目的の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の目的の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の目的の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第15条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次の①または②のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
- ① 保険の目的の全部が滅失した場合。ただし、第28条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の目的が譲渡された場合

- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の目的が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条（保険契約の解除）

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力^(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力^(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力^(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (3) 当会社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注)を解除することができます。

(注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

- (4) (2)または(3)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができません。
- (5) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(4)の規定は、(2)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第17条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第18条（保険料の返還または請求－契約内容の変更の承認等の場合）

- (1) 次の①から③までの場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、下表の規定に従い、算出した額を返還または請求します。

区 分	保険料の返還または請求
① 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	ア. 変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
② 第11条（通知義務）(1)の通知に基づいて契約内容を変更する場合	<p>ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、危険の減少が生じた時以降の期間（注1）に対し、次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{変更後の保険料と変更前の保険料の差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数（注2）}}{\text{保険期間月数（注2）}} \right)$ <p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、危険増加が生じた時以降の期間（注1）に対し、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\text{変更後の保険料と変更前の保険料の差額} \times \frac{\text{未経過月数（注2）}}{\text{保険期間月数（注2）}}$

<p>③ 第33条（契約内容の変更）の承認をする場合</p>	<p>ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{変更後の保険料と変更前の保険料の差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数（注2）}}{\text{保険期間月数（注2）}} \right)$ <p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\text{変更後の保険料と変更前の保険料の差額} \times \frac{\text{未経過月数（注2）}}{\text{保険期間月数（注2）}}$
--------------------------------	--

(注1) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(注2) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(2) 保険契約者が(1)①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、次の①または②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

① (1)①に該当する場合は、保険期間の初日

② (1)②に該当する場合は、危険増加が生じた時

(4) 当会社が(1)③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、この約款および適用される特約に従い、保険金を支払います。

第19条（保険料の返還－無効、取消または保険金額の調整の場合）

(1) 第13条（保険契約の無効または取消し）の規定により保険契約が無効または取消しとなる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 第14条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合
には、当会社は、保険契約締結時に遡^{さかのぼ}って、取り消された部分に対応する保険料を返還
します。

(3) 第14条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した
場合には、当会社は、前条(1)③アの規定により計算した保険料を返還します。

第20条（保険料の返還－失効または解除の場合）

次の①から③までの場合において、当会社は、この保険契約に適用される特約に別の定
めがないかぎり、下表の規定に従い、算出した額を返還します。

区 分	返還保険料
① 保険契約が失効となる場合	既に払い込まれた 保険料 $\times \left(1 - \frac{\text{既経過月数 (注)}}{\text{保険期間月数 (注)}} \right)$
② 第10条（告知義務） （2）、第11条（通知義務）（2）、第16条 （保険契約の解除）（2）または第18条 （保険料の返還または請求－契約内容 の変更の承認等の場合）（2）の規定によ り、当会社が保険契約を解除した場合	解除前の保険料 $\times \left(1 - \frac{\text{既経過月数 (注)}}{\text{保険期間月数 (注)}} \right)$
③ 第16条(1)の規定により、保険契約 者が保険契約を解除した場合	

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします

第21条（事故の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の目的について損害が生じたことを知った場合
は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容^(注)を当会社に遅滞なく通知
しなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事
実を含みます。

(2) 保険の目的について損害が生じた場合は、当会社は、保険の目的またはこれを収容す
る建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物
の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社
は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条（損害防止義務および損害防止費用）

(1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故が生じた場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第3条（保険金を支払わない場合－その1）または第4条（保険金を支払わない場合－その2）に掲げる事由に該当しないときおよび第18条（保険料の返還または請求－契約内容の変更の承認等の場合）(3)または第29条（保険責任の始期および終期）(3)の規定が適用されないときは、当社は、これを負担します。ただし、保険金額^(注)から第2条(1)の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。

（注）保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。

(3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\begin{array}{l} \text{第2条（保険金を支払う場合）} \\ \text{(1)の事故による損害の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{損害の発生および拡大を防止する} \\ \text{ことができたと認められる額} \end{array} = \text{損害の額}$$

(4) 第6条（保険金の支払額）(2)、第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および第8条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第7条(1)の規定中「支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約の保険金額もしくは共済契約の共済金額の合計額^(注)からそれぞれの保険契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済契約によって支払われるべき共済金の合計額を差し引いた残額または第22条（損害防止義務および損害防止費用）(2)本文によって当社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

（注）それぞれの保険契約の保険金額もしくは共済契約の共済金額の合計額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。

第23条（残存物）

当社が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払った場合でも、保険の目的の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

第24条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合にお

いて、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第25条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 損害見積書

③ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までに該当する者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を

請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注) または②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条 (保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日^(注1) からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額^(注2) および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 保険価額を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規

定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第27条（時効）

保険金請求権は、第25条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第28条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の支払額が1回の事故につき保険金額^(注)以上となった場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

（注）保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

- (2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の目的が2以上ある場合には、それぞれについて

て、(1)から(3)までの規定を適用します。

第29条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時^(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第30条（保険の目的の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の目的を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの約款および適用される特約に関する権利および義務を保険の目的の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の目的の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の目的が譲渡された時に保険の目的の譲受人に移転します。

第31条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この約款および適用される特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の目的を譲渡する場合は、前条の規定によるものとします。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの約款および適用される特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第32条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第33条（契約内容の変更）

- (1) 保険契約者は、第10条（告知義務）、第11条（通知義務）、第14条（保険金額の調整）および第30条（保険の目的の譲渡）から前条までに該当しないその他の契約内容の変更をしようとする場合は、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) (1)の場合において、当社が書面を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

第34条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの約款および適用される特約に関する義務を負うものとします。

第35条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第36条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金	損害の額 ^(注) ^(注) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。
2	第2条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円 ^(注) ^(注) 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
3	第2条（保険金を支払う場合）(3)の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

28. 臨時費用不担保特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約により、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章補償条項第2条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、臨時費用保険金を支払いません。ただし、下欄に特定の事故の記載がある場合は、下欄に掲げる事故によって保険の目的について生じた損害に対し同条(1)の損害保険金が支払われるときを除きます。

火災、落雷、破裂または爆発、盗難

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

29. 現金総合特約条項C

第1条（保険の目的の範囲）

この保険契約においては、白地小切手および白地手形は、保険の目的に含まれません。

第2条（保険責任の範囲）

当会社の保険責任は、保険の目的が保険証券記載の保管場所（以下「保管場所」といいます。）に保管されている間および保険証券記載の運送経路（注）を運送されている間とします。

（注）保険証券記載の運送経路

通常かつ合理的な輸送過程に限ります。以下同様とします。

第3条（不着危険の取扱い）

(1) 当社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章補償条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）④の規定にかかわらず、運送中の各荷づくり^(注1)ごとの不着^(注2)によって保険の目的に生じた損害に対して保険金を支払います。ただし自己輸送中の不着によって生じた損害を除きます。

（注1） 荷づくり

ケース・カバン・封筒を含みます。

（注2） 不着

原因不明の不着をいいます。

(2) 保険契約者または被保険者は(1)の損害の発生を知った場合は、遅滞なく運送人、運送取扱人その他の第三者に対し、求償手続きをとらなければなりません。

(3) (2)に違反した場合は、当社は、これら第三者に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を控除した残額を基礎として、保険金の額を決定します。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当社は、普通約款第2章補償条項第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、勘定間違い、支払いの過誤または受取り不足などの出納過誤によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

(2) 当社は、普通約款および付帯される他の特約の規定にかかわらず、偽造・変造貨紙幣または偽造・変造有価証券の損害に対しては保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

当社は、普通約款第2章補償条項第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、次の①から④までのいずれかに該当する事実が生じた場合には、保険金を支払うべき事故が発生した小切手および手形（それぞれ、以下「事故小切手」および「事故手形」といいます。）にかかわる損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 事故小切手または事故手形が支払のため適法に呈示された場合において、支払人、振出人または引受人が支払を拒絶したこと。ただし、支払拒絶の事由が保険金を支払うべき事故である場合またはその小切手または手形の形式または内容の不備（保険金を支払うべき事故以後に生じたことを被保険者が立証したものに限り、）である場合は除きます。
- ② 事故小切手または事故手形の支払拒絶のため振出人または引受人が銀行取引を停止されたこと（①ただし書きに該当する場合であるか否かを問いません。）
- ③ 事故手形の満期前において、振出人（約束手形の場合。以下同様とします。）または引受人（為替手形の場合。以下同様とします。）につき破産の申立もしくは宣告、民事再生手続開始の申立、整理開始の申立もしくは命令、特別精算開始の申立もしくは命令、会社更生手続開始の申立または銀行取引停止処分がなされるかまたは強制執行の効果がなかったこと。
- ④ 事故手形の満期前に振出人または引受人が支払を停止したこと。

第6条（損害額の証明）

当社は、保険契約者または被保険者が、帳簿その他の証拠書類により客観的に証明することができた損害額についてのみ保険金を支払います。

第7条（保険価額）

保険の目的に手形および小切手が含まれる場合、その保険価額は額面金額とします。

第8条（保管中の保険金の支払額）

- (1) 各保管場所の保険金額が直近会計年度1年間の平均売上高以上に定められた場合、普通約款第2章補償条項第6条（保険金の支払額）(2)の規定にかかわらず、保管中に生じた保険の目的の損害に対して、1事故につき保険証券記載のてん補限度額を限度として、その実損害額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を損害保険金として支払います。ただし、全損となる場合または事故が火災（焦げ損害を除きます。）、落雷、破裂または爆発による場合は、免責金額を差し引きません。なお、保険金額が直近会計年度1年間の平均売上高を下回る場合には、その平均売上高に対する割合によって損害保険金を削減します。

(2) (1)にいう「平均売上高」とは、直近会計年度1年間の売上高を年間営業日数で除した額とします。

(3) (1)に規定するてん補限度額は保険金を支払った場合でも減額しないものとします。

第9条（運送中の保険金の支払額）

(1) 当社は普通約款第2章補償条項第6条（保険金の支払額）(2)の規定にかかわらず、運送中に生じた損害については保険証券記載のてん補限度額を限度として、その実損害額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を損害保険金として支払います。ただし、全損となる場合または事故が火災（焦げ損害を除きます。）、落雷、破裂または爆発による場合は、免責金額を差し引きません。

(2) (1)にいう「運送中」とは、保管場所において、輸送の目的をもって保険の目的の移動が開始された時から保険証券記載の運送経路を経て、仕向地保管場所において保険の目的が引き渡された時までとし、運送に付随する一時保管も含むものとします。

(3) 運送方法は、携行、護送、書留郵便または貴重品であることを告げて輸送を委託する鉄道便・航空便・自動車便に限ります。なお、書留郵便の場合においては、保険の目的が仕向地保管場所以外にある受取人に転送されるかまたは差出人に還付される場合は、保険の目的が転送先の受取人に配達もしくは交付される時までまたは差出人に還付される時までを含みます。

(4) (1)に規定するてん補限度額は保険金を支払った場合でも減額しないものとします。

第10条（損害防止義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の目的（手形を除きます。）に損害が生じたことを知った場合は、次の①から③までの措置をとらなければなりません。

① その事故の発生を最も迅速な方法で当会社に通知するとともに遅滞なく所轄警察官署、郵便局等に届け出て事故に関する証明書を取り付けること。

② 遅滞なく事故小切手の振出人に対して事故発生の通知をし、かつ、小切手事故届の提出を依頼すること。

③ ①および②に定める手続き終了後、公示催告手続きを行うこと。

(2) 保険の目的が小切手、かつ、振出人が被保険者の場合は、(1)②を「小切手事故届の提出をすること」と読み替えるものとします。

(3) 保険契約者または被保険者は、保険の目的である手形に損害が生じたことを知った場合は、次の①から④までの措置をとらなければなりません。

① その事故の発生を最も迅速な方法で当会社に通知するとともに、所轄警察官署、

郵便局等に届け出て、事故に関する証明書を取り付けること。

② 遅滞なく事故手形の振出人または引受人に対して事故発生の通知をし、かつ、事故手形の支払の差し止めを依頼すること。

③ ①および②に定める手続き終了後、公示催告手続きをとること。

④ 除権決定前に事故手形の満期日が到来する場合には、次のアまたはイの措置をとること。

ア. 振出人または引受人に対して、満期日の前日までに支払銀行に事故届を提出することおよび支払銀行を通じて手形交換所へ異議申立提供金を遅くとも手形交換所規則により許容される期限までに提供することを求めること。

イ. 振出人または引受人に対して、その手形額面金額の供託を求めることを当会社が要求した場合はこれに従うこと。

(4) 振出人または引受人が被保険者である場合には、(3)②および④をそれぞれ次のとおり読み替えるものとします。

① (3)②は「事故手形の支払の差し止めをすること。」

② (3)④は

「ア. 満期日の前日までに支払銀行に事故届を提出することおよび支払銀行を通じて手形交換所へ異議申立提供金を遅くとも手形交換所規則により許容される期限までに提供すること。

イ. その手形額面金額の供託を当会社が要求した場合はこれに従うこと。」

第11条（保険金の支払時期）

(1) 当会社の事故小切手および事故手形に対する保険金支払は除権決定後とします。ただし、事故手形の振出人または引受人が上場会社であり、被保険者が事故手形の満期日に保険金の支払を求めた場合は、当会社は、これに応じるものとします。

(2) 前条(1)④および(3)③の公示催告に要した費用は、これを普通約款第3章基本条項第22条（損害防止義務および損害防止費用）(2)の損害防止費用とみなします。

(3) 損害防止費用の支払時期については(1)を適用せず、普通約款第3章基本条項第26条（保険金の支払時期）の規定を適用します。

第12条（保険金の返還）

被保険者は、次の場合には直ちに保険金（前条(2)の費用その他の損害防止費用を除きます。）を当会社に返還しなければなりません。

① 事故小切手または事故手形につき当会社に保険責任がないことが確定した場合

- ② 被保険者が保険金支払以後に事故小切手または事故手形にかかわる支払を受けた場合

第13条（帳簿等の閲覧）

保険契約者または被保険者は、当社が請求した場合は、いつでも保険の目的の価額、実輸送額および出納関係等を証明する証拠書類を当社に閲覧させるものとします。

第14条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の目的の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。
- (2) この保険契約が、事業活動に伴って生じる損害を補償するものではない場合は、(1)の規定を適用しません。

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

30. 自動販売機等特約条項

第1条（保険の目的）

この特約は、保険の目的が自動販売機、コインゲーム機、両替機もしくは料金精算機等（以下「機械」といいます。）またはこれに収容される商品もしくは現金である場合に適用されます。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、この特約により、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章補償条項第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、次の①から④のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 真空管、ブラウン管、電球、LED蛍光管、その他これらに類似の管球類に生じた損害。ただし、保険の目的が他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ② 商品または現金が保険の目的の場合、機械の故障または変調もしくは乱調に起因または随伴して商品もしくは現金が規定量または規定額以上に出ることによって生じた損害
- ③ 商品または現金が保険の目的の場合、棚卸もしくは検品の際に発見された商品または現金の数量不足損害。ただし、外部よりの盗難の形跡が明らかである場合を除きます。
- ④ 商品または現金が保険の目的の場合、勘定違いによる損害および偽造・変造貨紙幣による損害

(2) 当社は、商品または現金が保険の目的の場合、保険証券記載の担保地域にかかわらず、商品または現金の運送中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に付帯された他の特約に、商品または現金の運送中の損害を補償する旨の定めがある場合は、その特約の規定にしたがい保険金を支払います。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

31. 物損害追加特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章補償条項第4条（保険金を支払わない場合—その2）④に規定する紛失には、棚卸しまたは検品の際に発見された品不足を含むものとし、これらによる保険の目的の損害に対しては保険金を支払いません。
- (2) 当社は、普通約款第2章補償条項第4条（保険金を支払わない場合—その2）③にいう詐欺または横領には、偽造・変造貨紙幣または偽造・変造有価証券による損害を含むものとし、これらによる保険の目的の損害に対しては保険金を支払いません。
- (3) 当社は、普通約款第2章補償条項第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、現金・有価証券等の勘定違いによる損害に対しては保険金を支払いません。

第2条（てん補限度額）

当社が、普通約款第2章補償条項第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払った場合でも1事故てん補限度額は減額しないものとします。ただし、普通約款第3章基本条項第28条（保険金支払後の保険契約）(1)の場合を除きます。

第3条（修理付帯費用保険金の支払）

当社は、この特約の規定に従い、火災、落雷、破裂または爆発の事故によって保険の目的に損害が生じた結果、その保険の目的の復旧にあたり次の①から⑦までの費用が発生した場合は、その費用のうち当社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「修理付帯費用」といいます。）に対して、修理付帯費用保険金を支払います。

- ① 損害が生じた保険の目的を復旧するために要するその損害の原因の調査費用^(注1)
- ② 保険の目的に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、復旧期間^(注2)を超える期間に対応する費用を除きます。
- ③ 損害が生じた保険の目的である設備または装置を再稼働するために要する保険の目的の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
- ④ 損害が生じた保険の目的の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の目的の復旧完了時における価額を除きます。
- ⑤ 損害が生じた保険の目的の代替として使用する物の賃借費用^(注3)。ただし、損害

が生じた保険の目的をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。

⑥ 損害が生じた保険の目的の代替として使用する仮設物の設置費用^(注4) および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用

⑦ 損害が生じた保険の目的を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

(注1) 調査費用

被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。以下同様とします。

(注2) 復旧期間

保険の目的に損害が生じた時からその保険の目的の復旧完了までの期間をいいます。ただし、保険の目的を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下同様とします。

(注3) 賃借費用

敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下同様とします。

(注4) 設置費用

保険の目的の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

第4条 (修理付帯費用保険金の支払額)

(1) 当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに次の算式によって算出した額または1,000万円のいずれか低い額を限度として、修理付帯費用の額を修理付帯費用保険金として、支払います。

損害が生じた保険の目的の所在する敷地内にかかる保険金額^(注) × 支払割合 (30%) = 修理付帯費用保険金の限度額

(注) 保険金額

保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険契約の目的に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。

(2) (1)の場合において支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額

を超えるときでも、修理付帯用保険金を支払います。

第5条（他の保険契約がある場合の修理付帯費用保険金の支払額）

他の保険契約等^(注1)がある場合において、それぞれの支払責任額^(注2)の合計額が、修理付帯費用の額^(注3)を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等^(注1)から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額^(注2)
- ② 他の保険契約等^(注1)から保険金または共済金が支払われた場合
修理付帯費用の額^(注3)から、他の保険契約等^(注1)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額^(注2)を限度とします。

（注1）他の保険契約等

この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

（注2）支払責任額

他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注3）修理付帯費用の額

他の保険契約等に、1回の事故につき、1敷地内ごとに限度額が1,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額を限度とします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

32. 保険料支払に関する特約条項

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

当社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払による保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章基本条項第17条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、前条による解除の効力は、保険期間の初日に遡^{さかのぼ}ってその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を適用します。

33. 個人情報漏えい賠償追加条項（地方自治体特約条項用）（全国町村会用）

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者の業務の遂行に関し、初年度契約の始期日以降に日本国内において発生した個人情報の漏えいまたはそのおそれ（以下「事故」といいます。）に起因して、普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に、被保険者に対し日本国内において損害賠償請求（以下「請求」といいます。）が提起されたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)において、事故が発生した時を特定できない場合には、事故が発生したことを保険契約者、被保険者または当会社のいずれかが最初に知った時に事故が発生したものとみなします。

第2条（損害の範囲および責任限度）

- (1) 当社が前条の規定により支払う保険金は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）の規定にかかわらず、次の①から③に掲げるものを被保険者が負担することによって生じる損害にかぎります。
- ① 法律上の損害賠償金
 - ② 争訟費用
 - ③ 求償権保全費用
- (2) 当社は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）の規定にかかわらず、(1)①から③に掲げる規定により当社が支払う保険金の合計額は、同一の原因またはその原因に関連する他の原因に起因して生じたすべての個人情報の漏えいまたはそのおそれについて保険証券記載の期間中限度額を限度とします。
- (3) 当社は、(1)①の損害のうち、被害者本人およびその家族が被る精神的な苦痛にかかる損害については、個人情報1件^(注1)につき30万円を限度として、保険金を支払います。
- (4) 当社は、事故に起因して被害者以外の者が支出した費用^(注2)にかかる損害については、普通約款第2条（損害の範囲および責任の限度）(2)の規定にかかわらず、1請求につき1,000万円および保険期間中につき3,000万円を限度として保険金を支払います。
- (5) 事故が発生した日（以下(5)および(6)において「発生日」といいます。）が、この追加

条項が適用される保険契約の保険期間の開始日より前である場合において、この保険契約が保険金を支払うべき損害と同種の損害に対して保険金を支払うべき当会社の他の保険契約がある場合は、当会社は、この追加条項が適用される保険契約の支払限度額と、発生日をその保険期間中に含む当該他の保険契約の支払限度額のいずれか低い金額を限度として保険金を支払います。

- (6) 保険期間中に支払限度額の変更があった場合において、発生日が支払限度額の変更日より前である場合は、当会社は、変更前の支払限度額と、変更後の支払限度額のいずれか低い金額を限度として保険金を支払います。

(注1) 個人情報1件

被害者本人とその家族の個人情報をとりまとめて1単位として構成している場合は合わせて1件とみなします。

(注2) 支出した費用

被害者に対する賠償債務の弁済としての支出を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、初年度契約の始期日より前に事故が発生していたことが合理的に推定できる場合および保険契約者または被保険者が初年度契約日の始期日より前に事故が発生したことを知っていた場合または知っていたと合理的に推定される場合は、その事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧に掲げる損害のほか、直接であると間接であるとを問わず、次の①から④に掲げる事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が被害者に通知し、または公表する個人情報の利用の目的（以下「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い
 - ② 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱い
 - ③ 被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生した当該違反の対象となった個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ④ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為

またはこれらの行為が発生するおそれ

(3) 当社は、被保険者に対してなされた次の①から⑥に掲げる損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 個人情報の利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないことによりなされた損害賠償請求
- ② 被保険者が被害者に対して個人情報の利用目的またはその変更を通知しない、または公表しないことによりなされた損害賠償請求
- ③ 被保険者が第三者へ個人データを提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または第三者と個人データを共同して利用したことが、個人情報の漏えいまたはそのおそれに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ④ 被保険者が第三者から個人データを提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことが、個人情報の漏えいまたはそのおそれに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ⑤ 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。）が、その行為が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識しながら^(注1)行った行為に起因する損害賠償請求
- ⑥ 直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用もしくは解雇またはこれらに関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求

(4) 当社は、被保険者が次の①から⑥に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 他人の身体の障害^(注2)または財物の損壊に起因する賠償責任
- ② 個人データが正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任
- ③ 被保険者が被害者本人の求めに応じてその被害者本人が識別される個人データの第三者への提供を停止しない、もしくは保有個人データの開示、訂正、追加、利用の停止もしくは削除を行わない、またはそれらの措置が遅れたことにより加重された賠償責任
- ④ 特許権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた

広告、公告、宣伝、放送または出版活動に起因する賠償責任

- ⑥ 株価、商品・サービスの価格、指数等、経済取引に用いられる数値や売上高が変動したことに起因する賠償責任

(注1) 認識しながら

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注2) 身体の障害

精神的苦痛を除きます。

第4条 (用語の定義)

この追加条項が付帯された契約において、次の①から⑬に掲げる用語は、それぞれ以下の定義に従います。

① 個人情報

個人に関する情報であって、次のアまたはイのいずれかに該当するものをいいます。

ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等^(注1)により特定の個人を識別することができるもの。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。

イ. 個人識別符号が含まれるもの

② 個人識別符号

個人情報の保護に関する法律施行令第1条に定めるものをいいます。

③ 漏えい

ネットワーク上の事由および紙、磁気ディスク等の盗難ならびに使用人による持ち出し等により、個人情報によって識別される本人以外の第三者に知られた^(注2)ことをいいます。ただし、保険契約者または被保険者が意図的に第三者に知らせた場合および既に公知・公表されている場合を除きます。

④ 使用人

被保険者の役員、使用人^(注3)および労働者派遣を業として行う事業者から被保険者へ派遣された労働者をいい、その地位にあった者を含みます。

⑤ 第三者

次のアからウのいずれかに該当する者以外の者をいいます。

ア. 保険契約者、被保険者またはこれらの者によって個人情報の使用もしくは管理を認められた者

イ. アの法定代理人またはその使用人

ウ. 被保険者の家族

⑥ 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。

⑦ 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次のアまたはイに掲げるものをいいます。

ア. 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ. 個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

⑧ 保有個人データ

被保険者が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって次のアからオに掲げるもの以外のものをいいます。

ア. その個人データの存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害がおよぶおそれがあるもの

イ. その個人データの存否が明らかになることにより、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの

ウ. その個人データの存否が明らかになることにより国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

エ. その個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障をきたすおそれがあるもの

オ. 取得後6ヶ月以内に消去することとなるもの

⑨ ネットワーク

主たる目的が情報処理または情報通信であるコンピュータ等の情報処理機器・設備が有線・無線の回線を利用して通信または放送等のために接続されたものをいい、接続に使用される情報処理機器・設備および通信用回線を含みます。

⑩ 初年度契約

当会社を引受保険会社とする個人情報漏えい賠償追加条項（地方自治体特約条項

用) (全国町村会用) を付帯した保険契約 (以下「個人情報漏えい保険契約」といいます。) の保険期間の終了日^(注4) を保険期間の開始日とする保険契約以外の個人情報漏えい保険契約をいいます。

⑪ 被害者

漏えいしたまたはそのおそれがある個人情報によって識別される特定の個人のことをいいます。

⑫ 電磁的記録

電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により作られる記録をいいます。

⑬ 被保険者の業務

次のアからクに掲げる業務をいいます。

ア. 自治体施設の保守管理業務

イ. 学校教育業務

ウ. 社会教育業務

エ. 社会体育業務

オ. 社会福祉業務

カ. 自治体施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事発注業務

キ. 強制執行または即時強制業務

ク. その他自治体の行う業務。ただし医療 (予防接種業務及び健診業務を除く)、上水道施設の管理、下水道施設の管理に関する業務を除きます。

(注1) その他の記述等

文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。

(注2) 第三者に知られた

知られたと合理的に推定できる場合を含みます。

(注3) 使用人

下請負人を除きます。

(注4) 保険期間の終了日

その保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。

第5条 (1 事故、1 請求の定義)

- (1) この追加条項が付帯された契約において、同一の原因または自由によって事故が発生した場合には、被害者の数のいかに問わず、最初に事故が発生したときに全体で1つの事故が発生したものとみなします。
- (2) 支払限度額または免責金額の適用において、1請求とは、請求または被害者の数のいかに問わず、同一の原因または事由に起因して被保険者に対して提起されたすべての請求をいい、最初に請求が提起されたときに全体で1請求が提起されたものとみなします。

第6条（求償権の不行使）

この追加条項が付帯された契約において、当社は、普通約款第21条（代位）の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人に対するものにかぎり、これを行使しません。ただし、これらの者の故意によって生じた損害については除きます。

第7条（事故および損害発生の場合の手続）

- (1) この追加条項が付帯された保険契約において、保険契約者または被保険者は、普通約款第16条（事故の発生）の規定に加え、事故の発生を知った後、遅滞なく、損害が確定した後、被保険者が講じた事故の対応策について実施の時期、内容または実施にかかった費用を証明するための資料を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合または(1)に規定する提出資料につき知っている事実を表示せずもしくは不実の表示をした場合は、当社は、それにより当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第8条（読替規定）

第1条（当社の支払責任）(1)を適用する場合、次の①から⑩に掲げるとおり普通約款の規定を読み替えて適用するものとします。

- ① 第2条（損害の範囲および責任の限度）(2)の規定中「1回の事故について」とあるのを「1請求について」
- ② 第2条（損害の範囲および責任の限度）(3)の規定中「事故」とあるのを「損害賠償請求」
- ③ 第2条（損害の範囲および責任の限度）(4)の規定中「(1)②から⑥まで」とあるのを「(1)②、④および⑤」
- ④ 第5条（責任の始期および終期）(1)ただし書の規定中「保険料領収前に生じた保険事故」とあるのを「保険料領収前に提起された損害賠償請求」
- ⑤ 第6条（調査）の規定中「事故」とあるのを「事故または事故の原因となるべき偶

然な事故」

- ⑥ 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が生じる前に」とあるのを「損害賠償請求が提起された時より前に」
- ⑦ 第7条（告知義務）(4)の規定中「事故が生じた後に」とあるのを「損害賠償請求が提起された後に」
- ⑧ 第8条（通知義務）(4)の規定中「承認請求書を受領するまでの間に生じた事故」とあるのを「承認請求書を受領するまでの間に提起された損害賠償請求」
- ⑨ 第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(4)の規定中「追加保険料領収前に生じた事故」とあるのを「追加保険料領収前に提起された損害賠償請求」
- ⑩ 第16条（事故の発生）①の規定中「事故」および「事故発生」とあるのをそれぞれ「偶然な事由による個人情報の漏えいまたはそのおそれ」および「個人情報の漏えいまたはそのおそれ」

第9条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

34. 個人情報漏えい対応費用担保追加条項（地方自治体特約条項用）（全国町村会用）

第1条（当会社の支払責任）

(1) 当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者の業務の遂行に関し、初年度契約の始期日以降に日本国内において発生した個人情報の漏えいまたはそのおそれ（以下「事故」といいます。）に起因して、普通約款第5条（責任の始期および終期）に規定する保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に、被保険者が個人情報漏えい対応費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、被保険者が事故への対応を行う上で要した必要かつ不可欠な費用にかぎり、かつ、保険期間中に次の①から③に掲げる事由のいずれかがなされることにより事故の発生が客観的に明らかになった場合にかぎります。

- ① 被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等
- ② 他の行政庁または警察への届出（文書による届出または報告等にかぎります。）
- ③ 本人またはその家族への謝罪文の送付

(2) (1)において、事故が発生した時を特定できない場合には、事故が発生したことを保険契約者、被保険者または当会社のいずれかが最初に知った時に事故が発生したものとみなします。

第2条（個人情報漏えい対応費用）

(1) この追加条項において、個人情報漏えい対応費用とは、次の①から④に掲げる費用のことをいいます。

- ① 事故の発生状況もしくはその対応策の説明または事故の発生を防止できなかったことへの謝罪を新聞またはテレビ等のマスメディアを通じて行う場合に要した費用
- ② 事故の対応または解決のために支出した次のアからクに掲げる費用
 - ア. 事故原因調査費用
 - イ. 被害者との通信費^(注1) または被害者との通信業務をコールセンター会社に委託する費用
 - ウ. 交通費、出張費および宿泊費等
 - エ. 文書^(注2) 作成のために要する費用

オ. 事故の原因調査および再現実験に要する費用^(注3)ならびに事故の再発防止策を実施する費用

カ. 事故の拡大の防止に努めるために要した費用

キ. 弁護士等への相談費用

ク. 被保険者がその事故について他人に損害賠償の請求^(注4)をすることができる場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用

③ 事故の発生を防止できなかったことへの謝罪として支出した見舞品^(注5)の購入費用^(注6)ただし、見舞品の送付先1件あたり500円を限度とします。

④ 被保険者が①から③に掲げる費用の対象となる措置を行うために第三者のコンサルティング、類似の指導等を受けるために要した費用。ただし、事前に当会社の書面による同意を得て支出したものにすぎません。

(2) (1)に掲げる費用には、次の①から⑥に掲げる費用を含みません。

① この保険契約により保険金が支払われる損害と同一または同種の損害に対して保険金を支払う保険契約の保険料

② 金利・手数料等、資金調達に関する費用

③ 被保険者の法定代理人の報酬・給与^(注7)

④ 被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者がその対応のために支出した訴訟費用もしくは弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用^(注8)

⑤ 被保険者が支出あるいは負担すると否とを問わず、ネットワークを構成する機器・設備の修理、回収、代替、検査、交換または改善に直接要する費用

⑥ 合理的な理由がなく、通常の措置にかかる費用以上に要した費用

(注1) 通信費

お詫び状作成費用および見舞品送付費用を含みます。

(注2) 文書

相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎります。

(注3) 事故の原因調査および再現実験に要する費用

意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。

(注4) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注5) 見舞品

見舞金を除きます。

(注6) 購入費用

被保険者が製造または販売する製品を見舞品とする場合は、当該製品の製造原価とします。

(注7) 報酬・給与

名目のいかんを問いません。

(注8) 訴訟費用もしくは弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用

損害賠償金、和解金またはこれらに類する費用をいいます。

第3条 (用語の定義)

この追加条項が付帯された契約において、次の①から⑫に掲げる用語は、それぞれ以下の定義に従います。

① 個人情報

個人に関する情報であって、次のアまたはイのいずれかに該当するものをいいます。

ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等^(注1)により特定の個人を識別することができるもの。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。

イ. 個人識別符号が含まれるもの

② 個人識別符号

個人情報の保護に関する法律施行令第1条に定めるものをいいます。

③ 漏えい

ネットワーク上の事由および紙、磁気ディスク等の盗難ならびに使用人による持ち出し等により、個人情報によって識別される本人以外の第三者に知られた^(注2)ことをいいます。ただし、保険契約者または被保険者が意図的に第三者に知らせた場合および既に公知・公表されている場合を除きます。

④ 使用人

被保険者の役員、被保険者との間に使用従属関係がある者および労働者派遣を業として行う事業者から被保険者へ派遣された労働者をいい、その地位にあった者を含み、下請負人を除きます。

⑤ 第三者

次のアからウのいずれかに該当する者以外の者をいいます。

ア. 保険契約者、被保険者またはこれらの者によって個人情報の使用もしくは管理

を認められた者

イ. アの法定代理人またはその使用人

ウ. 被保険者の家族

⑥ 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。

⑦ 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次のアまたはイに掲げるものをいいます。

ア. 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ. 個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

⑧ 保有個人データ

被保険者が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって次のアからオに掲げるもの以外のものをいいます。

ア. その個人データの存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害がおよぶおそれがあるもの

イ. その個人データの存否が明らかになることにより、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの

ウ. その個人データの存否が明らかになることにより国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

エ. その個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障をきたすおそれがあるもの

オ. 取得後6ヶ月以内に消去することとなるもの

⑨ ネットワーク

主たる目的が情報処理または情報通信であるコンピュータ等の情報処理機器・設備が有線・無線の回線を利用して通信または放送等のために接続されたものをいい、接続に使用される情報処理機器・設備および通信用回線を含みます。

⑩ 初年度契約

当会社を引受保険会社とする個人情報漏えい賠償追加条項を付帯した保険契約（以下「個人情報漏えい保険契約」といいます。）の保険期間の終了日^{（注3）}を保険期間の開始日とする保険契約以外の個人情報漏えい保険契約をいいます。

⑪ 被害者

漏えいしたまたはそのおそれがある個人情報によって識別される特定の個人のことをいいます。

⑫ 電磁的記録

電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により作られる記録をいいます。

⑬ 被保険者の業務

次のアからクに掲げる業務をいいます。

ア. 自治体施設の保守管理業務

イ. 学校教育業務

ウ. 社会教育業務

エ. 社会体育業務

オ. 社会福祉業務

カ. 自治体施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事発注業務

キ. 強制執行または即時強制業務

ク. その他自治体の行う業務。ただし医療（予防接種業務及び健診業務を除く）、上水道施設の管理、下水道施設の管理に関する業務を除きます。

（注1）その他の記述等

文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。

（注2）知られた

知られたと合理的に推定できる場合を含みます。

（注3）保険期間の終了日

その保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日

第4条（損害の額の算定）

この保険契約において、当社が保険金を支払うべき第1条（当会社の支払責任）(1)の損害の額は、損害が生じたことに関して他人から回収した金額がある場合は、その金額を

控除した額とします。

第5条（個人情報漏えい対応費用の保険金支払額および責任の限度）

当社は、この追加条項が付帯された保険契約においては、第2条（個人情報漏えい対応費用）に規定する損害の額に90%を乗じた額を保険金として支払います。ただし、当社が1事故につき支払うべき保険金は1,000万円を限度とし、かつ、保険期間中を通じて3,000万円を超えないものとします。

第6条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

事故発生時の連絡先一覧

事故が発生したときには、すみやかに最寄の損害保険ジャパン日本興亜保険金サービス課までご連絡ください。

(2020年1月現在)

地域	県名	担当保険金サービス課	〒	所在地	電話番号	FAX番号
北海道	北海道	北海道火災新種保険金サービス課	060-8552	札幌市中央区北1条西6-2	(011) 222-4011	(011) 251-5894
東北	青森	青森保険金サービス課	030-0801	青森市新町1-1-14	(017) 773-2711	(017) 773-4420
	岩手	盛岡保険金サービス課	020-0021	盛岡市中央通2-11-17	(019) 653-4145	(019) 653-2687
	宮城	仙台火災新種保険金サービス課	983-0852	仙台市宮城野区榴岡3-7-35	(022) 298-2280	(022) 298-2290
	秋田	秋田保険金サービス課	010-0921	秋田市大町3-3-15	(018) 862-8434	(018) 863-7924
	山形	山形保険金サービス課	990-0023	山形市松波1-1-1	(023) 624-1735	(023) 625-0020
	福島	郡山保険金サービス課	963-8878	郡山市堤下町9-4	(024) 922-2614	(024) 922-2458
関東	茨城	茨城火災新種保険金サービス課	310-0021	水戸市南町2-6-13	(029) 302-5161	(029) 231-8354
	栃木	栃木保険金サービス課	320-0811	宇都宮市大通り1-1-11	(028) 627-8195	(028) 624-5738
	群馬	群馬保険金サービス課	371-0023	前橋市本町2-11-2	(027) 223-5120	(027) 243-6154
	埼玉	埼玉火災新種保険金サービス課	330-0854	さいたま市大宮区桜木町4-82-1	(048) 648-6006	(048) 647-5869
	千葉	千葉火災新種保険金サービス課	260-8560	千葉市中央区弁天1-15-3-3F	(043) 252-1800	(043) 252-1836
	東京	団体保険金サービス第二課	164-8608	中野区中野4-10-2	(03) 5913-3822	(03) 3385-3708
	神奈川	神奈川火災新種保険金サービス課	231-8422	横浜市中区本町2-12	(045) 661-2626	(045) 201-2061
	山梨	山梨保険金サービス課	400-0031	甲府市丸の内1-12-4	(055) 237-7289	(055) 237-7323
信越北陸	新潟	新潟火災新種保険金サービス課	950-8661	新潟市中央区万代1-4-33	(025) 244-5191	(025) 244-8130
	富山	富山保険金サービス課	930-0029	富山市本町3-21	(076) 441-3375	(076) 433-2050
	石川	金沢火災新種保険金サービス課	920-8558	金沢市香林坊1-2-21	(076) 232-2434	(076) 232-2193
	福井	福井保険金サービス課	910-8528	福井市中央3-6-2	(0776) 21-6128	(0776) 84-0153
	長野	長野保険金サービス課	380-0824	長野市南石堂町1293	(026) 228-7331	(026) 228-7341
		長野火災新種保険金サービス課(松本)	390-0874	松本市大手3-4-5	(0263) 33-3114	(0263) 37-0452
東海	岐阜	愛知火災新種保険金サービス第二課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21	(052) 953-3903	(052) 953-3092
	静岡	静岡火災新種保険金サービス課	420-0031	静岡市葵区呉服町1-1-2	(054) 254-1291	(054) 254-3529
	愛知	愛知火災新種保険金サービス第一課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21	(052) 953-3911	(052) 953-3691
	三重	愛知火災新種保険金サービス第一課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21	(052) 953-3911	(052) 953-3691
近畿	滋賀	京都火災新種保険金サービス課	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町801	(075) 343-6717	(075) 343-6727
	京都	京都火災新種保険金サービス課	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町801	(075) 343-6717	(075) 343-6727
	大阪	大阪火災新種保険金サービス第一課(賠償・公金)	541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	(06) 4704-2024	(06) 4704-2135
		大阪傷害・所得保険金サービス課(補償)	541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	(06) 4704-2238	(06) 4704-2403
	兵庫	兵庫火災新種保険金サービス課	650-0023	神戸市中央区栄町通4-2-16	(078) 371-1017	(078) 371-1026
	奈良	大阪火災新種保険金サービス第二課(賠償・公金)	541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	(06) 4704-2040	(06) 4704-2147
		大阪傷害・所得保険金サービス課(補償)	541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	(06) 4704-2238	(06) 4704-2403
	和歌山	大阪火災新種保険金サービス第二課(賠償・公金)	541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	(06) 4704-2040	(06) 4704-2147
	大阪傷害・所得保険金サービス課(補償)	541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	(06) 4704-2238	(06) 4704-2403	
中国	鳥取	松江保険金サービス課	690-0007	松江市御手船場町549-1	(0852) 21-9755	(0852) 21-8970
	島根	松江保険金サービス課	690-0007	松江市御手船場町549-1	(0852) 21-9755	(0852) 21-8970
	岡山	岡山火災新種保険金サービス課	700-0913	岡山市北区大供1-2-10	(086) 232-3665	(086) 223-1565
	広島	広島火災新種保険金サービス課	730-8710	広島市中区紙屋町2-1-22-10F	(082) 243-6364	(082) 243-6147
	山口	下関保険金サービス課	750-0018	下関市豊前田町2-8-10	(083) 231-6686	(083) 224-0231
四国	徳島	高松火災新種保険金サービス課	760-0056	高松市中新町2-8	(087) 833-3273	(087) 833-3319
	香川	高松火災新種保険金サービス課	760-0056	高松市中新町2-8	(087) 833-3273	(087) 833-3319
	愛媛	松山保険金サービス第二課	790-0011	松山市千舟町4-6-3	(089) 946-0044	(089) 932-0121
	高知	高知保険金サービス課	780-0822	高知市はりまや町1-5-1-7F	(088) 880-5057	(088) 880-5070
九州	福岡	福岡火災新種保険金サービス第一課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17	(092) 481-0910	(092) 481-0902
		福岡火災新種保険金サービス第二課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17	(092) 481-0930	(092) 481-0904
	佐賀	福岡火災新種保険金サービス第二課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17	(092) 481-0930	(092) 481-0904
	長崎	長崎保険金サービス課	850-0032	長崎市興善町2-24	(095) 821-0090	(095) 821-2566
	熊本	熊本火災新種保険金サービス課	860-0844	熊本市中央区水道町9-31	(096) 326-9020	(096) 322-3990
	大分	大分保険金サービス課	870-0027	大分市末広町2-10-22	(097) 538-1586	(097) 532-9847
	宮崎	宮崎保険金サービス課	880-0805	宮崎市橘通東5-3-10	(0985) 27-7137	(0985) 28-1737
	鹿児島	鹿児島火災新種保険金サービス課	890-0053	鹿児島市中央町11番地-5F	(099) 812-7512	(099) 251-1124
	沖縄	沖縄保険金サービス課	900-0015	那覇市久茂地3-21-1-5F	(098) 862-2091	(098) 868-9239

ご契約に関する問い合わせ先

ご質問、ご相談等は、下記の最寄の損害保険ジャパン日本興亜支店、課、支社にご照会ください

(2020年1月現在)
受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

地域	県名	部店名	担当店名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
北海道	北海道	札幌支店	法人第一支社	060-8552	札幌市中央区北1条西6-2	(011) 281-6144	(011) 210-6308
		北海道支店	旭川自動車法人支社	070-0033	旭川市三条通9-710	(0166) 27-1055	(0166) 26-6480
		南北海道支店	函館支社	040-0015	函館市梁川16-24	(0138) 56-3711	(0138) 52-3900
		東北北海道支店	釧路支社	085-0018	釧路市黒金町10-3	(0154) 23-2564	(0154) 22-9422
東北	青森	青森支店	青森支社	030-0801	青森市新町1-1-14	(017) 777-7171	(017) 777-0505
	岩手	岩手支店	盛岡支社	020-0021	盛岡市中央通2-11-17	(019) 653-4141	(019) 653-3427
	宮城	仙台支店	法人第一支社	983-0852	仙台市宮城野区榴岡3-7-35	(022) 298-1352	(022) 298-2271
	秋田	秋田支店	法人支社	010-0921	秋田市大町3-3-15	(018) 862-4463	(018) 864-8538
	山形	山形支店	山形第二支社	990-0023	山形市松波1-1-1	(023) 623-7043	(023) 626-1338
	福島	福島支店	福島支社	960-8105	福島市仲間町9-16	(024) 523-2291	(024) 503-0385
関東	茨城	茨城支店	法人支社	310-0021	水戸市南町2-4-46	(029) 231-8043	(029) 221-8047
	栃木	栃木支店	法人支社	320-0811	宇都宮市大通り1-1-11	(028) 627-8071	(028) 627-0067
	群馬	群馬支店	法人支社	371-0023	前橋市本町1-4-4	(027) 223-5111	(027) 243-6153
	埼玉	埼玉中央支店	法人支社	330-0854	さいたま市大宮区桜木町2-285-2	(048) 648-6010	(048) 648-6011
	千葉	千葉支店	法人支社	260-0026	千葉市中央区千葉港8-4	(043) 243-3086	(043) 243-3064
	東京	団体・公務開発部	第三課	160-8338	新宿区西新宿1-26-1	(03) 3349-9588	(03) 6388-0162
	神奈川	横浜支店	営業一課	231-0007	横浜市中区弁天通5-70	(045) 661-2713	(045) 201-7252
	山梨	山梨支店	法人支社	400-0858	甲府市相生1-4-23	(055) 233-7837	(055) 233-5135
信越北陸	新潟	新潟支店	法人支社	950-8661	新潟市中央区万代1-4-33	(025) 244-5181	(025) 244-5177
	富山	富山支店	法人支社	930-0029	富山市本町3-21	(076) 444-5005	(076) 444-5010
	石川	金沢支店	法人支社	920-8558	金沢市香林坊1-2-21	(076) 262-2507	(076) 232-1195
	福井	福井支店	法人支社	910-8528	福井市中央3-6-2	(0776) 24-0204	(0776) 84-2390
	長野	長野支店	長野法人支社	380-0816	長野市三輪武井1313-11	(026) 235-8126	(026) 235-8064
東海	岐阜	岐阜支店	法人支社	500-8842	岐阜市金町5-20	(058) 266-8625	(058) 266-4038
	静岡	静岡法人営業部	静岡法人支社	420-0031	静岡市葵区呉服町1-1-2	(054) 254-2411	(054) 251-7824
	愛知	名古屋企業営業部	金融公務室	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21	(052) 953-3894	(052) 953-3695
	三重	三重支店	津支社	514-0004	津市栄町3-115	(059) 226-3011	(059) 228-4397
近畿	滋賀	滋賀支店	営業課	520-0806	大津市打出浜3-20	(077) 523-3185	(077) 522-2078
	京都	京都支店	法人支社	604-8152	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671	(075) 252-1016	(075) 283-0135
	大阪	大阪金融公務部	第一課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	(06) 6449-1050	(06) 6449-1388
	兵庫	神戸支店	法人第一支社	650-8501	神戸市中央区栄町通3-3-17	(078) 333-2595	(078) 333-2674
	奈良	奈良支店	法人支社	630-8115	奈良市大宮町6-2-8	(0742) 34-9161	(0742) 34-3272
和歌山	和歌山支店	和歌山中央支社	640-8331	和歌山市美園町3-32-1	(073) 433-0400	(073) 431-3479	
中国	鳥取	山陰支店	鳥取支社	680-0822	鳥取市今町2-112	(0857) 23-3301	(0857) 27-1510
	島根	山陰支店	松江支社	690-0007	松江市御手船場町549-1	(0852) 21-9700	(0852) 27-7841
	岡山	岡山支店	法人支社	700-0913	岡山市北区大供1-2-10	(086) 225-1045	(086) 225-1220
	広島	広島支店	法人第一支社	730-0031	広島市中区紙屋町1-2-22	(082) 243-6201	(082) 542-5597
	山口	山口支店	法人支社	753-0076	山口市泉都町7-11	(083) 924-3005	(083) 923-8053
四国	徳島	徳島支店	法人支社	770-0939	徳島市かちどき橋1-25	(088) 655-9637	(088) 622-9656
	香川	高松支店	法人支社	760-0027	高松市紺屋町1-6	(087) 825-0915	(087) 825-0910
	愛媛	愛媛支店	法人支社	790-0011	松山市千舟町4-6-3	(089) 943-1917	(089) 933-9582
	高知	高知支店	高知中央支社	780-0870	高知市本町2-1-6	(088) 822-6205	(088) 822-5364
九州	福岡	福岡支店	営業第一課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17	(092) 481-5310	(092) 414-9871
	佐賀	佐賀支店	債権支社(マーケット推進グループ)	840-0804	佐賀市神野東1-3-18	(0952) 23-8191	(0952) 23-0394
	長崎	長崎支店	長崎支社	850-0033	長崎市万才町3-16	(095) 826-7222	(095) 826-7213
	熊本	熊本支店	法人支社	860-0805	熊本市中央区水道町9-31	(096) 326-9355	(096) 322-6108
	大分	大分支店	法人支社	870-0027	大分市末広町2-10-22	(097) 538-1510	(097) 532-7940
	宮崎	宮崎支店	法人支社	880-0805	宮崎市橘通東5-3-10	(0985) 27-8351	(0985) 26-6112
	鹿児島	鹿児島支店	法人支社	890-0053	鹿児島市中央町11	(099) 812-7504	(099) 251-1025
	沖縄	沖縄支店	法人支社	900-0015	那覇市久茂地3-21-1	(098) 861-4577	(098) 864-1580

引受幹事保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第三課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-5408
取扱代理店 株式会社千里 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内 TEL 03-5512-4750

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいております有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損害保険ジャパン株式会社」になります。

